

九訂

特別研修資料第3号

# 徴収事務解説

法務総合研究所

九訂

特別研修資料第3号

# 徴収事務解説

法務総合研究所

## 九訂版のはしがき

この資料は、平成25年3月19日付け法務省刑総訓第4号をもって徴収事務規程の全面改正が行われ、これが同年4月1日から施行されたことに伴い、同22年3月に刊行された八訂特別研修資料第3号を基にして改訂したものである。

改訂に当たっては、臺孝一大臣官房人事課上席補佐官を煩わし、刑事局総務課検務係の協力を得た。

平成 27 年 3 月

法務総合研究所

## 八訂版のはしがき

本書は、平成13年に刊行された七訂版特別研修資料第3号「徴収事務解説」を基に、その後の刑法、刑事訴訟法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部改正や、総合法律支援法（平成16年法律第74号）、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号）等の新たな法律が施行されたことなどに伴う規程の改正、通達等を織り込んだものである。

改訂に当たっては、森田久弘大臣官房秘書課企画調整官を煩わし、山田美子刑事局総務課裁判員制度啓発第一係長（前同課検務第一係長）及び楠元正直同課検務第一係長の協力を得た。

平成 22年 3月

法務総合研究所

## 七訂版のはしがき

七訂版「徴収事務解説」（特別研修資料第3号）をここに刊行する。

本書は、平成9年3月に六訂版として発刊された同資料を基に、その後の規程の改正を織り込むとともに、利用者の便を図るため、索引（事項、判例、検務実務家会同、通達等）を設けたものである。

今回の改訂に当たっては、富永康雄刑事局総務課補佐官に加筆、補筆の労を煩わした。

平成 13年 3月

法務総合研究所

## 六訂版のはしがき

この資料は、平成8年3月8日付け法務省刑総訓第196号をもって徴収事務規程の全面改定が行われ、これが同年4月1日から施行されたことに伴い、平成2年3月に刊行された五訂特別研修資料第3号を基にして改訂したものである。改訂に当たっては、刑事局総務課検務第二係長森田久弘氏に加筆、補筆の労を煩わし、同課補佐官大霜憲司氏が校閲した。

平成 9年 3月

法務総合研究所

## 五訂版のはしがき

五訂版「徴収事務解説」（特別研修資料第3号）をここに刊行する。

本書は、昭和59年3月に四訂版として発刊された同資料を基に、その後の規程の改正、参考となる判例及び通達などを織り込んだものである。

今回の改訂に当たっては、近藤康利刑事局総務課補佐官に加筆、補筆の労を煩わした。

平成2年3月

法務総合研究所

## 四訂版のはしがき

四訂版特別研修資料3号として本書を刊行する。

この資料は、昭和53年12月に発刊された三訂特別研修資料第3号「徴収事務解説」を基に、その後の規程の改正、通達等を織り込んだものである。改訂に当たっては、武内道明刑事局総務課補佐官に加筆、補筆の労を煩わした。

なお、旧版の紙型を利用した部分があるので、仮名遣いで不統一な箇所があることをお断りしておく。

昭和59年3月

法務総合研究所

## 三訂版のはしがき

三訂特別研修資料第3号として本書を刊行する。

この資料は、昭和51年3月に発刊された再訂特別研修資料第3号「徴収事務解説」を基に、その後の規程の改正、通達、質疑回答を織り込んだものである。改訂に当たっては、傳法谷 弘刑事局総務課長補佐に加筆、補筆の労を煩わした。

なお、昭和50年以降、支部、区検において全国的に実施されている検務事務処理票による事務処理については、三訂特別研修資料第4号「事件事務解説」の中で解説されているので、本書ではこれを割愛した。また、本書は、旧版の紙型を利用した部分があるので、仮名遣いに不統一な箇所があることをお断りしておく。

昭和53年12月

法務総合研究所

## 再訂版のはしがき

この資料は、昭和44年3月に発刊された改訂特別研修資料第3号「徴収事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達、質疑回答を織り込んだものである。改訂に当たっては、長塚享刑事局総務課長補佐を煩わし、依谷利幸刑事局総務課長及び西本昌基研修第二部長が校閲した。

なお、本書は予算上の都合により、旧版の紙型を利用した部分があるため、現行の当用漢字、仮名遣いでない箇所があることをお断りしておく。

昭和51年3月

法務総合研究所

## はしがき

改訂特別研修資料第3号として本書を刊行する。

この資料は、検察庁における徴収金にかかる裁判の執行事務について解説したものであり、昭和41年6月に発刊した特別研修資料第3号「徴収事務解説」を基として、その後の規程の改正、質疑回答等を織り込んだものである。

本書は、法務省刑事局係官からも種々ご教示を得て、東京区検察庁副検事河井貫司氏と最高検察庁庶務課長山本正義氏が共同で執筆され、また、その一部について鳥取地方検察庁事務局長土屋芳夫氏と東京高等検察庁徴収課徴収第1係長草野茂彦氏の協力を得たものである。

検察事務官のための普通科、高等科研修の基本教材および事務処理上の参考書として活用願いたい。

昭和44年3月

法務総合研究所

## 目次

総論	
第1章 徴収金の意義	1
第1 徴収金の意義	1
第2 徴収金の性格及び区分	2
第2章 徴収金に係る裁判の執行	4
第1 自由刑の執行との相違	4
第2 執行に関する基本法令等	5
第3 執行指揮者及び執行機関	10
第4 執行の時期	13
第5 徴収金の時効	15
第3章 徴収事務規程について	24
第1 規程の制定及び改正	24
第2 規程の内容	27
第3 規程の改正経過	28
各論	
第1章 総則	29
第1 目的（規程第1条）	29
第2 処理の公正等（規程第2条）	29
第3 徴収主任（規程第3条）	30
第4 事務年度（規程第4条）	32
第5 検察総合情報管理システムによる管理（規程第5条）	33
第2章 徴収	34
第1 徴収金に係る裁判結果の管理（規程第6条）	34

第2  上訴申立て等の管理（規程第7条）	35
第3  訴訟費用額の算定申立て（規程第8条）	36
第4  訴訟費用の執行免除申立ての特則に関する通知等（規程第9条）	37
第5  罰金等の裁判の執行指揮（規程第10条）	37
第6  訴訟費用の裁判の執行指揮（規程第11条）	52
第7  訴訟記録等への表示（規程第12条）	56
第8  徴収金の集計（規程第13条）	56
第9  納付告知（規程第14条）	57
第10  督促（規程第15条）	62
第11  一部納付の申出等（規程第16条）	64
第12  納付延期の申出等（規程第17条）	67
第13  関係機関に対する照会（規程第18条）	68
<b>第3章  収納</b>	<b>70</b>
第1節  現金又は証券による収納	71
第1  持参に係る現金等の収納手続（規程第19条）	71
第2  犯罪被害財産追徴金の収納手続（規程第20条）	72
第3  送付に係る現金等の収納手続（規程第21条）	74
第4  現金等の収納後の手続等（規程第22条、第23条）	76
第2節  印紙による収納	84
第1  印紙の収納手続（規程第24条）	84
第2  印紙収納後の手続（規程第25条）	86
<b>第4章  強制執行</b>	<b>87</b>
第1  強制執行手続の依頼（規程第26条）	87
第2  強制執行手続依頼後の納付（規程第27条）	93

第3  配当金の受領手続（規程第28条）	94
第4  詐害行為の取消し	97
<b>第5章  労役場留置の執行</b>	<b>99</b>
第1  労役場留置の執行指揮（規程第29条）	99
第2  仮出場（規程第30条）	103
第3  労役場留置執行のための呼出し（規程第31条）	104
第4  収容状の発付（規程第32条）	104
第5  収容状執行指揮の取消し（規程第33条）	106
第6  労役場留置執行指揮の取消し（規程第34条）	106
第7  労役場留置執行指揮の変更（規程第35条）	107
第8  労役場留置の執行停止等（規程第36条）	108
第9  労役場留置執行指揮後の通知等（規程第37条）	110
<b>第6章  徴収停止</b>	<b>112</b>
第1  徴収停止（規程第38条）	112
第2  徴収停止の取消し（規程第39条）	115
<b>第7章  徴収不能決定</b>	<b>116</b>
第1  法律上執行不能の場合の徴収不能決定（規程第40条）	116
第2  事実上執行不能の場合の徴収不能決定（規程第41条）	118
第3  徴収不能決定の処分管理	119
<b>第8章  仮納付</b>	<b>121</b>
第1  仮納付の告知、仮納付金の督促等（規程第42条、第43条）	121
第2  仮納付金の収納手続（規程第44条）	123
第3  仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判の確定 （規程第45条）	124
第4  仮納付の裁判の執行状況の確認（規程第46条）	125

4 目 次

第5章 仮納付金の調整（規程第47条）	125
第6章 仮納付と本案の裁判の執行（規程第48条）	126
第7章 仮納付と正式裁判の請求等に関わる調整等（規程第49条、第50条）	127
第8章 無罪等の通知（規程第51条）	128
第9章 罰金刑執行猶予の取消し等	130
第1章 罰金刑執行猶予の手続（規程第52条）	130
第2章 罰金刑執行猶予取消し後の処置（規程第53条）	130
第10章 過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行	131
過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行（規程第54条）	131
第11章 訴訟費用の予納	134
第1章 訴訟費用の予納（規程第55条）	134
第2章 予納金に係る訴訟費用の裁判の執行等（規程第56条）	136
第3章 上訴等に関する手続（規程第57条）	138
第12章 国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行	140
国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行（規程第58条）	140
第13章 共助	141
第1章 徴収金執行指揮の囑託（規程第59条）	141
第2章 徴収金執行指揮の受託（規程第60条）	144
第3章 徴収金執行指揮の転囑及び返囑（規程第61条）	144
第4章 徴収金執行指揮の転囑及び返囑受理（規程第62条）	146
第5章 徴収金執行指揮の囑託後の手続等（規程第63条）	146
第14章 統計報告等	148

目 次 5

第1章 徴収金に関する統計報告（規程第64条）	148
第2章 印紙納付調査書（規程第65条）	149
第3章 検査報告（規程第66条）	149
第15章 雑則	151
第1章 過誤の訂正（規程第67条）	151
第2章 裁判確定前の特例（規程第68条）	152
第3章 関係書類の整理（規程第69条）	153
第4章 特別取扱い（規程第70条）	153
事項索引	154
判例索引	159
通達等索引	160
附一1 徴収金確定基準一覧表	1
附一2 訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した場合における 国選弁護人の訴訟費用額の算定について	3
附一3 被害回復給付金の支給手続について	4
附一3の2 被害回復給付金支給法の概要	5
附一4 国際刑事裁判所に対する執行協力に関する事務手続 について	6
附一5 徴収事務規程	7

## 総論

### 第1章 徴収金の意義

#### 第1 徴収金の意義

徴収金とは、徴収事務規程（平成25年法務省刑総訓第4号大臣訓令。以下「規程」という。）第1条に定める罰金，科料，追徴，過料，没取，訴訟費用，費用賠償，仮納付（注1），犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者等保護法」という。）第17条第1項の費用（注2）又は民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）第303条第1項の納付金をいう。

これは、現行法上検察官の指揮又は命令によって執行すべきものとされているものの全部である。

なお、このほか、少年法（昭和23年法律第168号）第31条の規定による費用については、非訟事件手続法（平成23年法律第51号。以下「非訟法」という。）第121条の規定が準用されるので、検察官の命令によって執行すべきものと思われるが、少年法の趣旨に鑑みこの費用の徴収は、家庭裁判所の命令によってなすべきものとの見解（注3）によって運用されている。

（注1）仮納付は、罰金，科料又は追徴に係る裁判の言渡しをした場合において、それに相当する金額を仮に納付すべきことを命ずる裁判であって、この裁判があれば本案の裁判の確定前に執行することができる（刑事訴訟法第348条）。

（注2）犯罪被害者等保護法の一部改正（平成20年12月1日施行）により、被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせた場合に、裁判所が被害者参加人から被害者参加弁護士への報酬等の費用を徴収することができることとなり、これを検

2 第1章 徴収金の意義

察官が費用賠償の裁判の執行に準じて執行することとされた。

(注3) 家庭裁判月報(昭和26年8月第7号62ページ)

第2 徴収金の性格及び区分

1 徴収金は、刑罰若しくは制裁的要素を内容とするもの又は弁償金的性格を有するもので、全て債権発生の原因が裁判に由来し、検察官の指揮又は命令によって執行すべきものである。

この徴収金は、納付義務者から金銭をもって納付されるものであるが、この納付によって、徴収金に係る裁判内容が実現されるという特質を有する。

すなわち、徴収金は、本来、裁判の執行として徴収されるものであって、これが幾分でも国家の財政に寄与するところがあっても、それは飽くまで裁判の執行の反射的効果としてもたらされるものにすぎないといえよう。

2 徴収金の持つ性格等からこれを区分すれば、次のように分かれる。

(1) 主刑(刑法(明治40年法律第45号)第9条)

ア 罰金(刑法第15条、罰金等臨時措置法(昭和23年法律第251号)第2条)

イ 科料(刑法第17条、罰金等臨時措置法第2条)

(2) 刑に付随する処分

ア 追徴(刑法第19条の2、第197条の5、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第16条)

イ 訴訟費用(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。)第181条、刑事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第41号)、総合法律支援法(平成16年法律第74号)第39条、少年法第45条の3)

ウ 仮納付(刑訴法第348条、交通事件即決裁判手続法(昭和29年法律第113号)第15条、刑訴法第461条)

(3) 刑等とは異なる制裁処分

ア 過料

ウ 刑訴法による過料(刑訴法第133条、第137条、第150条、第160条、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第111条、第112条等)

ウ 民訴法による過料(民訴法第192条、第200条、第201条等)

ウ 非訟法による過料(非訟法第121条、会社法(平成17年法律第86号)第976条～第979条、戸籍法(昭和22年法律第224号)第134条～第137条、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第51条～第53条、刑訴法第38条の4等)

ウ その他の過料(公証人法(明治41年法律第53号)第80条、裁判官分限法(昭和22年法律第127号)第2条等)

イ 没取(刑訴法第96条)

ウ 費用賠償(刑訴法第133条、第137条、第150条、第160条)

エ 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用

オ 民訴法第303条第1項の納付金

## 第2章 徴収金に係る裁判の執行

### 第1 自由刑の執行との相違

- 1 徴収金に係る裁判の執行すなわち財産刑等の裁判の執行は、裁判の内容を国家の権力的行為によって実現する点においては、自由刑の執行と何ら変わるところはない。しかし、その執行の内容が、自由刑にあっては身体的自由の剥奪であるのに対し、財産刑等にあっては財産的価値の剥奪等であるところから、両者の性格は相違している。
- 2 自由刑の執行における自由の剥奪は、当該刑の言渡しを受けた者の身体的自由の剥奪に限られ、非代替的な性格を有するの比べ、財産刑等の執行における財産的価値の剥奪等は、その性質上、当然代替性を有するものである。したがって、財産刑等の執行もまた自由刑の執行と同じく、原則的には一身専属の原則が適用されるものの、第三者による納付（実務上は「代納」と呼ばれる。ただし、納付義務者の意思に反して第三者から納付させることはできない。規程第19条第1項後段）を認める余地があり、また、場合によっては、相続財産に対する執行（刑訴法第491条）が行われることとなる。
- 3 財産刑等の執行の対象が財産的価値の剥奪であるところから、その執行の能、不能が常に問題となり、その執行の方法や対策に重点が置かれている。

これは、自由刑の内容をなす身体的自由の剥奪が、本来の性質として何人も具有するものであるため、逃亡などによりあえてその執行を免れようとする者は別として、いつでも容易に執行することが可能であるのに対し、財産刑等の執行の対象である財産的価値は、何人も常

にこれを具有しているとは限らないので、納付しようとしても経済上の理由から納付できない者が少なからず存在するからにほかならない。

このような観点から、財産刑等の執行では、実務上、一部納付（規程第16条）、納付延期（規程第17条）等、納付義務者の資力に応じた執行方法がある程度認めている。

- 4 自由刑の執行においては、その執行の着手は、多くの場合強制力の施用をもって開始され、あるいは容易に強制力を施用できる状態にあるため、その執行を免れることは事実上極めて困難であるの比べ、財産刑等の執行においては、身体的自由の剥奪がないため、納付をしない者が容易にその執行を免れる可能性を有している。

このような執行の免脱を図る者に対しては、その者の財産の有無を調査するために関係機関に対する照会（規程第18条）などを行い、その者が納付の資力があるとき、又はそれが法人であるときは、強制執行をするなどの措置を講じ、これに対処することになる。

- 5 自由刑の執行は、その性質上、当然継続性を有し、その間に刑事政策上の指導原理とされている教育矯正が実施されるのに対し、財産刑等の執行形態は、原則として執行上の継続性を有せず、完納することによってその執行は直ちに終了し、国家は何ら継続的な教育的干渉をなし得ないこととなる。財産刑の本質が応報的ないし懲戒的といわれるのも、その執行の非継続性が国家の教育的干渉を不可能にしているからといえよう。

### 第2 執行に関する基本法令等

- 1 徴収金に係る裁判は、いずれも検察官の指揮又は命令によって執行するものとされているが、その基本となる法令等は、次のとおりである。

- (1) 刑訴法第472条（執行指揮）
- (2) 刑訴法第490条（財産刑等の執行）
- (3) 民訴法第189条（同法第303条第5項で準用する場合を含む。）（過料等の裁判の執行）
- (4) 非訟法第121条（過料の裁判の執行）
- (5) 規程（徴収金に係る裁判の執行に関する事務手続）

2 徴収金に係る裁判すなわち財産刑等の裁判の執行に関しては、法律上極めて難しい問題が多い。すなわち、「執行指揮とは何か」、「執行機関自体いかなる機関か」、「それらの根拠規定は」というようなことである。

以下、それら基本法令に関しての問題点を要約して、説明するとともに、これに関連する他の法規との関係等についても述べることにする。

#### (1) 刑訴法第472条と刑訴法第490条の関係

まず、第1の問題は、刑訴法第490条が刑訴法第472条の特別規定であるか否かということである。言い換えれば、財産刑等の裁判の執行については、全て刑訴法第472条の規定による検察官の執行指揮を要するかどうかという問題である。この問題に関しては、財産刑等の裁判の執行についても、全て検察官の執行指揮を要するといういわゆる指揮説と、執行指揮を要せず検察官の命令によって執行するといういわゆる命令説とがある。

指揮説を採る見解は、財産刑等の執行についても、死刑や自由刑と同様に、全て刑訴法第472条の規定による検察官の執行指揮を要するものであるとあって、刑訴法第490条の規定は、強制執行の場合に、単に、検察官の命令が執行力のある債務名義と同一の効力を有するというように規定したにすぎないとするものである。そして、

この場合の執行指揮とは、民事執行法による執行文の付与（同法第26条第2項）と同じように、執行してよろしいという旨のいわゆる認証行為であって、その性質上相手方のあるものではないとしている。したがって、財産刑等の執行についても、検察官は、執行指揮機関であって、執行機関ではないとしている。

命令説を採る見解は、死刑、自由刑についての執行は、検察官がこれを指揮するのであるが、刑訴法第490条の規定は刑訴法第472条の例外規定であって、財産刑等の裁判の執行については、検察官の命令によって執行するものであると解している。なお、この説は、更に検察官が納付義務者に対して直接命令する説（直接命令説）と検察事務官や執行官等に命じ、それらの執行機関を通じて執行するという説（間接命令説）とに分かれている。そして、直接命令説は、刑訴法第490条の「検察官の命令によつてこれを執行する」とは、検察官の相手方に対する命令によって検察官が徴収するという意味であって、徴収権すなわち執行権は検察官が持ち、任意徴収の場合は、検察官が検察事務官等の補佐によって徴収し、強制執行の場合は、検察官が執行債権者となるということを規定したものであるとしている。これに対し、間接命令説は、検察官の命令は、直接納付義務者に対して行うものではなく、特定の執行機関に対して命令し、その執行機関が納付義務者に対して執行するものであるとしている。そして、この場合の執行機関は、任意徴収の場合は検察事務官、強制執行の場合は執行官又は執行裁判所であり、また、労務留置の場合は刑事施設の長であるとしている。

しかし、このような指揮説又は命令説のいずれを採る場合においても、現行法の解釈としては、それぞれ疑問が残る。

なお、刑訴法第490条にいう検察官の命令は、その裁判の執行を

8 第2章 徴収金に係る裁判の執行

開始する旨の検察官の決定をいうのであって、納付義務者に対しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有するものであるが、それと同時に検察事務官等の執行機関に対する検察官の執行指揮命令たる性質をも有するものであるとする見解もある。

このように財産刑等の裁判の執行については、諸説があるが、規程は、大体指揮説に沿って、検察官は、財産刑等の執行についても執行を指揮すべき機関であり、その執行機関は、検察事務官等であるという見解の下に規定されている。

(2) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律と財産刑等の強制執行の関係

徴収金に係る裁判の執行手続に、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号。以下「権限法」という。）の適用があるかどうかについては、執行官法（昭和41年法律第111号）が制定されるまでは、関係機関の間で意見の相違があったが、同法の制定を契機として、関係機関との間に、徴収金に係る全ての強制執行につき権限法の適用があるとの解釈を採ることに意見が一致したものである。

(3) 徴収金に関する刑訴法の規定と会計法（昭和22年法律第35号）の規定との関係

徴収金の執行については、財産（現金等）の執行に関するものであることから、会計事務とも密接に関連している。規程も徴収、収納事務につき会計手続に準拠した手続を規定していることから、会計法の規定との関係も明らかにしておく必要がある。

ア 歳入徴収官事務規程等との関係

徴収金の執行は、刑訴法第490条によってこれを検察官が行うこととされているところ、検察官のこれら裁判の執行による反射的

効果としてその相当額が国庫への歳入金となるものである。したがって、規程に定める徴収金指揮印票の作成及び検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）による執行指揮に関する事項の管理は、検察官の執行すべき裁判の把握をするものであり、会計法上の歳入徴収官の調査決定（会計法第6条、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第3条）には当たらないものである。ただし、裁判の執行の結果として、徴収金が納付書により直接日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店。以下「日銀」という。）に納付する方法（以下「日銀納付」という。）により納付された場合又は持参納付された場合には、歳入徴収官が、領収済通知書又は収入官吏からの通知により納付された金額について調査決定（いわゆる事後調定、歳入徴収官事務規程第3条第2項）することとされている。

イ 国の債権の管理等に関する法律との関係

一般的に国の債権の管理に関する事務処理については、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。）に基づき処理することとされているところ、徴収金については、その適用が除外されている。具体的には、債権管理法第3条第1項第1号において、「罰金、科料、刑事追徴金、過料及び刑事訴訟費用並びにこれらに類する徴収金で政令で定めるものに係る債権」は適用しないとされており、ここで「政令で定めるものに係る債権」とは、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第3条第1号、第3号ないし第5号及び第9号に規定された民訴法第303条第1項の納付金、仮納付金、没取、費用賠償、犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用（注）である。

10 第2章 徴収金に係る裁判の執行

このように、徴収金が債権管理法の適用を除外されているのは、それらがいずれも制裁的色彩が濃く、他の一般の国の債権とはその趣を異にする特殊な性質を有しているからである。

(注) 犯罪被害者等保護法の一部改正（平成20年12月1日施行）により、被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせた場合に、裁判所が被害者参加人から被害者参加弁護士の報酬等の費用を徴収することができることとなり、これを検察官が執行することとなったことに伴い、この費用も国の債権の管理等に関する法律の適用から除外されることとなったものである。

第3 執行指揮者及び執行機関

1 徴収金に係る裁判の執行指揮者

(1) 検察官

徴収金に係る裁判は、全て検察官の指揮により執行する（刑訴法第472条）。検察官の執行指揮は、執行実施機関との関係で裁判を認証してその執行を執行実施機関に指示するものであり、性質上、裁判の執行及び監督（検察庁法（昭和22年法律第61号）第4条）の範囲に属する。

裁判の執行を指揮する検察官は、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官であるが、上訴の裁判又は上訴の取下げにより下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官が指揮する。ただし、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に対応する検察庁に在るときは、その裁判所に対応する検察庁の検察官が指揮することとなる（刑訴法第472条第2項）。なお、訴訟費用の連帯負担を命ずる裁判があった場合において、これを命ぜられた者の一部が上訴の申立てをしたときは、最終に事件の係属した裁判所に対応する検察庁において、その全部を取りまとめて指揮する（規程第11条第2項）こととなっている。

徴収金について、規程上、検察官の執行指揮に関するものを挙げ

ると次のとおりである。

ア 徴収金指揮印票に執行の指揮印を押印する（規程第10条第1項及び第11条）。

イ 仮納付の裁判があったときは、徴収金指揮印票（仮納付）に執行の指揮印を押印する（規程第10条第2項）。

ウ 労役場留置の執行を指揮する（規程第29条）。

エ 収容状の執行を指揮する（規程第32条）。

オ 予納金に係る訴訟費用の裁判の執行（規程第56条）。

(2) 裁判所、裁判官

徴収金に係る裁判は、検察官の指揮又は命令によって執行するのが原則であるが、その例外として、裁判所又は裁判官がその執行を指揮する場合がある。刑訴法第472条第1項ただし書の「その他その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。」との規定がこれに当たる。これは、検察官が執行指揮をするまでもなく、裁判所又は裁判官において直ちに執行し得る場合をいうものと思われる。例えば、裁判所に納付されている保釈保証金（保証書をもって保釈保証金の納付に代えた場合を除く。）の没取（刑訴法第96条第2項、第3項）の執行がこれに相当するであろう。保証書をもって保釈保証金の納付に代えた場合の没取の裁判の執行は、検察官が指揮する。

2 徴収金に係る裁判の執行機関

(1) 検察事務官

検察事務官が徴収金に係る裁判の執行機関であることについては、収容状の執行（刑訴法第505条、第489条、第70条等）の場合は格別、任意徴収の場合には、法律上の明文もないところ、徴収金に係る裁判の任意執行は、本来の検察事務（検察庁法第4条）である

とする説、また、これは検察行政事務に属し、検察庁の長が行うべきもので、これを検察事務官が補佐しているものであるとする説もあるが、実務上は、検察事務官は、検察官の補佐として徴収金に係る裁判の執行に当たるものとして運用されている。

この検察事務官のうちには、本来の徴収事務を取り扱う検察事務官（徴収主任を含む。）のほか、徴収事務に付随する事務すなわち現金及び証券の収納を取り扱う収入官吏も含まれるであろう。

#### (2) 刑事施設の長

刑事施設の長は、検察官の指揮により労役場留置を執行する（刑訴法第505条、第472条、規程第29条等）。刑事施設の長とは、刑務所長、少年刑務所長及び拘置所長をいう。なお、労役場は、刑事施設に附置する（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第287条第1項）とされていることから、都道府県警察等に設置されている留置施設（刑事収容施設法第14条第1項等）において労役場留置の執行をすることはできないので、留意する必要がある。

#### (3) 司法警察職員

司法警察職員は、検察官の指揮により収容状の執行をする（刑訴法第489条、第70条、規程第32条第1項）。

罰金又は科料に係る徴収金の納付義務者を労役場に留置すべき場合において、その者が呼出しに応じないとき、逃亡したとき又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、収容状を発して司法警察職員に対し、その執行を指揮することとなる。

#### (4) 執行官、執行裁判所

徴収金について強制執行をする場合の執行機関は、有体動産は執行官、また、不動産、船舶及び債権その他の財産権は執行裁判所で

ある（裁判所法（昭和22年法律第59号）第62条、執行官法第4条、民事執行法（昭和54年法律第4号）第2条、第122条等）。

なお、前述のように、強制執行手続には、全て権限法が適用されることとなったのに伴い、執行力のある債務名義と同一の効力を有する検察官の命令に基づく強制執行は、国の訟務担当官からこれらの執行機関に申立てがなされて初めて執行が開始される。したがって、検察官がこれらの機関に直接指揮又は命令して執行するものではなく、その手続は、検察官から法務局等の長に依頼して行われることとなる（規程第26条等）。

#### 第4 執行の時期

徴収金に係る裁判は、原則として確定した後執行する（刑訴法第471条）ものであるが、その例外として、確定前に執行できる場合として、罰金、科料又は追徴についての仮納付の裁判の執行があり、確定後でも直ちに執行できない場合として、訴訟費用の裁判の執行の停止がある。

##### 1 仮納付に係る裁判の執行

罰金、科料又は追徴のように一定の金額の納付を命じる裁判については、被告人の財産状態の悪化等の事情により、裁判の確定を待っては、その執行が不能又は著しく困難となる場合もあり、仮納付の裁判は、そのような場合に、被告人に対し、罰金、科料又は追徴に相当する金額を仮に納付すべきことを命じることにより、裁判の確定前に執行することができるようにするものである。

##### (1) 判決による仮納付の裁判（刑訴法第348条）

裁判所は、罰金、科料又は追徴を言い渡す場合において、判決の確定を待っては其の執行をすることができず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権をもって、被告人に対し、刑の言渡しと同時に、

仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

また、仮納付の裁判については、直ちにこれを執行することができる」とされている。

#### (2) 略式命令による仮納付の裁判（刑訴法第461条）

略式命令によって罰金又は科料を科す場合の仮納付については、明文がないことから、刑訴法第461条後段の「付随の処分」に含まれるかについて議論があるが、仮納付を命ずることができると解するのが通説であり、実務においてもそのように運用されている。その根拠としては、略式手続には、その性質に反しない限り、通常手続の規定が適用ないし準用されるのであって、特に簡易・迅速性が要請されるいわゆる事前手続（公判前の手続）においては、罰金などの納付のため、被告人がしばしば足を運ばなければならない不利益や、被告人の立場にあるという精神的な重圧感からの解放という利益、さらに執行の確実性という面からも、略式手続における仮納付の裁判が肯定されてよいからだとされている（注）。

（注）大コンメンタール刑事訴訟法（第二版）第10巻248ページ

#### (3) 交通事件即決裁判手続法による仮納付の裁判（同法第15条）

裁判所は、交通事件即決裁判手続法により即決裁判の宣告をする場合において、相当と認めるときは、「附随の処分」として、被告人に対し、仮に罰金又は科料に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

なお、交通事件即決裁判手続は、昭和54年以降行われていない実情にある。これは、この制度が予定していた事件について、現在では交通切符によって処理する在宅在庁略式の方式（いわゆる三者即日処理方式）による略式手続によって処理されているためである。

#### 2 訴訟費用を命ずる裁判の執行の停止（刑訴法第483条）

刑訴法第500条に規定する訴訟費用の執行免除の申立期間内（裁判確定後20日）及びその申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまでの間、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行は停止される。これは、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行の免除の申立てを許す以上、その申立てについての裁判が確定するまで訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行を停止する必要があるからである。

また、訴訟費用は制裁的なものでなく、飽くまで国の損失の補填にほかならないという趣旨によるものと解されている。

#### 第5 徴収金の時効

徴収金の時効は、罰金、科料又は追徴については、刑法の規定（同法第31条ないし第34条。ただし、追徴は没収に代わるものなので、没収の時効に従うものとされている。）により、その他の徴収金については、会計法の規定（同法第30条）が適用されるほか、民法（明治29年法律第89号）の規定（同法第140条、第144条、第166条）が準用されている。

刑罰の時効は、日時の経過によって国家刑罰権の消滅を来すもので、公訴の時効が未確定の刑罰権すなわち公訴権を消滅させるのに対し、確定した刑罰の執行権の消滅をもたらすものである（刑法第31条）。

民法上の消滅時効は、永続した事実状態を保護する趣旨の下に、法律上権利を行使し得るにもかかわらず一定の期間これを行わないときは、その権利を消滅させるものである。

#### 1 罰金、科料又は追徴の時効

##### (1) 時効期間（刑法第32条）

ア 罰金は、3年である。

イ 科料は、1年である。

ウ 追徴は、1年である（追徴は没収に代わるものであるため、没

収の時効に従うものとされている。) (注)。

(注) 明42. 2. 13民刑甲46号民刑局長回答 (例規集)

(2) 時効の起算日 (刑法第22条, 第24条, 第32条)

裁判確定の日である。当日は, 時間を論ぜず1日としてこれを計算する。

(3) 時効の停止 (刑法第33条)

罰金の時効は, 罰金の執行猶予の期間内は停止される。ただし, 執行猶予の言渡しが取り消されれば, その執行猶予取消決定が確定したときから進行する。また, 罰金の裁判について再審の請求がなされた場合において, 検察官が職権で罰金刑の執行停止をしたとき, 又は再審開始決定をした場合において裁判官が決定で罰金刑の執行停止をしたときも時効は停止される。

なお, 労役場留置の執行中, 刑訴法第480条又は第482条各号に規定する事由があるとして検察官において職権で労役場留置の執行停止がなされた場合であっても, 罰金又は料料の時効は停止されない (労役場留置の執行停止により釈放されたことにより時効中断事由が終了し, 釈放されたときから新たに時効期間が進行を始めることとなる。)。これは, 労役場留置の執行停止中といえども執行行為 (刑法第34条) をなすことによって時効を中断することができるからである (注)。

(注) 昭31検務実務家会同徴収事務関係11問答 (例規集)

(4) 時効の中断 (刑法第34条)

時効は, 執行行為をなすことによって中断する。時効の中断事由があれば, それまで経過した時効期間の効果を喪失させるもので, 中断事由が終わったときに新たに時効が進行することとなる。

なお, 時効の停止は, 一定期間時効を進行させないことであり,

既に経過した時効期間の効果は失われず, 停止事由が終了するまで時効の進行が停止され, 停止事由が終了すればその続きから時効が進行する点で, 時効の中断と異なる。

時効の中断には, 現実の執行行為が必要となるが, その執行行為とは, 次の場合の行為である。

ア 一部納付 (規程第16条)

罰金, 料料又は追徴について一部納付があった場合をいう。一部納付があった場合には時効が中断する。これは, 一部納付は刑の執行行為に該当するためであり, 現実に納付があることを必要とする。したがって, 納付告知, 督促行為又は納付義務者から一部納付願を提出させただけでは現実に納付があったとはいえないので, 時効は中断しない。

イ 強制執行 (規程第4章)

納付義務者が資力を有しながら納付しない場合, 財産を隠匿するおそれがある場合, 任意納付が期待できない場合は, 納付義務者の財産に対し, 強制執行の手続を行う。

強制執行をするときは, 検察官は, 法務局等の長にその手続を依頼する。

(ウ) 有体動産に対する強制執行は, 法務局等の長が執行官にその執行の申立てをした日 (申立ての日と執行官が受理した日が異なるときは, 執行官の受理日) をもって時効が中断する。ただし, この場合, 執行官がその後執行に着手したことを要件とする (注)。

(注) 昭42検務実務家会同徴収事務関係5問答 (例規集)

最 (3小) 判昭59. 4. 24民集38・6・687, 最 (2小) 判昭43. 3. 29民集22・3・725

(イ) 債権、不動産等に対する強制執行は、執行裁判所に差押命令の申請又は強制競売の申立て等をした日をもって時効が中断する(注1)。ただし、この場合にも、その後、債権については、差押命令が第三債務者に送達されることを要し(送達されたときに差押えの効力が生じる。)、また、不動産については、強制競売手続の開始決定が債務者に送達されること(その送達前に差押登記がなされているときは、登記されたときに差押えの効力が生じる。)を要する(民事執行法第145条第4項、第46条第1項)。

また、強制執行が終了するまで時効中断の効力は継続し、その終了した時をもって民法第157条にいう「中断の事由が終了した時」となるとされている(注2)。

なお、預金債権に強制執行を行った場合における時効中断後の時効起算日については、民事執行法第155条第3項に規定する届出がなされるなどして強制執行手続が既済とされた日ではなく、指定代理人が支払を受領した日であると解するのが合理的であろう(注3)。

(注1) 大決昭13.6.27大民集17・14・1324(不動産に対する強制執行の事案)

(注2) 大判大6.1.16民録23・1・1

(注3) 平13.6.19刑総768号刑事局長通知(例規集)

#### ウ 労役場留置の執行(規程第29条、第32条)

罰金又は科料の納付義務者に資力がなく、完納できないときは、検察官の指揮により労役場に留置して、罰金又は科料の裁判を執行する。

罰金又は科料について労役場留置の執行をしたとき、又は労役場留置の執行のために収容状の執行をしたときに時効は中断し、

労役場留置の執行中は、時効中断の効力が継続する。しかし、労役場留置の執行指揮のみでは執行行為があったものとは解されないから、時効の中断の効力はない。時効が中断するには、労役場留置の執行に着手することが必要である(自由刑の執行中に罰金につき時効が完成するおそれが生じたときは、自由刑の執行を停止し、労役場留置を執行すれば時効が中断することとなる(注1)。

なお、労役場留置の執行のため刑事施設に収容したところ、その日のうちに病気のため労役場留置の執行を停止して釈放した場合であっても、時効中断の事由となる(注2)。

(注1) 昭26.4.6 矯保甲424号矯正保護局長通達(例規集)

(注2) 昭30検務実務家会同執行事務関係17問答(例規集)

#### (5) 時効期間の満了日(刑法第22条、民法第143条)

所定期間の最終日である。この計算については、刑法第22条の規定により暦法計算による。なお、一般に時効の完成日というのは、時効期間が満了した日の翌日を指す。

#### (6) 中断後の時効の起算日(刑法第24条第1項)

時効中断事由の終了した日である。

## 2 過料の時効

### (1) 時効期間(会計法第30条)

過料の時効については、刑訴法等他の法律に規定がないことから、会計法第30条により、5年となる。

### (2) 時効の起算日(会計法第31条第2項、民法第140条、第166条)

ア 刑訴法による過料については、原則として裁判確定の日であるが、抗告の取下げ又は抗告に対する裁判の告知により確定したときは、取下げ又は裁判告知の日の翌日である。

イ 民訴法又は非訟法による過料については、民法第140条の規定により裁判告知の日の翌日である（注）。即時抗告又は異議の申立てがあった場合も、その申立てに対する裁判告知の日の翌日である。

（注）昭7.1.22刑事207号刑事局長通達（例規集）、昭34検務実務家会同徴収事務関係30問答（例規集）

(3) 時効の中断（会計法第31第2項、民法第147条）

民法第147条の規定により、請求、差押え、仮差押え、仮処分又は承認のあった場合は、時効が中断する。

ア 請求については、民法第149条等の規定による。規程上の納付告知及び督促は、民法第153条に規定する催告に当たることから、その後6か月以内に差押え等の処分がなされた場合には、時効中断の効力を有する（注1）（注2）。もちろん、そのためには、納付告知及び督促が納付義務者に到達したことが立証されなければならない。

イ 差押え、仮差押え又は仮処分については、民法第154条及び第155条の規定による。

ウ 承認については、民法第156条の規定による。規程上の一部納付願又は納付延期願がこれに当たる。その時効中断の時期は、これらの書類を検察庁において受理した日である（注3）。

（注1）督促が民法第153条の催告に当たることについて大判大8.6.30民録25・1200

（注2）納付告知については、会計法による納入告知と同様（会計法第32条参照）、民法第153条の規定にかかわらず、6か月以内に差押え等の処分がなされなくても時効の中断の効力を有するものと解する考え方がある。

（注3）昭29.10.22電696号刑事局長回答（例規集）

(4) 中断後の時効の起算日（民法第157条、第140条）

時効中断事由の終了した日の翌日である（注）。

（注）昭32検務実務家会同徴収事務関係21問答（例規集）

(5) 時効期間の満了日

時効期間は、期間の末日の終了をもって満了する（民法第141条）。ただし、その期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の休日に当たる場合は、その翌日が満了日となる（注）。

（注）昭34検務実務家会同徴収事務関係1問答（例規集）

3 訴訟費用の時効

(1) 時効期間

時効期間は、過料と同じく5年である。

(2) 時効の起算日

時効の起算日は、その負担を命ずる本案の裁判の確定後、これに対する執行免除の申立期間20日（刑訴法第500条、第483条）の最終日の翌日である。ただし、同期間内に執行免除の申立てがあったときは、その申立てに対する裁判の確定した日又はその取下げのあった日の翌日である。

なお、執行免除の申立期間内にその申立ての取下げがあった場合においても、執行免除の申立期間20日の最終日の翌日であるから注意を要する。

(3) 時効の中断

過料の時効中断と同じである。

なお、数人が連帯負担を命じられている場合における時効中断の効力については、民法第434条以下の連帯債務に関する規定に注意を要する。連帯債務者の一人に対する債務履行の請求によって時効を中断した場合は、他の全ての連帯債務者に対しても中断の効力が及ぶこととなる。しかし、連帯債務者の一人につき一部納付又は納

付延期願の提出などによって債務の承認がなされた場合には、その効果は、その者についてのみ生じ、他の者には及ばない（民法第440条）。

(4) 中断後の時効の起算日及び時効期間の満了日

いずれも過料の場合と同じである。

4 没取、費用賠償、犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用、民訴法第303条第1項の納付金の時効

(1) 時効期間

時効期間は、過料と同じく5年である。

(2) 時効の起算日

ア 没取は、裁判告知の日の翌日である（注）。

（注）昭44検務実務家会同徴収事務関係1問答（例規集）

イ 費用賠償は、裁判確定の日である。この裁判確定日とは、即時抗告提起期間又は準抗告の請求期間である3日の最終日の翌日である。ただし、即時抗告の申立て又は準抗告の請求があった場合には、これに対する裁判告知の日の翌日若しくは取下げの日の翌日である。

ウ 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用は、即時抗告のみができることとされていることから、即時抗告提起期間である3日の最終日の翌日である。ただし、即時抗告の申立てがあったときは、これに対する裁判告知の日の翌日又は取下げの日の翌日である。

エ 民訴法第303条第1項の納付金は、裁判確定の日である。この納付金は、いわゆる控訴権濫用に対する制裁であって、控訴裁判所が第一審判決を相当として控訴棄却の裁判をする場合に言い渡される。この裁判は、本案の裁判（控訴棄却）と別個独立して上告の申立てをすることができないと解されているので、この裁判

確定日とは、本案の裁判の上告申立期間2週間の最終日の翌日である。

(3) 時効の中断、中断後の時効の起算日及び時効期間の満了日

これらは、いずれも過料の場合と同じである。

### 第3章 徴収事務規程について

#### 第1 規程の制定及び改正

- 1 平成26年3月19日付け法務省刑総訓第4号法務大臣訓令をもって徴収事務規程（平成8年法務省刑総訓第196号大臣訓令。以下「旧規程」という。）の全部が改正され、平成25年4月1日から施行された。

この改正は、検察システムの導入に伴い、これまでは、平成18年12月27日付け法務省刑総第1672号刑事局長通達「検察総合情報管理システムの運用開始について」により、旧規程第73条に定める法務大臣の許可があったものとして、徴収事務における電子計算機処理に関する特別の取扱いが認められ、検察システムによる事務処理の運用が行われてきたものであるが、検察システムによる管理を原則とすることにより、全国統一的な徴収事務の管理を行うとともに、一層の合理化、適正化を図るために規程が定められたものである。

#### 2 主な改正点について

##### (1) 検察システムによる徴収事務の管理（規程第5条関係）

規程第5条に規定する徴収金に係る裁判の執行に関する事務その他これに付随する事項について、検察システムにより管理を行うこととされた。

##### (2) 徴収担当事務官（規程第6条等関係）

旧規程では、「徴収係事務官」の定義はされていなかったが、規程において「徴収担当事務官」が定義された。徴収担当事務官は、組織機構上の高等検察庁の検務課若しくは検務第二課又は地方検察庁若しくは区検察庁の検務部門の徴収担当部署に属する検察事務官

のみを指すものではなく、検察庁事務章程の定めるところにより、規程により定める具体的な徴収事務を所管し、又は分担する検察事務官一般を指すものとして位置付けられた。

なお、徴収主任、徴収金保管者については、その位置付け、職務内容に変更はない。

##### (3) 徴収金に係る裁判結果等の管理（規程第6条及び第7条関係）

旧規程において、裁判の把握等に用いられていた財産刑等裁判処理簿、略式命令請求処理簿及び交通事件即決裁判請求処理簿が廃止され、事件事務規程（平成25年法務省刑総訓第1号大臣訓令）により裁判結果票の様式が改められ、さらに、裁判処理簿（旧執行事務規程様式第1号）が廃止された。これらに代わり、徴収担当事務官は、徴収金に係る判決又は交通事件即決裁判の宣告があったときは、公判事務及び執行事務を通じて検察システムにより管理された裁判結果等を基に、又は徴収金に係る略式命令の送達その他決定による裁判の告知があったときは、その裁判書の謄本等を基に、それぞれ徴収金に係る裁判結果等を検察システムにより管理することとされた。そして、当該徴収金に係る裁判に対して、正式裁判請求、上訴申立て、非訟法の規定による異議の申立て、訴訟費用の負担を命じる裁判の執行の免除の申立て若しくは取下げ又は当該申立てに対する決定等があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより当該事由があったことをそれぞれ管理することとされた。

##### (4) 徴収金に係る裁判の執行指揮（規程第10条及び第11条関係）

徴収担当事務官は、罰金、科料、追徴、過料又は訴訟費用等の裁判について検察官の指揮を受けるときは、従来の徴収金原票（甲）及び徴収金原票（乙）の作成に代えて、徴収金指揮印票（様式第2号）を作成し、検察官の押印を受けるとともに、検察システムによ

り徴収すべき金額及びその後の収納手続を管理することとされた。

また、罰金、科料又は追徴に係る裁判について仮納付の裁判があった場合に検察官の指揮を受けるときは、財産刑等裁判処理簿及び略式命令請求処理簿等に代わり、徴収金指揮印票（仮納付）（様式第3号）を作成し、検察官の押印を受けるとともに、検察システムにより徴収すべき金額及びその後の収納手続を管理することとされた。

(5) 連帯負担の管理（規程第11条関係）

訴訟費用の連帯負担を命じる裁判があったときは、従来は、全部を取りまとめて一葉の徴収金原票（乙）を作成して管理していたが、検察システムによる管理では、徴収金指揮印票は納付義務者ごとに作成し、検察官の指揮印を受けるとなり、その手続は全部を取りまとめて行い、検察システムにより、連帯債務関係にある者を相互に関連付けることとされた。

また、連帯債務関係にある複数の納付義務者に対する追徴の裁判が、同一裁判所において同時に確定した場合も同様の取扱いとなる。

(6) 徴収金の集計及び現金等収納後の集計（規程第13条、第23条及び第25条等関係）

徴収金に係る裁判が確定し、又は徴収金に係る裁判の執行力が生じ、当該裁判について検察官の指揮を受けたときは、徴収主任は、従来の紙媒体の徴収金原簿の作成に代えて検察システムにより管理された「徴収金原簿」に基づき、1日ごとに集計することとされた。

また、徴収金について収納手続を終えたときも同様に、徴収主任は、検察システムにより管理された徴収金原簿に基づき、1日ごとに集計することとされた。

(7) 仮納付金の収納手続（規程第44条関係）

仮納付の裁判で納付を命じられた金額（以下「仮納付金」という。規程第43条参照）の収納手続について、徴収担当事務官は、従来の徴収金原票（丙）の作成に代えて、検察システムにより管理することとされた。

(8) 特別取扱い（規程第70条関係）

原則として、全国統一的な徴収事務の管理を行うこととされたことから、旧規程第69条において認められていた支部及び区検察庁における特別手続、旧規程第71条及び第72条において法務大臣の許可を受けた地方検察庁又は高等検察庁における特別取扱いは、検察システムによる運用と関係のない取扱いを除き全て廃止され、規程第70条の規定により、新たに特別の取扱いをする場合には、法務大臣に対し、その許可について上申することとされた。

第2 規程の内容

この規程は、全文15章70条及び附則からなり、徴収金に係る裁判の把握からその執行に至るまでの手続を規定している。

まず、第1章においては、規程の目的等の総則規定を設け、以下事務手続の流れに相応して、第2章においては、徴収手続として、徴収金に係る裁判の把握から納付告知等任意納付（収納）に至るまでの手続を規定し、第3章においては、収納手続として、任意納付に係る現金、証券及び印紙の収納に関する手続を定めている。次に第4章及び第5章においては、任意納付されなかった場合の執行方法として強制執行及び労役場留置の執行に関する各手続を明らかにし、第6章から第12章においては、執行における特別の手続として徴収停止、徴収不能決定、仮納付、罰金刑執行猶予の取消し等、過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行、訴訟費用の予納並びに国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行に関する各手続を定めている。さらに、第13章から第15章において

は、本来の徴収事務手続に付随する手続又は事項として、第13章において各庁間の共助に関する手続、第14章において統計報告等、第15章において過誤訂正等の手続の雑則、関係書類の整理及び特別取扱い等について定めている。

### 第3 規程の改正経過

平成25年11月28日付け法務省刑総訓第12号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同年12月1日から施行）。この改正は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成25年法律第33号）が同日から施行されることに伴い、被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせた場合に、裁判所が被害者参加人から被害者参加弁護士の報酬等の費用を徴収することができる旨の犯罪被害者等保護法の規定に条ずれが生じたことから、関係規定及び書式例中の様式につき所要の改正を行ったものである。

## 各 論

### 第1章 総則

#### 第1 目的（規程第1条）

規程は、徴収金の裁判の執行に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もってその事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的としている。

#### 第2 処理の公正等（規程第2条）

1 徴収事務は、徴収金に係る裁判の執行事務で、国家刑罰権の実現を目的とするものであるから、この事務を取り扱う者は、常に関係法規を十分研究し、これを厳格に遵守してその事務手続を適正かつ迅速に遂行するよう心掛け、いやしくも、事務手続の過誤によって法の終局の目的が達成されないようなことがあってはならない。

また、徴収金に関する事務は、国の歳入事務に係るものであるから、常に関係書類を整備し、他から疑惑を持たれることのないよう厳正公平に処理しなければならない。

2 徴収金に関する事務を取り扱う者は、次の者である。

##### (1) 検察官

検察官は、主として裁判の執行指揮又は命令に関する事務を取り扱う（刑訴法第472条、第490条等）。

##### (2) 徴収主任

徴収主任は、徴収金に係る印紙の収納事務その他規程の定める事務を取り扱う（規程第3条）。

## (3) 徴収担当事務官

徴収担当事務官は、規程に定める徴収金に関する事務を取り扱う。  
前述のとおり、旧規程においては、徴収事務を取り扱う事務官を「徴収係事務官」として、その定義はされていなかったが、規程第6条において「徴収担当事務官（徴収事務を所管し、又は分担する検察事務官をいう。）」と定義された。

## (4) 収入官吏

収入官吏は、徴収金の現金又は証券による収納事務を取り扱う。

## (5) 徴収金保管者

徴収金保管者は、送付を受けた徴収金の保管事務を取り扱う（規程第21条等）。

徴収金保管者は、事務局長等検事総長、検事長又は検事正がその庁（高等検察庁にあっては高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）につき指定した者をいう。

## (6) 歳入歳出外現金出納官吏

歳入歳出外現金出納官吏は、徴収金のうち保管金（訴訟費用の予納金、犯罪被害財産追徴金等）の保管出納事務を行う（規程第20条、第55条等）。

## 第3 徴収主任（規程第3条）

## 1 徴収主任の任命

検事総長、検事長又は検事正は、その庁（高等検察庁にあっては高等検察庁及び高等検察庁支部を、また、地方検察庁にあっては地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）の検察事務官のうちから徴収主任を任命する。

徴収主任を命ずるに当たっては、昭和31年3月27日付け法務省刑事

第6748号刑事局長事務代理通達（例規集）により、原則として徴収担当事務官のうちの上級者に命ずることとされている。しかし、何らかの事情により、検務監理官若しくは統括検務官（徴収担当の検務専門官）又は検務課長若しくは検務第二課長（徴収担当）でない者が徴収主任を命ぜられた場合には、その徴収主任は、機構上の監督者である検務監理官等の指揮監督を受けることとなるのはいうまでもない。

## 2 徴収主任の職務

徴収主任の主な事務は、次のとおりである。

(1) 徴収金の集計（規程第13条、第23条）

(2) 徴収金の一部納付及び納付延期に対する事情調査（規程第16条、第17条）

(3) 徴収・収納済通知書の確認、収入官吏への送付（規程第19条等）

(4) 犯罪被害財産追徴金提出書の確認及び歳入歳出外現金出納官吏への送付（規程第20条、第28条）

(5) 印紙納付書に貼付した印紙の消印等の手続（規程第24条）

(6) 訴訟費用予納金保管整理簿への登載及び歳入歳出外現金出納官吏への通知（規程第55条）

(7) 徴収金に関する統計報告（規程第64条）及び印紙納付調査書の作成、提出（規程第65条）

これらは、徴収金に関する事務のいわば総締めくくりの事務がほとんどであり、しかも、徴収事務のうちでも特に重要な事項であって、事務の適正を期する趣旨から徴収主任が自ら取り扱うものとされたわけである。

なお、徴収主任もちろん徴収担当事務官に含まれるから、徴収担当事務官の事務を行うことはいうまでもない。

## 3 徴収主任の代理

徴収主任の職務は、規程において厳格に規定されているので、他の徴収担当事務官等においてその事務を取り扱うことは許されない。しかし、徴収主任が出張又は休暇その他の理由によって不在等のため、執務できないような場合も当然起り得るのであるから、それに備えてあらかじめ徴収主任としての事務を取り扱わせる代理者を指名しておくことが事務を円滑かつ適正に処理するためには必要である(注)。

この代理者の指名手続については、特に規定はないが、多くの庁にあっては、その庁の長がその代理者を指名して運用している。この場合、代理者による事務処理は、飽くまで代理であるから、徴収主任に代わって処理した事務は、でき得る限りその旨を明確にしておく必要がある。

(注) 昭59.9.17刑総729号官房会計課長・刑事局長通達(例規集)

#### 4 徴収主任の兼職制限

徴収主任の職務は、いわゆる検察事務であるから、会計法上の制約を受けるものではないが、会計法第8条の規定において徴収事務と現金出納事務とを兼ねることができないとしている趣旨にも照らし、規程では徴収担当において、現金又は証券を一切取り扱わない建前がとられているので、原則として、徴収主任が収入官吏を兼ねてはならないこととされている(注)。

例外としては、少人数配置の区検察庁にあって、やむを得ず兼職しなければならない場合がある。

(注) 前掲昭59.9.17刑総729号通達(例規集)

#### 第4 事務年度(規程第4条)

徴収金に関する事務は、裁判の執行に関するもので検察事務に含まれるから、その事務年度を他の検察事務に合わせて暦年とすることが合理的とも考えられるが、従来から検察庁会計事務章程により会計年度によること

とされていたことでもあり、また、徴収事務は、会計事務とは密接な関係にあることから、規程も、会計年度と同一の年度によることとしており、事務年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。

#### 第5 検察総合情報管理システムによる管理(規程第5条)

規程第1条に規定する徴収金に係る裁判の執行に関する事務その他これに付随する事項については、検察システムにより管理する。

なお、検察システムにより徴収事務を管理する場合の方法については、平成25年3月19日付け法務省刑総第408号「徴収事務規程の改正について(依命通達)」別添の「検察総合情報管理システムによる徴収事務取扱要領」によることとされている。

## 第2章 徴収

徴収とは、一般的には会計法上の用語で、歳入徴収官が国の歳入を調査決定し、債務者に対して納入の告知をする行為をいう。(会計法第5条、第6条)。

検察庁における徴収金の徴収は、会計法上のそれとは性質を異にする面もあるが、実務上は会計法における手続に準じた取扱いをすることとされている。すなわち、規程における徴収とは、債権発生の原因である裁判の把握から、徴収金指揮印票の作成及び納付告知等収納に至るまでの一連の手続をいい、そして、これらの手続が、全て検察官の指揮又は命令によって行われるところにその特色がある。

この徴収に関する手続は、徴収金に係る裁判の執行の基本となるものであるが、既に総論においても述べたように、法律的にも、また実務上も多くの複雑な問題を含んでいる。したがって、この事務を担当する徴収担当事務官等は、規程はもちろんのこと刑法その他の関係法令の定めに従い、最も慎重かつ適切な処理をするように努めなければならない。

### 第1 徴収金に係る裁判結果の管理(規程第6条)

徴収事務の適正かつ迅速な運用を期するには、まず、債権発生の原因である裁判を確実に把握し、次いでその裁判の旨渡しから確定までの間の変動(上訴、上訴の放棄、上訴の取下げ等)を把握して、執行すべき徴収金に係る裁判の確定までの経過を明らかにしておくことが必要である。

この裁判の内容の管理は、検察システムにより行う。

徴収担当事務官は、徴収金に係る判決又は交通事件即決裁判の宣告があったときは、執行事務規程(平成25年法務省刑総訓第2号大臣訓令)に定

める検察システムにより管理された当該裁判結果の内容に基づき、徴収事務として、これを管理する。徴収金に係る略式命令の送達その他決定による裁判の告知があったときは、その裁判書の謄本等により当該裁判結果の内容に基づき、検察システムによりこれを管理する。

なお、旧規程では、過料の裁判に係る場合において、事務の合理化を図る観点から、「適宜の方法によりその裁判を把握できるときは、財産刑等裁判処理簿への登載を要しない。」とされていたところ、検察システムによる管理では、その裁判の把握の方法が適宜の方法によったとしても、債権発生の原因であるその裁判を確実に把握し、その裁判が確定に至るまでの経緯を明らかにしておくことが求められることから、検察システムによる管理そのものを省略することは認められない。もともと、裁判所との協力関係により、当該過料の裁判に関する事項について、検察システムに適合した電磁的記録の提供を受けるなどして、これを基に検察システムに取り込み、管理すべき裁判として把握することは差し支えない。

### 第2 上訴申立て等の管理(規程第7条)

徴収金に係る裁判について、次に掲げる事由が生じた場合には、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

- 1 検察官が上訴又はその放棄若しくは取下げをしたとき、又は被告人若しくは弁護人等が上訴又はその放棄若しくは取下げをした旨の通知があったとき。

この上訴には、過料の裁判に対する即時抗告(刑法第150条第2項、非訟法第120条第3項)、訴訟費用の執行免除申立てについてなされた決定に対する即時抗告(刑法第504条)、民訴法第303条第1項の納付金に係る裁判に対する上告(民訴法第311条)なども含まれる。

なお、上訴審に訴訟記録が送付された後、上訴の取下げがあった場

合には、刑訴法第472条第2項本文の規定により上訴裁判所に対応する検察庁の検察官が下級裁判所の裁判の執行を指揮することとなる。

この場合、その検察庁の徴収担当事務官は、検察システムにより上訴の取下げがあった旨及びその裁判の主文の要旨を管理する。

- 2 非訟法第122条第2項の規定による異議の申立て又は同条第3項の規定による異議の申立ての取下げがあったとき。
- 3 訴訟費用の負担を命ずる裁判についてその裁判の執行の免除の申立て（申立ての取下げも含む。）があったとき、又はその申立てに対する決定の謄本の送達があったとき。
- 4 交通事件即決裁判について検察官が正式裁判の請求若しくはその取下げをしたとき、又は被告人若しくは弁護人等が正式裁判の請求若しくはその取下げをした旨の通知があったとき。
- 5 略式命令について検察官が正式裁判の請求若しくはその取下げをしたとき、被告人若しくは弁護人等が正式裁判の請求若しくはその取下げをした旨の通知があったとき、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号。以下「刑訴規則」という。）第290条第2項の規定による略式命令の謄本の送達ができなかった旨の通知があったとき、又は刑訴法第463条の2第2項の規定による公訴棄却決定の謄本の送達があったとき。

### 第3 訴訟費用額の算定申立て（規程第8条）

訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した場合において、訴訟費用の算定のため、検察官が総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「支援法」という。）第39条第3項の規定に基づき同条第2項第2号に定める費用の額の算定を裁判所に申し立てるときは、国選弁護人に係る報酬及び費用額算定申立書（様式第1号）による。この申立てがなされたとき又は裁判所からその申立てに対する決定の通知がなされたときは、徴収担当事務官は、

検察システムにより当該算定申立てに関する事項を管理する。

### 第4 訴訟費用の執行免除申立ての特則に関する通知等（規程第9条）

刑訴規則第295条の2第2項ただし書の規定により、下級の裁判所が訴訟費用の執行の免除の申立てに対して裁判をする場合がある。すなわち、本案の被告事件が上訴審において終結し、全部の訴訟費用について執行免除の申立てが上訴裁判所になされたが、その裁判所において自ら決定することが適当でない認め、訴訟費用の負担を言い渡した下級の裁判所に決定させることとした場合がこれである。この場合における訴訟費用の裁判の把握の手続は、次のとおり行う。

- 1 上訴裁判所からその裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、下級の裁判所に訴訟費用の執行免除申立書を送付した旨の通知（刑訴規則第295条の2第3項）があったときは、上訴裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官は、速やかにその旨を下級の裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官に通知する。
- 2 下級の裁判所において訴訟費用の執行の免除の申立てに対する裁判が確定した場合において、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行を指揮すべき検察官が上訴裁判所に対応する検察庁の検察官であるときは、下級の裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官は、その裁判書の謄本を添えて速やかにその結果を上訴裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官に通知する。
- 3 これらの通知（上訴裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官及び下級の裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官が行うそれぞれの通知）を徴収担当事務官がしたときは、それぞれその旨を検察システムにより管理する。

### 第5 罰金等の裁判の執行指揮（規程第10条）

- 1 罰金、科料、追徴、過料、費用賠償、犯罪被害者等保護法第17条第

1項の費用若しくは民訴法第303条第1項の納付金に係る裁判が確定したとき、又は没取に係る裁判があったときは、徴収担当事務官は、裁判書の原本又は謄本及び関係資料等に基づき、徴収金指揮印票（様式第2号）を作成し、検察官の指揮印を受けるとともに、検察システムにより当該裁判の執行指揮に関する事項を管理する。

また、仮納付の裁判があったときは、徴収担当事務官は、徴収金指揮印票（仮納付）（様式第3号）を作成し、検察官の指揮印を受ける。

なお、道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式及び反則金不納付事件迅速処理のための共用書式（以下「交通切符等」という。）による事件について、いわゆる三者即日処理方式（二者を含む。）で略式命令を請求し、仮納付が命じられた場合、仮納付の裁判について検察官の指揮印を受けるときは、検察システムに代えて個別システム（いわゆる三者即日処理システム）により管理された事項により、徴収金指揮印票（仮納付）（様式第3号）と同様の項目の帳票を印刷するなどして事務処理を行うことは差し支えない。

2 旧規程における徴収事務では、徴収金に係る裁判が確定し、徴収金原票を作成することを「調定」と呼んでいた。これは、検察システムによる管理においても、徴収金に係る裁判が確定したときは「調定情報」を作成することとされ、「調定」という用語を使用しており、その意味は同じである。この「調定情報」については、調定番号により管理する徴収金に係る裁判の執行の管理に関する情報として定義されている。

なお、「調定情報」の作成に当たっては、まず徴収金に係る裁判の確定の日の把握が不可欠である（附-1参照）。

#### (1) 調定情報の作成

徴収担当事務官は、規程第10条第1項の規定により検察官の指揮

印を受けたときは、徴収情報を基に調定情報を作成する。

この「徴収情報」は、徴収番号により管理する徴収金に係る裁判の管理（仮納付金の収納手続の管理を含む。）に関する情報をいう。

調定情報の作成は、裁判が確定した後速やかに、かつ、正確に行わなければならない。作成した調定情報に過誤がある場合等には、裁判の執行が適正に行われなくなるばかりでなく、国の歳入にも不当な影響を及ぼすことにもなるので、慎重に行う必要がある。

#### ア 罰金及び科料に係る調定情報作成の留意事項

罰金又は科料に係る裁判について、未決勾留日数を算入又は通算すべきときは、算入又は通算すべき金額を控除した金額を検察システム上の調定情報欄に入力する。

未決勾留とは、刑とは本質が異なるが、被疑者又は被告人の自由を剥奪している点、身柄を拘束している点で自由刑の執行に類似しているため、公平の観点から一定の場合にこれを本刑に算入することができる、あるいは通算することとされている。

未決勾留日数には、裁定未決勾留日数（刑法第21条）と法定未決勾留日数（刑訴法第495条）がある。

① 裁定未決勾留日数は、裁判主文で算入すべき日数及び換算すべき金額を言い渡すもので、裁判所の裁量によって算入される。裁定算入の対象となる未決勾留日数は、被疑者又は被告人が勾留された日から、判決言渡しの日の前日までの間に現実に拘禁された日数で、判決書に算入すべき日数及び換算すべき金額が示されるので、それに従って罰金額から控除することとなる。

② 法定未決勾留日数は、裁判主文では言い渡されずに、刑訴法第495条の規定に基づいて通算すべき日数を算出するもので、法定通算の折算額は1日4,000円（刑訴法第495条第3項）と規

定されているので、これに従って罰金額から控除する。

- (㉑) 自由刑と罰金刑とが併科され、自由刑について執行猶予の言渡しがなされている場合において、未決勾留日数の法定通算があるときは、直ちに罰金刑に通算する(注1)。
- (㉒) 自由刑と罰金刑とが併科され、これに未決勾留日数を通算する場合は、まず、自由刑に通算し、なお余剰があるときは、罰金刑に通算する(注2)。
- (㉓) 未決勾留日数を自由刑、罰金刑のいずれに算入するか明示されていないときは、自由刑のみに算入した趣旨と解すべきであるから、罰金刑には算入しない(注3)。

(注1) 大15.6行甲913号刑事局長・行刑局長通達(例規集)

(注2) 昭4.12.2刑事局回答(例規集未登載)

自由刑と罰金刑とに処刑せられたる場合の未決勾留日数の通算

問 常習賭博開張幫助罪により第一審に於て懲役2月に処したるに被告人控訴を為し第二審に於て懲役1月15日罰金30円(賭博開張幫助懲役刑、常習賭博罪罰金刑)に処し、原審に於ける未決勾留日数中13日を本刑に通算する旨の言渡りありたり、仍つて被告人の控訴は理由あるに因り法定通算33日及裁定通算13日を併せて本刑に通算する時は未決勾留日数1日の剰余を生ず。右の場合に於て剰余未決勾留1日を罰金刑に通算して可なるや。

答 自由刑と罰金刑とに処刑せられる場合の未決勾留通算方に関しては貴見の通り、先ず自由刑に通算し、尚剰余あるときは、剰余日数を罰金刑に通算し差し支なきものと思ふ。

(研修150号100ページ(研修講座・徴収事務規程解説(第3回)河井貫司))

(注3) 最(2小)決昭26.11.27刑集5・12・2413

#### イ 追徴に係る調定情報作成の留意事項

追徴に係る調定情報の作成で特に注意すべき点は、共犯者間の関係がどのようになっているかという点である。いわゆる不真正連帯債務の関係にあるかどうか、他の共犯者から全額の追徴がで

きるか、という点であり、これは、徴収担当事務官が、裁判書原本等により、適用条文、共犯者の有無を確認して、単独債務か分割債務か不真正連帯債務かなどを把握する必要がある。

この不真正連帯債務とは、連帯債務と同じく、数人の債務者(ほとんどの場合が共犯者であろう。)が同一内容の給付について、各自が独立して全部の給付をなすべき債務を負担し、そのうちの1人又は数人が全部の給付をすれば他の債務者も債務を免れる多数当事者の債務のことである。連帯債務の場合は債務者相互間では負担部分が定まっておき、1人が全額を納付して共同の免責を得た後に、他の債務者に対してその負担部分について求償できるのに対し、不真正連帯債務は、債務者相互間の負担部分がない点において連帯債務と異なるが、これ以外は連帯債務と同じである。

例えば、A、B、Cの3人が共謀の上、覚醒剤を他の者に600万円の有償譲渡した事案で、その譲渡金600万円はそのうちのA、Bで費消し、残りのCは分け前をもらっていない場合でも、裁判でA、B、C3人の共謀と認定され、3人に対して犯罪収益につきそれぞれ600万円の追徴が言い渡され、これが確定したときは、3人それぞれに600万円を納付すべき義務が発生し、分け前がなかったCについても600万円の追徴をすることとなる。これが「一種の」不真正連帯債務と言われるものである。この場合、判決において「不真正連帯債務として」などと判示されないが、分け前がなかったCにも負担を命じている点で「一種の」不真正連帯債務と解することになる。

不真正連帯債務の関係にある追徴の負担を命じる裁判については、従来は、同一裁判所において同時に確定した場合には、負担を命じられた者全部を取りまとめて一葉の徴収金原票を作成する

こととされ、審級を異にして確定するなど確定日を異にする場合には、その都度全額について徴収金原票を作成することとされていたが、検察システムによる管理では、いずれの場合も、負担を命じられた者それぞれについて、連帯債務関係ごとに徴収金に関する事項を管理し、相互に関連付けて一体として管理する。同一裁判所において同時に確定した場合には、訴訟費用の連帯負担を命じる裁判の取扱いと同様に、納付義務者全員を通じて徴収すべき金額の全額が納付されたときは、各納付義務者の未執行分について、形式（検察システム）上、徴収不能決定処分を行うこととなり、このとき、徴収不能決定書（様式第34号）の作成は要しない。

上記例で見ると、例えば、Aから600万円の納付があったときは、3人から合計で600万円を超えて納付させることはできないので、本件の追徴の執行は終了し、残るB及びCから納付があっても収納することはできない。この場合、検察システム上、B及びCそれぞれの調定情報の「処分」欄にある「収納可能金額」が「0円」となり、形式上、徴収不能決定処分をすることとなる。

他方、審級を異にして確定したときは、従来からの取扱いと変わらず、納付義務者全員を通じて徴収すべき金額の全額が納付されたときは、各納付義務者の未執行分については、刑の執行の免除の手続（規程第40条第1項第3号）に準じて、徴収不能決定書を作成の上、徴収不能決定処分をすることとなる（注）。

（注）昭31.8.7刑事18169号刑事局長通達（例規集）

ウ 犯罪被害財産を含む追徴に係る調定情報作成の留意事項

ウ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第16条第2項の規定による犯罪被害財産の価額を含む追徴の裁判に

係る徴収金（以下「犯罪被害財産追徴金」という。）については、被害者への被害回復給付資金の原資に充てるため、執行検察官において、通常の追徴の執行手続にのっとり、納付義務者から犯罪被害財産追徴金を徴収し、歳入歳出外現金出納官吏に保管させ、その後、被害回復給付金支給手続を行う検察官に引き継ぐこととなる。

裁判において言い渡される追徴については、犯罪被害財産の価額の追徴とそれ以外の追徴を併せて言い渡されることがあるが、追徴の裁判を執行する段階では、これらを分離した調定情報を作成する必要はなく、飽くまでも全額を執行すべき金額として調定情報を作成して徴収する。この場合、納付金額が全部又は一部であっても全て歳入歳出外現金出納官吏に対して提出させる（注）。

その詳細は、後記各論第3章第1節（71ページ）で後述する。

（注）平18.11.27刑総1536号刑事局長通達第2（例規集）

ウ 犯罪被害財産に係る裁判の把握漏れ等により被害回復給付金の支給手続を滞らせることのないように、当該裁判が確定した時点で、その確定裁判を把握することができる証拠品担当事務官又は徴収担当事務官において、犯罪被害財産没収・追徴通知書により、被害回復給付金支給手続を担当することとなる担当事務官に対し、当該裁判が確定したことを通知することとされている（注）。

これは、被害回復給付金支給手続を行う検察官において、犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判を的確に把握してその支給手続の準備に当たるとともに、執行検察官が当該裁判を執行し、これにより得られた現金等が引き継がれた場合には、

速やかに支給に関する手続を開始する必要があるためである。

(注) 平18.11.27刑総1536号刑事局長通達第3(例規集)

#### エ 過料に係る調定情報作成の留意事項

##### ウ 過料の裁判の確定について

過料の裁判が確定したときは、刑訴法、民訴法又は非訟法のいずれによる過料についても、即時抗告(準抗告)又は異議の申立期間が経過したとき若しくはその申立てに対する裁判が確定したときをいうが、刑訴法による過料が裁判の確定した後でなければ執行できないのとは異なり、民訴法又は非訟法による過料については若干その趣を異にしている。すなわち、民訴法等の過料の裁判は、即時抗告の申立てがあった場合には、その執行が停止される(民訴法第334条第1項、非訟法第120条第3項)こととなるが、即時抗告の申立てのない場合には、裁判の告知によって効力が生じている(民訴法第119条、非訟法第56条第2項)ので、理論上はその執行も可能である。したがって、時効も裁判告知の日から進行することとなる(民法第166条)。しかし、実務上は、これら不服申立期間中にその不服申立てがなされるかどうかを確認する方法がないので、申立期間中は執行手続を執らない取扱いとされているわけである。規程においても、その申立期間の経過等により確定したときに、調定情報を作成することとされている。

なお、非訟法第122条には、略式手続による過料の裁判に関する規定がある。通常の手続では、裁判をするに当たり、非訟法第120条第2項により検察官の意見及び当事者の陳述を聴かなければならないとされているが、略式手続では、非訟法第122条第1項により、相当と認めるときは、当事者の陳述を聴かな

くてもよいとされている。この略式手続による裁判に対しては、異議の申立てをすることができ、異議の申立てがなされた場合には、裁判の効力は失われなまま、裁判の執行停止の効力が生じることとなる(非訟法第122条第2項)。その後、この異議の申立てが取り下げられたときは、当該異議の申立てが遡って効力を失い(非訟法第122条第3項)、裁判の執行停止が解除される。したがって、略式手続による過料の裁判については、異議の申立てがなされた後、これが取り下げられたときは、その裁判が確定(執行が可能となる。)することとなるので、裁判確定後に調定情報を作成することとなる。

具体的な過料の確定日は、次のとおりである。

##### a 刑訴法による過料

刑訴法による過料については、即時抗告の提起期間は3日とされている(刑訴法第422条)(注)。また、裁判官による過料の裁判に対しては、裁判の取消し又は変更を請求する(準抗告の請求)ことができるとされ、その請求期間も3日とされている(刑訴法第429条第1項第4号、第5号、同条第4項)。したがって、刑訴法の過料の裁判は、即時抗告又は準抗告の請求がないときは、即時抗告の提起期間又は準抗告の請求期間の3日が経過した翌日が確定日となり、即時抗告又は準抗告の請求があったときは、その申立て又は請求に対する裁判告知の日(決定謄本送達の日、この項において同じ。)が確定日となる。

刑訴法による過料については、即時抗告の提起期間内及び準抗告の請求期間内並びにその申立て又は請求があったときは、裁判の執行が停止される(刑訴法第425条、第429条第5

項)から、その期間内及び申立て又は請求に対する裁判が確定するまでの間は執行することができないので、調定情報の作成時期には留意が必要である。また、時効も当然確定のときから進行する。

(注) 高等裁判所の決定に対しては、その高等裁判所に異議の申立てができるとされ、この異議の申立ては即時抗告に関する規定を準用するとされている(刑訴法第428条第2項、第3項)。

#### b 民訴法による過料

民訴法による過料については、即時抗告の提起期間は裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間内とされており(民訴法第332条)、即時抗告がないときは、即時抗告の提起期間の1週間が経過した翌日が確定日となり、即時抗告があったときは、その即時抗告に対する裁判告知の日が確定日となる。

なお、抗告裁判所がした決定に対し、憲法違反又は法律違反を理由として再抗告ができるとされているが(民訴法第330条)、この再抗告は、簡易裁判所の裁判につき抗告審として地方裁判所がした裁判に対して高等裁判所に抗告(再抗告)する場合にのみ許されるとされている(裁判所法第7条)。この場合の再抗告は、最初の抗告が即時抗告である場合にはこれを却下又は棄却した裁判に対する再抗告も即時抗告となると解されているので、再抗告期間は1週間となる。したがって、簡易裁判所がした原裁判に対する即時抗告の申立てがあり、その即時抗告に対する裁判があった場合において、再抗告がないときは、再抗告の提起期間の1週間が経過した翌日が確定日となり、再抗告があったときは、その再抗

告に対する裁判告知の日が確定日となる。

#### c 非訟法による過料

(b) 非訟法による過料については、同法第120条第3項(第122条の略式手続の場合を除く。)の規定により、即時抗告ができるとされている。その即時抗告の提起期間は、終局決定に対する即時抗告については、裁判の告知を受けた日から2週間の不変期間内とされており(非訟法第67条第1項)、終局決定以外の裁判(例えば、非訟法第53条第3項、第4項に規定する証拠調べ手続における過料の裁判)に対する即時抗告については、裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間内とされている(非訟法第81条)(注1)。

そして、その確定日は、即時抗告がないときは、それぞれの即時抗告の提起期間が経過した翌日となり、即時抗告があったときは、その即時抗告に対する裁判告知の日となる。

なお、非訟法による過料は、原則地方裁判所が管轄するとされている(非訟法第119条)が、戸籍法に係る過料や住民基本台帳法に係る過料等についての裁判は、簡易裁判所がすると規定されている(戸籍法第138条、住民基本台帳法第54条等)ことから、即時抗告のみならず再抗告までできることとなる。非訟法上の再抗告は、即時抗告であるとしてされているので、再抗告の提起期間は2週間となる(非訟法第74条第1項、第67条第1項)。したがって、簡易裁判所がした原裁判に対する即時抗告の申立てがあり、その即時抗告に対する裁判があった場合において、再抗告がないときは、再抗告の提起期間の2週間が経過した翌日が確

定日となり、再抗告があったときは、その再抗告に対する裁判告知の日が確定日となる。

- (b) 略式手続による裁判に対しては、告知の日から1週間の不変期間内に異議の申立てができることされており（非訟法第122条第2項）、異議申立てがないときは、異議申立ての提起期間の1週間が経過した翌日が確定日となる。

異議の申立てがあり、異議申立ての提起期間内にこれを取り下げたときは、提起期間が経過した翌日を、提起期間後に取り下げたときは、取下げの日を裁判の確定の日とする（注2）。異議申立てがあり取下げがない場合において、異議申立てに対する却下の裁判があったときは、裁判告知の日を裁判の確定の日として取り扱うのが相当である。

（注1）現行の非訟法が成立する前の旧非訟事件手続法（明治31年法律第14号）においては、即時抗告の提起期間は、民訴法上の即時抗告と同様に、1週間の不変期間とされていたが、現行の非訟事件手続法においては、同法の終局決定が非訟事件の本案についての裁判所の最終的判断であり、民事訴訟の判決に相当するものと解されることを考慮して、判決に対する控訴期間にならぬ、2週間とされたものである。これに対し、終局決定以外の裁判に対する即時抗告の提起期間は、民事訴訟における決定又は命令に対する即時抗告の提起期間にならぬ、1週間とされたものである。

（注2）異議申立ての提起期間経過後に取り下げた場合、その取下げにより、遡って異議の申立ては効力を失うと規定されているため（非訟法第122条第3項）、異議申立てがなかったものとして異議申立ての提起期間満了日の翌日に当該裁判が終結（確定）するものと考えられるものの、異議の申立てにより当該裁判の執行停止がなされている（非訟法第122条第2項）以上、実務上は、異議申立ての取下げにより執行停止の効力が消滅することになり裁判の執行が可能となることから、異議の申立ての取下げの日をもって確定の日として把握する取扱いとして差し支えないと考える。

#### (4) 非訟法による過料の裁判告知の方法

非訟法による過料の裁判の告知方法は、普通郵便はがきを発送し、そのはがきが裁判所に返戻されない限り送達されたもの

とみなし、その発送の日から本人に到達するまでの所要日数を経過したときに告知があったものとして取り扱われている。

非訟法第56条第2項は、終局決定（申立てを却下する決定を除く。）は、裁判を受ける者（裁判を受ける者が数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによってその効力を生ずると定められている。

庁によってみなし送達日の取扱いが異なるが、発送日から5日後くらいを送達日（告知の日）として取り扱い、そこから異議申立期間を経過したときに調定情報を作成している庁が多いと思われる。

なお、裁判所において、このような裁判の告知の方法がとられている根拠は、非訟法第56条第1項の「終局決定は、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の裁判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。」との規定（現行の非訟法が成立する前の旧非訟事件手続法第18条第2項にも同趣旨の条文が規定されていた。）によるものである。この普通郵便はがきによる告知は、相当な方法によらない告知であるとは判断されないとし、これを是認した裁判所の決定がある（注）。もっとも、この決定においては、当事者が過料の決定の告知がなかったことを主張した場合には、検察官は、改めて現実に送達されたことを立証しなければならないし、また、これを立証することができない場合には、裁判所は改めて決定正本を送達しなければならないと述べている。裁判を執行する側の立場からは、このような不安定な告知方法によることなく、執行官等による確実な告知方法がとられることが望ましいのはいうまでもない。

(注) 東京地決昭35.11.9 公刊物未登載

(前略) 非訟事件の裁判も、これを受ける者に、相当と認められる方法により、告知せられることにより成立し、かつ、その効力を生ずると言わなければならない。(中略) 郵便はがきによる告知は、当事者に送達されたか否かについて、何等確実なる証拠が残されるわけではなく、従つて原告人のために抗告期間の起算点を確定することは困難である。しかしながら過料の決定が裁判所から郵便はがきをもって名宛人に発送されたのにかかわらず何等かの理由により名宛人に到達せず、しかも裁判所は、その送達がなされ、公告期間の経過によりその過料決定が確定したと考え、その執行を検察官に移し、検察官がその執行に及んだとしても、その過料決定に処せられた者は、過料決定の告知がなかつたことを主張すれば、検察官はあらためて、当該過料決定が現実に名宛人に送達されたことを立証しなければならないと考えられる。それ故名宛人としては、原告人主張のように、過料決定の送達を受けたことが全くないのかにかかわらず、過料の決定の執行を受けることはないと思われる。検察官は、過料決定を記載した郵便はがきの到達を立証できない場合には、改めて決定裁判所をして、決定正本の執行吏送達又は郵便による送達をしなければならない。(後略) これを要するに当裁判所は、東京簡易裁判所が原告人に対し、前記過料決定を、郵便はがきを以て告知したことが、相当な方法によらない告知であるとは判断しない。

(研修151号92ページ(研修講座・徴収事務規程解説(第4回)河井貫司)

オ 没取、費用賠償、犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用、民訴法第303条第1項の納付金に係る調定情報作成の留意事項

#### ㊦ 没取

没取の裁判の対象は保釈保証金である。保釈保証金は、現金をもって納付されるほか、有価証券又は裁判所の適当と認める被告人以外の者の差し出した保証書をもって保証金に代えることが許されている。これらにつき、没取の裁判があった場合は、現金又は有価証券については、既に裁判所に提出されているので、その性質上、裁判所又は裁判官の指揮(刑訴法第472条第1項ただし書)により裁判所の職員が執行すべきであるとされている(注1)。したがって、検察官の指揮又は命令によって執行しているのは、保証書の場合のみとなる。

保証書記載の金額を没取する決定は、保証書提出者(被告人以外の者)に対する告知によって執行力が生ずるものと解されている(注2)ので、保証書提出者に決定が告知された後に調定情報を作成することとなる。

この「保証書」は、民事の保証のように本人の債務の支払を保証する趣旨のものではなく、保証人が、保証書記載の金額をいつでも納付すべき義務を負うことを明示した書面で、保証すべき金額及び何時でもその保証金を納める旨を記載しなければならないとされている(刑訴規則第87条)。

なお、保釈保証書について、平成25年7月1日から全国弁護士協同組合連合会が新たな保釈保証書発行事業を開始した(同事業の実施については、関係機関と協議が整った地域から順次進めている)。これまで、被告人等が保証金の用意することが困難な場合、担当弁護士が保証書を差し出し、被告人が保釈後逃亡し、没取の裁判があれば、当該保証書を差し出した弁護士に対して検察官が没取の裁判の執行をすることになり、担当弁護士等のリスクが大きかったが、担当弁護士の申込みに基づき同連合会が保証書の発行を行い、万一の際の保証金の支払は同連合会が行うことで、同連合会がリスクを負い、弁護士個人のリスクを軽減し、保証書による保釈を機能させ、資力の乏しい被告人にも平等に保釈の機会を与えることとしたものである。この事業により、保釈保証書の発行は同連合会が行うこともあるので、没取の裁判があった場合には留意が必要である。

(注1) 昭27.8.12(最)刑二14522号刑事局長回答(例規集)

(注2) 最(大)決昭43.6.12刑集22.6.462

#### ㊦ 費用賠償

費用賠償に係る裁判は、即時抗告の提起期間内及び準抗告の請求期間内並びにその申立て又は請求に対する裁判が確定するまでの間は執行することができないので、調定情報の作成は、当該裁判の確定後となる。

(ウ) 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用

犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用に係る裁判は、即時抗告の提起期間内及びその申立てに対する裁判が確定するまでの間は執行することができないので、調定情報の作成は、当該裁判の確定後となる。

(エ) 民訴法第303条第1項の納付金

民訴法第303条第1項の納付金を言い渡す裁判は、本案の裁判（控訴棄却の裁判）の上告申立期間である2週間の経過により確定するので、調定情報は確定後に作成する。

第6 訴訟費用の裁判の執行指揮（規程第11条）

- 1 訴訟費用の負担を命ずる裁判について、刑訴法第500条に規定する訴訟費用の執行免除の申立ての期間（20日間。以下「免除申立期間」という。）が経過したとき又はその申立てに対する裁判が確定したときは、規程第10条第1項の規定を準用し、徴収担当事務官は、裁判書の原本又は謄本及び関係資料等に基づき、徴収金指揮印票を作成し、検察官の指揮印を受けるとともに、検察システムにより当該裁判の執行指揮に関する事項を管理する。

訴訟費用については、他の徴収金と異なり、訴訟費用の負担を命ずる本案の裁判の確定のみでは、直ちに徴収金指揮印票の作成や裁判の執行指揮に関する事項を管理する手続きができないので、留意する。

徴収担当事務官は、罰金等の裁判が確定した場合と同様に、徴収金指揮印票に検察官の指揮印を受けたときは、徴収情報を基に調定情報

を作成する。

免除を申し立てても免除申立期間内にその申立てを取り下げたときは、免除申立てがないときと同様、20日目の翌日に執行力が生じ、免除申立期間経過後にその申立てを取り下げたときは、取下げの日に執行力が生じる。

免除申立期間は、本案の裁判が自然確定したときは、確定日から起算し、上訴権放棄又は上訴取下げにより確定したときは、上訴権放棄の日又は上訴取下げの日の翌日から起算することとなる（刑訴法第55条第1項本文）。

- 2 訴訟費用のうち国選弁護人に係る報酬及び費用については、支援法により日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が弁護士に対する支給手続を行うこととされている。具体的には、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した場合において、支援法第39条第3項の規定に基づき同条第2項第2号の国選弁護人契約弁護士（いわゆるスタッフ弁護士・一括契約弁護士）については、同弁護士に係る報酬及び費用の額の算定を検察官が裁判所に申し立てる必要があり、その申立てをするときは、国選弁護人に係る報酬及び費用額算定申立書による（規程第8条第1項）。この算定申立てをする検察官は、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した裁判所に対応する検察庁の検察官であり、例えば、第一審で訴訟費用の負担を命ずる裁判の言渡しがあった事件について、控訴申立てが行われ、控訴審で控訴棄却の判決又は決定がなされた場合には、その裁判所に対応する検察庁すなわち高等検察庁の検察官が算定の申立てを行うことになる。

また、支援法第39条第2項第1号の国選弁護人契約弁護士（いわゆるスタッフ弁護士等以外の弁護士）については、法テラスの地方事務所から、訴訟費用の負担を命ずる裁判があった場合において、同号の

国選弁護士契約弁護士に対し報酬及び費用が支払われたときは、その額について書面で通知がされることとなっているので、これに基づいて訴訟費用の算定をする（注1）。

なお、国選弁護士契約弁護士が支援法第39条第2項第1号の国選弁護士契約弁護士であるか同項第2号の国選弁護士契約弁護士であるかについては、裁判所から送付される国選弁護士選任通知書において明らかにされる（刑訴規則第29条の3）ので、その把握には十分に留意する必要がある（注2）。

国選弁護人の訴訟費用額の算定に係る手続の流れについては、附一2を参照されたい。

（注1）平18.9.25刑総1277号刑事局総務課長通知（例規集）及び同通知の一部を変更した平19.3.29刑総498号刑事局総務課長通知（例規集）。

（注2）平18.9.25刑総1276号刑事局長通達第2（例規集）

3 訴訟費用の連帯負担を命ずる裁判については、規程第11条第2項の規定により、連帯負担を命じられた者全部を取りまとめて、徴収金指揮印票に検察官の指揮を受ける。すなわち、検察システムによる管理では、納付義務者ごとにそれぞれ徴収金に関する事項を管理し、相互に関連付けるなどした上、これら全部を一体として管理する。訴訟費用の連帯負担を命じられた者の一部が上訴の申立てをした場合は、原審で確定した者についても、最終に事件の係属した裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官において、同様に全部の者を取りまとめて、負担を命じられた者に係る徴収金に関する事項を相互に関連付けるなどして、検察システムにより管理する。

したがって、納付義務者ごとに、かつ、連帯債務関係ごとに、検察システムにより徴収すべき金額を管理することとなり、徴収金に係る裁判の件数及び徴収すべき金額が納付義務者の数及び連帯債務関係分

だけ増えることとなるが、これは検察システムによる管理に伴う管理単位の変更であり、徴収すべき金額そのものが増えたわけではないから、納付義務者全員を通じて、徴収すべき金額を超えて徴収することのないよう留意する必要がある。

なお、連帯債務関係にある納付義務者全員を通じて徴収すべき金額の全額が納付されたときは、不真正連帯債務の関係にある追徴の負担を命じる裁判の取扱いと同様に、各納付義務者の未執行分について徴収し得ないが、検察システムでは未済として管理されるので、この未執行分については形式（検察システム）上、徴収不能決定処分を行うこととなる。このときも、徴収不能決定書の作成は要しない。

4 訴訟費用の連帯負担を命じられた者のうち、一部の者が上訴し、他の者が原審で確定している場合において、その確定した者からその裁判の執行の免除の申立て若しくはその取下げがあったとき、又はその申立てに対する決定があったときは、その庁の徴収担当事務官は、訴訟費用に関する通知書（様式第4号）により、速やかに訴訟費用の裁判の執行免除の申立て等又はその申立てに対する決定に関する事項を、事件が最終に係属した裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官に通知する。そして、それが訴訟費用の裁判の執行免除の申立てに対する決定であったときは、その裁判書の謄本も併せて添付する（規程第11条第3項）。

なお、原審で確定した者については、当然時効が進行しているので、その時効が完成するおそれのある場合にも、その旨を通知することとされている（規程第11条第3項後段）。これは注意規定であって、この場合においても、最終に事件の係属した裁判所に対応する検察庁が責任を持つ趣旨と解される。この通知の様式については規定されていないので、適宜なものを作成し運用して差し支えない。

## 第7 訴訟記録等への表示（規程第12条）

1 徴収担当事務官は、執行すべき徴収金の管理を適正に行うため、徴収金に係る裁判について検察官の指揮を受けて検察システムにより管理するときは、訴訟記録等に適宜検察システムにより管理済みであること等を記入して押印する。このとき、訴訟記録等に表示する内容としては、検察システムにより管理された「調定番号」である旨を明示して当該番号を、徴収金が訴訟費用であるときはその金額を併せて記入して押印する。

なお、表示箇所及び表示方法については、各庁の運用に委ねられている。

2 徴収担当事務官は、罰金又は料金の裁判について、未決勾留日数の算入又は通算の結果、執行すべき金額がなくなったときは、訴訟記録等にその旨を記入して押印するとともに、検察システムにより執行すべき金額がない旨を管理する。

## 第8 徴収金の集計（規程第13条）

1 徴収主任は、検察システムにより管理された徴収金に係る裁判及びその処分に関する事項を基に、徴収金の種別ごとに、かつ、1日ごとに徴収金に係る集計を行う。

具体的には、検察システム上で集計された「徴収金日次情報一覧」を印刷し、又は検察システムの画面を徴収金の種別ごとに表示を切り替えるなどして一覧表を表示させ、関係書類と種別ごとに徴収すべき金額、収納金額等とを対照するなどして、1日の集計を徴収金原簿として確定させる。なお、検察システムによる徴収金原簿に反映された徴収金の種別ごとの件数及び金額の最終的な確認は、必ず徴収主任において実施することとされている。

2 徴収金原簿の集計は、日次のみならず、月次及び年次の集計を行う。

なお、従来から、二以上の検察庁の徴収事務を同一の職員により処理する場合において、事務処理上支障がないときは、検察庁別に区分しない取扱いが認められていたところ、検察システムによる管理では、検察庁別に集計を行うことも、検察庁を区分することなく集計を行うことも可能であり、集計の単位については、各検察庁の実情に応じた取扱いに委ねられているが、集計漏れのないよう留意が必要である。

## 第9 納付告知（規程第14条）

1 検察官は、徴収金を収納するため納付期限を定め、徴収担当事務官をして納付義務者に対し納付すべき旨を告知させる。

(1) 納付告知の名義は、会計法に定める納入告知（会計法第6条）が歳入徴収官の名義でなされる関係上、検察官名義をもって行うべきものとも解されるが、この種事務は、検察庁法第27条第3項に規定する検察事務官をして行わしめることのできる検察庁の事務に属するとの見解の下に、実務の取扱いをも考慮し、「検察官の命により告知する」旨を明記して徴収担当事務官の名義で行うこととされた。なお、この徴収担当事務官には、その運用の適正を期するため、徴収事務を担当する課長等を指定することとされており（注）、地検においては、検務監理官又は統括検務官がこの「課長等」に当たる。

（注）昭41.6.27刑事（総）464号刑事局長通達（例規集）

(2) 納付期限については、歳入徴収官事務規程第18条において、歳入徴収官は、納入告知をする場合の納付期限については、法令その他の定めがある場合を除く外、調査決定の日から20日以内において適宜の納付期限を定めるものとするとしてされていることとの関係を考慮し、原則として、徴収金に係る裁判を指揮した日から20日以内において適宜定めることとされている（注）。

この納付期限の定めについては、民法上のそれと異なり、これに

より法律上の履行期限が確定される趣旨ではなく、裁判の確定によって履行期が既に到来しているものを単に催告するにすぎないもので、飽くまでも、徴収事務処理のための部内手続である。したがって、納付義務者に対して期限の利益を与える効力を有するものではない。また、当然、遅延利息等の問題を生ずることもない。ただ罰金、科料及び追徴以外の徴収金に対する納付告知は、その納付告知書が納付義務者に到達していることが立証される場合においては、民法第153条に規定する催告に当たることから、その後6か月以内に差押え等の処分がなされた場合には、時効中断の効力があることは既に述べたとおりである。

(注) 昭31. 3. 27刑事6748号刑事局長事務代理通達記第二、六(例規集)

2 検察官は、徴収金に係る裁判の執行を指揮したときは、速やかに納付期限を定め、徴収担当事務官をして納付義務者に対し、納付告知書(甲)(様式第5号)に納付書(様式第6号)を添付して送付させ、徴収金を直接日銀に納付すべき旨を告知させる。

(1) 日銀納付制度を原則とすることによる運用上の基本的な留意点(仮納付に係るものについては、後述する。)

ア 日銀納付制度の円滑な運用を図るため、納付義務者に対し、日銀納付による納付方法、納付期限の遵守等を十分に周知させる必要があるため、各庁においては

ウ 「お知らせ」と題する書面を作成の上、対応する裁判所に対し、被告人へ略式命令謄本等を送達する際に、同書面を同封してもらおうこと(この点については、最高裁判所へ協力方を依頼し、平成8年2月6日付けで最高裁判所事務総局総務局長等から地方裁判所長宛て通知されている。)

エ 検察庁の待合室等に適宜説明案内文を掲示したり、検察官等

において略式手続の告知の際に十分説明すること

ウ 納付告知書(甲)及び督促状(甲)(様式第8号)を發出する際は、日銀納付ができる金融機関を記載した適宜の書面(例えば、日銀本店、支店、代理店を始め、日銀歳入代理店となっている市中銀行(本店、支店を含む。)、郵便局等であればいずれでも納付できることなどを記載したもの)を同封すること  
エ 納付義務者に納付期限経過後は納付しないように注意喚起するため、納付告知書(甲)及び督促状(甲)の注意書1のなお書の部分並びに納付告知書(甲)、納付書及び督促状(甲)の納付期限欄の不動文字の部分それぞれ朱書印刷すること  
などの方法により、その周知方を図る必要がある。

なお、信用組合及び農協は、原則として歳入金の非取扱金融機関とされているが、例外的に日銀本店を通じ財務大臣の承認を受けて歳入代理店の復代理店となっている場合には、これら承認を受けた復代理店である信用組合等においても、歳入代理店と同様に徴収金を収納することができるので、留意を要する。

イ 日銀納付制度においては、納付告知書(甲)添付の納付書により直接日銀に納付されることから、納付告知書(甲)の納付金額欄に誤った金額を記載したときは、誤った金額のまま納付されることとなり、特に納付金額より多い金額を記載した場合は過誤となり、過誤訂正の上、還付の手続をすることになる。したがって、納付告知書(甲)の納付金額を記載する際は、従前にも増して誤記のないよう留意する必要がある。そこで、納付告知書(甲)を作成したときは、徴収主任又は担当の統括検務官等と納付すべき金額等記載事項について誤りがないことを十分確認した上で発送するよう留意が必要である。

ウ 納付期限が経過した納付書は、原則として回収しないこととされている。

ただし、強制執行又は労役場留置を執行するに当たり、あらかじめ納付書を回収しなければ納付義務者本人又はその家族等代理人により二重に納付されるおそれがあり、かつ、これを回収することが可能である場合には、納付書を回収することはもとより差し支えないものである。

エ 納付義務者が、納付書により徴収金の全部を納付した場合には、日銀に納付した時点において刑の執行が終了し、一部納付の場合には、納付した時点において時効中断の効力が生じることとなる。

## (2) 納付書（様式第6号）についての具体的な留意点

ア 「住所・氏名」欄は、その記載がないと日銀の窓口では領収しない取扱いとなっているので、住所及び氏名は必ず記載する必要がある。

イ 「年度」欄は、空欄のまま年度を記入しないこととされているが、納付義務者等が誤って納付書の年度欄に間違った年度を記入し年度更正した事例があることから、これらの誤記入を防止するため、納付書の年度欄にあらかじめ「※」等を記入する取扱いとして差し支えないとされている（注1）。

ウ 「法務省主管」欄には、法務省の主管番号である「(6077)」を記入する。また、「取扱庁名」欄には、歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定による各庁の取扱庁番号を記入する（注2）。

エ 納付書番号は、各庁の実情に応じて、徴収金の種別ごとに区分したり、三者即日処理用に区分するなど適宜付することとなる。

オ 日銀歳入代理店等から支部及び区検へ送付されるべき領収済通

知書の誤配を防止するため、領収済通知書の送付先が支部又は区検である場合には、納付書中の「領収控」にも送付先を明記する（注3）。

カ 納付書の管理については、各庁の実情に応じた管理をすることとなる。

キ 納付書は、財務大臣の指定を受けていることから、規程に定める様式以外のものを使用することはできない。

（注1）昭43.3.9刑事（総）165号刑事局総務課長、経理部主計課長通達（例規集）、平9.2.18刑総190号刑事局長通達（例規集）

（注2）平2.1.12会24会計課長通知（会計例規集（訓令・通達編1）B2ページ）

（注3）平8.4.22刑事局総務課補佐官事務連絡（例規集未登載）

3 検察官は、納付義務者をして徴収金を当該検察官の所属する検察庁に納付させることが相当であると認めるときは、速やかに納付期限を定め、徴収担当事務官をして納付義務者に対し、納付告知書（乙）（様式第7号）によりこれを納付すべき旨告知する。

規程第14条第2項の「相当であると認めるとき」に当たる場合としては

- (1) 当該検察庁の管轄区域内に日銀がないとき
- (2) 納付義務者が山間地域又は離島に居住しているなど日銀に赴くのに相当の時間を要するとき
- (3) 納付義務者を刑事施設に収容中であるとき
- (4) 時効が切迫して日銀納付を待っていても確実な収納が期待できないとき
- (5) 訴訟費用等につき連帯負担が命ぜられているとき
- (6) いわゆる三者即日処理方式や在庁略式による裁判手続など現金等による納付が確実である事情があるとき
- (7) 犯罪被害財産追徴金又は国際刑事裁判所に対する協力等に関する

法律（平成19年法律第37号。以下「国際刑事裁判所協力法」という。）第42条第1項による罰金若しくは追徴又は同条第2項による追徴に係る徴収金であるとき

をいう。

なお、納付告知書（甲）を送付した後、納付義務者が、納付書を持参して検察庁に納付を申し出たとき、あるいは日銀納付によらず検察庁への納付を希望する場合には、検察庁で現金等を収納することはもとより差し支えない。

4 納付告知書の発付に当たり注意すべき事項は、次のとおりである。

(1) 刑訴法第491条又は第492条の規定により罰金、科料若しくは追徴について相続人又は合併の後存続する法人若しくは合併によって設立された法人に対し納付の告知をするときは、納付告知書（甲）、（乙）にその旨を明らかにする。

(2) 訴訟費用の連帯負担を命ぜられた者に対しては、その全員につき納付告知書を発することができるが、この場合には連帯負担であることを明らかにしなければならない。

(3) 犯罪被害財産追徴金につき、裁判において犯罪被害財産の価額の追徴とそれ以外の追徴を併せて言い渡された場合、飽くまで全額を執行すべき金額として調定・徴収することとなり、納付告知については、追徴の総額について行う（注）。

（注）平18. 11. 27刑総1536号刑事局長通達第2（例規集）

5 規程第14条第1項及び第2項の規定により納付の告知をするときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

#### 第10 督促（規程第15条）

1 徴収金が納付告知書に定めた納付期限までに納付されなかったときは、検察官は、必要に応じ、徴収担当事務官をして納付義務者に対し、

納付書を添付した督促状（甲）（様式第8号）、督促状（乙）（様式第9号）その他適宜の方法（電話、口頭等）によりその納付を督促する。

納付告知書（甲）により納付告知したが納付されない場合における督促については、日銀からの領収済通知書の送付期間を考慮し、納付期限が経過してからおおむね10日程度の期間を置いた上で行うことが望ましい。また、督促状（甲）により督促したが、納付期限内に納付されないため再度の督促をするときも、同様である。

2 この督促は、歳入徴収官事務規程第21条に合わせて検察官名義をもって行うべきものとも解されるが、納付告知書における同様の理由により、検察官の命によって、徴収担当事務官名義で行うものとされている。なお、この徴収担当事務官についても納付告知書と同様、検務監理官又は徴収事務を担当する統括検務官等を指定することになる。

3 督促は、事実行為であって法律上の効果は生じない。ただ、督促は催告にほかならない（注）から、督促すなわち催告後、6か月以内に差押等の処分がなされたときは、罰金、科料及び追徴以外の徴収金については、催告が時効中断の効力を有することは既に述べたとおりである（民法第153条）。もちろん、この場合には催告が納付義務者に到達していることが立証されなければならない。

なお、刑罰である罰金、科料及び刑罰に準ずる追徴の時効中断事由は執行行為に限定されるため、これらについての督促すなわち催告が時効中断事由とならないことはいうまでもない。これらの徴収金の時効を中断するには、飽くまで現実に一部納付又は強制執行、労役場留置（そのための収容状による収容を含む。）の執行行為のなされることが必要である（刑法第34条第2項）。

（注）大判大8. 6. 30民録25・1200

4 督促は、納付告知の場合と異なり、規程では「必要に応じ」と規定して、特にこれを義務付けていないが、これは場合によっては督促することなく強制執行をすとか、また、罰金及び科料については、労役場留置の執行のための呼出し（規程第31条）や収容状を発する（規程第32条）ということもあり得るからである。

5 徴収担当事務官は、督促を行ったときには、検察システムによりその旨を管理する。

#### 第11 一部納付の申出等（規程第16条）

1 徴収金のうち、罰金及び科料の一部納付については、刑法第18条第6項の解釈から一部納付が許されることは明らかである。その他の徴収金については、全額を一括して納付させることが原則であるが、法理論的には疑問を残しながらも、規程においては、財産刑等の性質及び現実の問題として、全額を一度に納付させることが困難な場合には、その一部の金額を収納することも差し支えないとの見解の下に規定されている。

(1) 納付義務者から納付すべき金額の一部につき納付の申出があった場合、徴収主任は、まず、事情を調査し、その事由があると認めるときは、検察官宛ての一部納付願を徴して検察官の許可を受ける。その事由がないと認めるときは、一部納付願を徴する必要はない。

なお、この事情の調査方法は、納付義務者から直接聴取する程度で足りるであろう。

この一部納付についての検察官の許可は、必ずしも分納の都度一部納付願を徴して行う必要はなく、包括的に、例えば、3回に分けて納付することを許可する場合には、あらかじめその旨の記載のある一部納付願を徴すれば足りる。

(2) 納付義務者から納付すべき金額の一部が郵送された場合において

も、持参された場合と同様その手続を行う。しかし、この場合、やむを得ない事情があるときは、一部納付願を徴する必要はないとされている。この「やむを得ない事情」とは、例えば、納付義務者が郵送により納付を申し出た後、直ちに遠洋漁業等に出発した場合等、事実上一部納付願を徴することができないときをいう。

なお、送金の封書等に添付してある書面により一部納付願の趣旨が認められ、かつ、それが許容し得るものである場合には、改めて一部納付願を徴する必要はない。

(3) 納付義務者の依頼を受けた代納者から一部納付の申出があった場合には、その一部納付願は納付義務者から徴すべきである（注1）。

この場合、納付義務者から一部納付願を徴することができない事情があるときは、代納者からこれを徴することなく、徴収主任において、事情調査の結果について適宜の様式による報告書等を作成してこれに検察官の押印を受けるなどして、その経緯を明確にするとともに、検察システムの調定情報の備考欄においてその経緯を管理する（注2）。

（注1）昭32検務実務家会同徴収事務関係9問答（例規集）

（注2）昭47検務実務家会同徴収事務関係2問答、昭47検務実務家会同徴収事務関係3問答（例規集）

2 検察官において一部納付の申出を許可したときは、徴収主任は、検察システムによりその旨を管理する。

3 一部納付の法律上の効果は、罰金、科料及び追徴については、一部について執行行為があったものとして刑法第34条第2項の規定により時効が中断する。その他の徴収金については、残額について承認があったものとして会計法第31条及び民法第147条第3号により時効が中断する。ただし、訴訟費用の連帯負担を命じられている二人以上の者

について、そのうちの一人が一部納付した場合、他の者の時効をも中断する効力があるかどうかについては、これを消極とする解釈がとられている(注)。同様に、不真正連帯債務の関係にある追徴の負担を命じる裁判が確定し、そのうちの一人から一部納付があった場合についても、その時効の中断の効力は、他の納付義務者には及ばないと解される(民法第440条)。

(注) 昭31検務実務家会同徴収事務関係13問答(例規集)

- 4 罰金又は科料の執行における労役場留置1日に満たない金額(以下「端数金額」という。)については、平成18年5月28日施行の刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(平成18年法律第36号)により、刑法第18条の規定が改められ、検察官において、端数金額の納付を認めて収納手続が行えることとなった。

端数金額が納付されたとしても、最終的に全額が納付されなかった場合には、最終残額中に労役場留置換算1日に満たない金額が生じることもあるが、このような場合には、生じた端数金額について1日として労役場に留置することとなるため、端数金額の納付を認めてこれを納付させる場合には、納付義務者に対し、残額が納付できないときは納付により生じた端数金額についてはこれを1日として労役場に留置させることとなる旨の説明を行う必要がある。

- 5 刑法第18条第6項の規定は、労役場留置の執行に関するものであり、罰金等の言渡しの際に言い渡される労役場留置の期間に関する同条第4項の解釈に影響を及ぼすものではないとされている。すなわち、現在の裁判実務においては、一般的に「ただし、端数金額はこれを1日とする」旨の言渡しがなされているが、仮に、裁判で端数金額が生じるにもかかわらず端数金額の換算に関する処理方法を定めなかった場合には、当該端数金額に同条第6項の適用はなく、これを1日として

労役場に留置することはできないと解される。

## 第12 納付延期の申出等(規程第17条)

- 1 納付延期は、徴収金の納付について、何らかの理由により、あらかじめ定めた期限までに現実に納付することができない場合において、納付義務者から納付延期の申出があったときにする手続である。

この申出があった場合には、前述の一部納付の手続に準じ、徴収主任において事情を調査して、その事由があると認めるときは、検察官の許可を受けて延期することとなるが、一部納付の申出があった場合と異なり、一般的には納付延期願を徴することなく、事情調査の結果について報告書等を作成してこれに検察官の押印を受けるなどして、その経過を明確にするとともに、検察システムの調定情報の備考欄にその経緯を入力して管理する。ただし、罰金、科料及び追徴以外の徴収金については、この納付延期願が債務の承認に当たる(民法第147条第3号)ものとして、時効中断の効力を有すると解されることから(注)、納付義務者から納付延期願を徴することとされている。このような取扱いは、事務簡素化の観点から定められたもので、申出のあったもの全てについて納付延期願を徴してももとより差し支えない。

なお、納付延期の申出のあった場合とは、直接その申出があった場合のほか、納付延期願書を送付してきた場合をも含む趣旨である。

(注) 昭29.10.22電696号刑事局長回答(例規集)

- 2 この納付延期願は、飽くまでも事実行為であって、法律上相手方に期限の利益を与える趣旨のものではないから、その延期中といえども検察官が納付延期願の事由がないと認めたときはいつでもその許可を取り消すことができる。
- 3 納付延期願により時効を中断する場合の効力発生の時等については、実務上問題となる例が少なくない。その主なものを挙げれば次の

とおりである。

- (1) 被収容者が納付延期願を刑務所等の係官に提出した場合、あるいは納付義務者が司法警察職員に提出した場合には、その効力発生の日は、その納付延期願が検察庁に到達し、受理された日である（昭32検務実務家会同徴収事務関係15問答（例規集））。
- (2) 罰金、科料及び追徴以外の徴収金については、一部納付願又は納付延期願が検察庁において受理された日、若しくは一部納付願を要しない場合においては徴収金を送付された日にそれぞれ時効を中断し、時効の起算日はいずれもその翌日である（昭32検務実務家会同徴収事務関係21問答（例規集）、昭44検務実務家会同徴収事務関係4問答（例規集））。
- (3) 納付義務者が納付延期願の提出を拒否したような場合において、その延期願の徴収に携わった検察事務官が供述調書等を作成しているときは、その調書等に請求又は納付義務者の承認の意思が認められる限り時効中断の効力がある（昭32検務実務家会同徴収事務関係17問答（例規集））。
- (4) 刑事施設等に収容中の納付義務者に対し、裁判執行関係事項照会書（乙）をもって照会したところ、同回答書に「出所後納付する」旨記載し、かつ、本人の署名指印がある場合、又は照会書の氏名欄記載の氏名の下に本人の指印が押されている場合には、承認により時効が中断する（昭33検務実務家会同徴収事務関係12問答（例規集）、昭33検務実務家会同徴収事務関係13問答（例規集））。

### 第13 関係機関に対する照会（規程第18条）

- 1 納付義務者が所在不明のとき、納付の督促に応じないとき、又はその他の事由によって徴収金が納付されない場合において、関係機関に対し納付義務者の所在の有無その他必要な事項を照会する（刑訴法第

507条）（注）ときは、裁判執行関係事項照会書（甲）（様式第10号）により関係機関に照会する。この場合において、納付義務者が刑事施設（少年法第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に収容されているときは、裁判執行関係事項照会書（乙）（様式第11号）による。

（注）刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成13年法律第139号）により、自由刑、財産刑その他の裁判を的確に執行するため、裁判執行に関する照会権限が規定された。

- (1) 照会事項は、全ての納付義務者に共通するものではないから、（甲）については必要な調査事項を適宜記入して使用する。（乙）については、考えられる主たる調査事項が挙げられているが、もとよりこれに限る趣旨ではないので、必要があれば他の調査事項を適宜付加して使用することとなる。
  - (2) 照会書の様式は、この二つの様式に限定される趣旨ではないから、必要に応じ、別に適宜様式を作成して照会することも差し支えない。
- 2 この照会は、上記のとおり刑訴法第507条の照会権限に基づくものであり、これを受けた相手方には、法的に報告（回答）が義務付けられている。
- 3 照会の手続をとったとき及びその回答があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより当該照会に関する事項を管理する。

### 第3章 収納

収納とは、会計法上では、法令の定めるところにより、歳入徴収官が調査決定した歳入を出納官吏が収納することをいうが（会計法第7条）、規程上では、検察官がその執行を指揮又は命令した徴収金を出納官吏が収納することをいうのである。その収納手続は、会計法上のそれとほとんど大差のない取扱いである。

国の収入は、財政法（昭和22年法律第34号）第2条の規定により現金をもって収納することを原則としているが、一定の制限内で小切手等の証券をもって現金に代えて収納することができるものとされ（大正5年法律第10号（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律））、また、特に法律をもって規定したものに限り印紙納付を許している（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号））。

したがって、法務省主管の財産刑等に係る歳入についても、小切手等の証券をもって収納することが認められている（大正5年司法省令第35号（司法省主管歳入証券納付ニ関スル件））。ただし、この証券については、一定の制限（政府発行のものに限られること等）があることに注意を要する（大正5年勅令第256号（歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件）、歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件（大正6年4月会甲977号司法省会計課長通達（例規集））、大正5年大蔵省令第30号（歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件ニ依ル証券ノ納付ニ関スル制限ノ件））。

### 第1節 現金又は証券による収納

#### 第1 持参に係る現金等の収納手続（規程第19条）

1 徴収担当事務官は、徴収金（犯罪被害財産追徴金を除く。）について現金又は証券による納付の申出があったときは、検察システムにより収納すべき金額等を確認し、徴収・収納済通知書（様式第12号）に所定の事項を記入して、徴収主任に提出するとともに、検察システムによりその旨を管理する。この場合において、徴収担当事務官は、納付を申し出た者が納付義務者でないときは、納付義務者との関係を調査する。

納付を申し出た者が納付義務者以外の者であるときは、納付義務者の意に反して納付が行われないよう留意しなくてはならない。これは、徴収金が刑その他これに類するものである点に鑑み、納付義務者の不知の間に執行が終了することを防止する趣旨である（注1）。そのほか、納付義務者が所在不明の場合に、納付義務者の意思によらずに、いわゆる代納者に分割納付せしめることは、消極と解する旨の質疑回答（注2）や納付義務者が受刑中にいわゆる代納者が分割納付するについて納付義務者の承諾を要することとされている（注3）。

（注1） 昭31.3.27刑事6748号刑事局長事務代理通達（例規集）

（注2） 昭30検務実務家会同徴収事務関係26問答、昭33検務実務家会同徴収事務関係4問答（例規集）

（注3） 昭30検務実務家会同徴収事務関係28問答（例規集未掲載）

分割代納について納付義務者より代納方承諾書を徴することの要否  
問 納付義務者受刑中の場合の分割代納については、納付義務者より代納方承諾書の如きものを徴する必要があるか。

答 分納につき納付義務者の承諾を要するものと思料する。

研修156号95ページ（研修講座・徴収事務規程解説（第8回）河井貫司）

- 2 徴収主任は、提出された徴収・収納済通知書を確認した上、これを収入官吏に送付し、納付を申し出た者をして現金又は証券を直接収入官吏（分任収入官吏を含む。以下同じ。）に納付させる。これは、収入官吏でない徴収主任においては、現金、証券の類は一切取り扱わないという原則を明らかにしたものである（会計法第7条）。
- 3 徴収・収納済通知書については、事務簡素化の観点から、これと収入官吏の発行する現金領収証書の原符及び領収証書を合わせて3枚複写式とし、共通の記入事項は徴収担当事務官において全て記入する取扱いができるようにされている。しかし、この取扱いは、徴収担当と会計担当を一体化する趣旨ではもちろんないから、この場合であっても、徴収担当における現金及び証券の受領が禁じられていることには変わりはない。なお、歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）第2条により、国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令（大正11年大蔵省令第20号）の一部が改正され、現金領収証書の書式が改められている。

ところで、徴収・収納済通知書用紙、領収証書原符（領収済報告書）用紙及び領収証書用紙の管理については、事故防止の観点から、昭和59年9月17日付け法務省刑総第729号官房会計課長・刑事局長通達「徴収金に関する不正事犯の発生防止について」（例規集）をもって厳格な取扱いが定められているので、その定めにとつて適正に取り扱わなければならない。

## 第2 犯罪被害財産追徴金の収納手続（規程第20条）

- 1 犯罪被害財産追徴金については、保管金として取り扱う必要があるため、現金による納付の申出があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき金額等を確認し、犯罪被害財産追徴金提出書（様式第13号）に所定の事項を記入して徴収主任に提出すると

もに、検察システムによりその旨を管理する。この場合において、徴収担当事務官は、納付を申し出た者が納付義務者でないときは、納付義務者との関係を併せて調査する。

- 2 徴収主任は、提出された犯罪被害財産追徴金提出書を確認した上、検察官の記名押印を受けるとともに、歳入歳出外現金出納官吏に送付し、納付を申し出た者をして現金を歳入歳出外現金出納官吏に提出させる。提出を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、犯罪被害財産追徴金受領証書（様式第14号）を作成して徴収担当事務官に送付する。

なお、犯罪被害財産追徴金の納付方法については、現金納付（保管金を取り扱う日銀（各庁の歳入歳出外現金出納官吏と取引がある日銀に限る。）に直接払い込ませる場合を含む。）に限定されている。これは、犯罪被害財産追徴金は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号。以下「被害回復給付金支給法」という。）に定める給付資金の原資に充てるため、保管金として取り扱う必要があるからである。これを納付書を用いて納付させた場合には直接歳入金として取り扱われることとなり、手続上不都合を生ずることとなるため、犯罪被害財産追徴金提出書により、直接、歳入歳出外現金出納官吏に犯罪被害財産追徴金を提出させることとし、歳入歳出外現金出納官吏において、当該徴収金が提出されたときは、犯罪被害財産追徴金受領証書を徴収担当事務官に送付して、納付のあったことを通知する取扱いとされたものである。

また、裁判において犯罪被害財産の価額の追徴とそれ以外の追徴を併せて言い渡された場合には、納付金額が全部又は一部であっても全て歳入歳出外現金出納官吏に対して提出させることとなる（注）。これは、追徴の全額について調定情報を作成しており、執行は飽くまで通常の追徴の執行として全額について行い、これを執行した上で、保

管金とする犯罪被害財産の価額の追徴金と歳入金とするそれ以外の追徴金を分けて手続を行う必要があるところ、例えば、一部納付が認められたような場合には、これをいずれの徴収金として処理するかなど事務処理上支障を来すことから、一旦、全てにつき保管金として取り扱い、全額を執行した段階でこれを仕分ける手続とされたものである。

この場合において、全額執行した段階で、歳入金となる追徴金と犯罪被害財産追徴金を犯罪被害財産追徴金処分通知書（様式第16号）により、歳入歳出外現金出納官吏にその処分を通知して仕分け、それぞれ収納及び給付資金への引継ぎの手続をとるものとされた。なお、全額が同一日に納付された場合には、全額を歳入歳出外現金出納官吏に提出後、速やかに犯罪被害財産追徴金処分通知書により仕分を指示し、歳入金として収納及び給付資金への引継ぎの手続を行うこととなる。

（注）平18.11.27刑総1536号刑事局長通達第2（例規集）

- 3 国際刑事裁判所協力法第41条第1項第2号の決定が確定した場合における同法第42条第1項による罰金若しくは追徴又は同条第2項による追徴の裁判に係る徴収金について、現金による納付の申出があったときは、犯罪被害財産追徴金の手続を準用することとされ（規程第58条）、このとき使用することとなる様式については、適宜修正して使用することとなる（注）。

（注）平19.9.27刑総1311号刑事局長通達第2（例規集）

### 第3 送付に係る現金等の収納手続（規程第21条）

- 1 徴収金を納付するため納付義務者等から、現金又は証券が郵送されたときは、徴収金保管者（検事総長、検事長又は検事正がその庁（高等検察庁にあっては高等検察庁（本庁）及び高等検察庁支部を、また、地方検察庁にあっては地方検察庁（本庁）、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）につき指定した者（徴収事務を所管

する検務監理官等以外の職員であって課長相当以上の官職にある者))は、徴収金保管簿（様式第15号）に所定の事項を登載し、これを保管した上、納付義務者の氏名、徴収金の種別及び金額等を徴収主任に通知する。なお、徴収金保管者は、現金等を保管したとき、又は払い出したときは、毎日その保管高を的確に把握するため、現金出納簿に所要事項を登載することとされている（注）。

（注）昭51.8.17刑総533号刑事局総務課長通知（例規集）

- 2 徴収主任は、徴収金保管者から、現金又は証券が送付された旨の通知を受けたときは、検察システムによりこれを調査する。そして、送付に係る金額が納付すべき金額の全部であるときは、徴収担当事務官、徴収主任及び歳入歳出外現金出納官吏は、速やかに現金又は証券による納付の申出がなされた場合の手続（規程第19条及び第20条）に準じて、その収納手続をする。この場合において、現金等の保管者である徴収金保管者に対しては、現金等を収入官吏又は歳入歳出外現金出納官吏に送付するよう連絡して、直接収入官吏又は歳入歳出外現金出納官吏をして収納又は保管させる。

送付された金額が納付すべき金額の全部に満たないときは、一部納付の申出があった場合の手続と同様、検察官の許可を受けて処理することとなるが、現金又は証券のみが送付され、全部納付できない理由が明らかでないときは、納付義務者が直接持参した場合と同様、改めて本人につきその事情を調査しなければならない。

- 3 送付に係る現金又は証券が一部の納付であって、検察官の許可が得られないときは、徴収金保管者は、これを保管する一方、徴収主任と連絡の上相当な処置をとることが必要である。また、既にその徴収金が高額に嘱託済みであるときは、直ちに受託庁の徴収金保管者に対し、送付に係る現金又は証券を回送することが相当であろう。

なお、納付義務者から罰金として納付する旨指定して送付してきたものを、訴訟費用に充当収納するような方法は、許されない(注)。

(注) 昭25.10.25瑞保甲1647号刑政長官通達(例規集)

- 4 郵送に係る徴収金の保管等の任に当たる徴収金保管者には、多くの庁で事務局長又は総務課長が指定されているが、事務処理上の便宜から、会計課長等が指定されている庁もあり、支部、区検察庁では、総務課長等が指定されている。いずれにしても、この指定は、その職務の性質上、原則として徴収担当以外の課長相当以上の官職にある職員につき行うものとされている(注1)。また、これら指定を受けた者が不在等の場合を考慮し、あらかじめその代理者を指定しておくこととされている(注2)。

なお、この徴収金保管者による保管事務は、徴収金が収納されるまでは、納付義務者のための事務管理と解されている。

(注1) 昭31.3.27刑事6748号刑事局長事務代理通達(例規集)、昭51.8.17会1311号官房会計課長・刑事局長通達(例規集)、昭59.9.17刑総729号官房会計課長・刑事局長通達(例規集)

(注2) 昭59.9.17刑総729号官房会計課長・刑事局長通達(例規集)、昭33検務実務家会同徴収事務関係40問答(例規集)

#### 第4 現金等の収納後の手続等(規程第22条、第23条)

- 1 納付義務者が納付書をもって日銀に直接納付した場合には、日銀からの領収済通知書により、納付義務者が持参又は郵送した現金や証券を収入官吏が収納した場合には、徴収・収納済通知書により、犯罪被害財産追徴金について納付義務者が持参又は郵送した現金を歳入歳出外現金出納官吏が提出を受けた場合には、犯罪被害財産追徴金受領証書により、それぞれ徴収金を領収若しくは収納した又は提出を受けた旨の通知がなされる。この通知を受けた徴収担当事務官は、規程第22条第1項各号の手続をする。

- (1) 領収済通知書により通知があった旨を検察システムにより管理する。

- (2) 領収済通知書、徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金受領証書を検察官に提出して確認の押印を受ける。領収済通知書によるものについては、日銀から送付を受けた日が処分の日となる。

なお、日銀又は収入官吏から、領収済通知書若しくは徴収・収納済通知書により徴収金の納付を受けた旨の通知があったとき、又は、歳入歳出外現金出納官吏から、犯罪被害財産追徴金受領証書により犯罪被害財産追徴金の提出を受けた旨の通知があったときは、その都度、各通知書等を検察官に提出して押印を受けることとされているが、この押印の趣旨は、徴収金が間違いなく収納等されたことの確認印である。この趣旨に鑑み、この種事務処理の合理化を図る観点から、規程では、これら通知書を1日ごとに取りまとめた上、各庁の実情に応じ、適宜の方法により集計表を作成してこれに添付し、同表に検察官の押印を受けることにより、各通知書の押印に代えることができることとされている(注1)。

なお、徴収・収納済通知書の検察官印欄以外の徴収主任印欄等の押印については、この取扱いをすることはできないので、注意を要する。

これは、規程第19条による徴収主任及び徴収担当事務官(以下「徴収主任等」という。)の押印は、現金等の徴収という執行行為そのものの事務の適正と責任の所在を明確にするためのものであり、他方、規程第22条第1項第2号による検察官の押印は、徴収金に係る裁判の執行指揮検察官による執行結果(収納等の事実)の確認のためのものであって、その性格を異にしている。したがって、規程第22条第2項において、徴収・収納済通知書に適宜集計表を作成して

添付し、同表に押印を受けることにより各徴収・収納済通知書の押印に代えることができるのは、飽くまで検察官の確認印のみである

(もつとも、領収済通知書、犯罪被害財産追徴金受領証書については、収納等の事実の通知であることから、規程上、検察官の確認印を受けるのみで足り、徴収主任等の押印は必要としていない。)(注2)。

(注1) 平9.2.18刑総190号刑事局長通達(例規集)

(注2) 平9.2.26刑総229号刑事局総務課長通知(例規集未掲載)

- (3) 日銀から送付される領収済通知書は、徴収担当事務官において、所要のを行った後、速やかに歳入徴収官に送付することとされている。

ア 領収済通知書の受領については、各庁の実情に応じ、まず会計課で受領するとしている庁と徴収担当事務官において受領するとしている庁がある(注)。

(注) 日銀は、納付書により現金を領収したときは、領収済通知書に集計表を添付して歳入徴収官又は分任歳入徴収官に送付しなければならないとされている(日本銀行国庫金取扱規程(昭和22年大蔵省令第93号)第14条)。

イ 歳入徴収事務を担当する職員が、徴収担当事務官から領収済通知書の送付を受けたときは、これを日銀の各店別(本店、支店、代理店、歳入代理店)、収納日付別に取りまとめ、これに領収済通知書集計表を添付して歳入徴収官に提出する。歳入徴収官は、この領収済通知書集計表の提出を受けたときは、その記載事項を点検した上、歳入金調定原簿に記載する(注)。

(注) 平4.10.1会951号会計課長通達(会計例規集(訓令・通達編1)B11ページ)

- (4) 徴収・収納済通知書を徴収金の種別ごとに編てつして整理する。

2 徴収主任は、1日ごとに、領収済通知書、徴収・収納済通知書又は

犯罪被害財産追徴金受領証書により現金又は証券による収納を確認し、徴収金の種別ごとに徴収金原簿により集計する。

### 3 犯罪被害財産追徴金の納付があった場合の手続について

- (1) 規程第20条の規定により犯罪被害財産追徴金を保管した場合において、被害回復給付金支給法により被害回復給付金の支給を行う検察官に対し、給付資金として引き継ぐとき、又は歳入金として国庫に編入するときは、徴収担当事務官は、犯罪被害財産追徴金処分通知書(様式第16号)に所定の事項を記入し、これに検察官の記名押印を受けた上、歳入歳出外現金出納官吏に送付して通知する。

通知を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、犯罪被害財産追徴金提出書を整理し、速やかに所要の手続をする。

歳入歳出外現金出納官吏に対して提出された犯罪被害財産追徴金については、後に予定されている被害回復給付金支給法による被害回復給付金支給手続のため、歳入金とせず保管金として取り扱われるところ、徴収事務における追徴の執行の日は、納付義務者が納付し歳入歳出外現金出納官吏が提出を受けた日であり、他の徴収金と何ら変わるものではなく、調定情報の処分年月日欄等の日付も、歳入歳出外現金出納官吏が提出を受けた日である(注)。この場合において、犯罪被害財産追徴金とその他の追徴金の全額が納付されたときは、前記第2(犯罪被害財産追徴金の収納手続)で説明した手続をとることとなり、処分事由は、犯罪被害財産追徴金は「給付資金への引継ぎ」となり、その他の追徴金は「現金収納」となる。徴収すべき追徴金が犯罪被害財産追徴金のみである場合において、その全額が納付されたときは、全額給付資金として引き継ぐ手続(犯罪被害財産追徴金処分通知書の処分内容欄は「給付資金として保管」のみ記入することとなる。)をとることから、処分事由は「給付資

金へ引継ぎ」となる。

(注) 平18.11.27刑総1536号刑事局長通達第2(例規集)

(2) 納付された金額が納付すべき金額の一部であるときは、このような仕分ができないことから、一旦保管金として保管することとなるので、処分としての手続をとることはできないと考える。したがって、一部納付に当たっては、検察システムの調定情報の備考欄に一部納付により保管の旨記入して管理し、全額が納付された後、「給付資金へ引継ぎ」と「現金収納」に仕分けることとなろう。被害者救済の観点からも、犯罪被害財産追徴金を執行する検察官においては、実際に支給可能となるための給付資金を得るため、できる限り全額の執行をした上で、これを被害回復給付金の支給手続を担当する検察官に引き継ぐのが相当であろう。ただし、一部納付された後、更なる納付又は強制執行による執行ができないような場合には、そのことが明らかになった時点で、保管中の一部納付に係る金銭を給付資金へ引き継ぐこととなる。また、犯罪被害財産追徴金とそれ以外の追徴金のうち一部納付された場合において、犯罪被害財産追徴金の額に満たない金銭が納付された後、更なる執行ができないときは、犯罪被害財産追徴金とそれ以外の追徴金を按分して「給付資金へ引継ぎ」と「現金収納」に仕分ける方法も考えられないではないが、被害者救済の観点からは、按分することなく、納付された一部納付額全額を「給付資金へ引継ぎ」として引き継ぐのが望ましいであろう。

(3) 一部納付がなされれば、提出されたその日が執行行為の日であり、そのときから新たに時効期間が進行を始めることとなる。

#### 4 犯罪被害財産追徴金による被害回復給付金の支給について

##### (1) 制度の概要

検察官が執行して得た犯罪被害財産追徴金については、被害回復給付金支給法により、これを組織的な詐欺、高金利受領(出資法違反)等の犯罪行為による被害者に対し、被害回復給付金として支給することとされたものであり、この制度の実施主体は検察官とされている。この制度は、犯人・被害者間の民事上の権利義務の確定を図るものでなく、没収・追徴の裁判の執行等により国庫に帰属した金銭等を用いて犯罪被害者の被害の回復を目的とする給付金を支給する行政上の制度であることから、行政機関においてこれを実施することが相当であると考えられたこと、捜査・公判を通じて当該事案の全容を知り得る立場にある検察官を手続の実施主体とすることが、制度として最も合理的であり、迅速な被害者の救済にも資するものと考えられたことなどによるものである。この制度における検察官は、この手続が行政機関が行う行政手続であることから、公益の代表者としての検察官という位置付けとなるものである。したがって、検務事務として規定されておらず、いわゆる事務規程は制定されていない。これは、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)により検察官が行うこととされている手続の規定と同様である。

そのため、被害回復給付金の支給手続については、法律の委任に基づく事項(費用の定め、支給手続の開始決定・不開始決定・終了決定等の公告、申請の方式等)は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則(平成18年法務省令第77号)に定められており、法律及び規則に基づき被害回復給付金の支給手続を行うに当たり、必要となる手続書類の書式例については、刑事局総務課長通知「犯罪被害財産支給手続における書式例」(注)に定められているので、これらにより事務処理することとなる。

その手続については、附-3及び附-3の2を参照されたい。

(注) 平19.3.19刑総411号刑事局総務課長通知(例規集)

(2) 被害回復給付金の支給手続で留意すべき事項

被害回復給付金の支給手続に関し、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 被害回復給付金の支給は、被害者救済のために制度化されたものであることを踏まえると、給付資金の確実な確保ができることが不可欠であり、捜査・公判の段階で犯罪被害財産の没収保全・その価額の追徴保全を図る必要があるので、保全処分がされていないときは、捜査・公判担当検察官に対し、保全の手続を促す必要がある。

イ 被害回復給付金支給法第6条第1項により、検察官は、犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管したときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続を開始する旨の決定をするものとされているため、被害者救済の観点から、犯罪被害財産追徴金を執行する検察官においては、実際に支給可能となるための給付資金を得るため、できる限り全額の執行をした上で、これを被害回復給付金の支給手続を担当する検察官に引き継ぐのが相当であろう。

それは、同項のただし書には、「その時点における給付資金をもっては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないと認めるときは、この限りでない。」とされており、被害回復給付金の支給手続を担当する検察官において、給付資金を犯罪被害財産追徴金を執行する検察官から引継ぎを受けた後も、これらの事由があると認められるとき

は、開始決定を行うことなく保管を継続することができると規定されているものの、実務上は、執行の都度引継ぎを行うと、被害回復給付金の支給手続を担当する検察官が常に追徴の執行状況を把握しながら、支給決定できるか否かを判断をせざるを得ない上、更なる執行ができるのか否かは判断できない立場にあり、それを把握させることは二重の手続をさせることとなり、煩雑であることから、犯罪被害財産追徴金を執行する検察官が全額執行したとき又は更なる執行ができないときに、給付資金として引き継ぐのが事務効率化の観点からも相当と考えられるからである。

5 国際刑事裁判所協力法第41条第1項第2号による罰金又は追徴の裁判の執行手続については、犯罪被害財産追徴金の例による。

6 二重収納があった場合の更正手続等について

納付義務者本人が納付書により納付した後、日銀から領収済通知書が検察庁に到着するまでの間に、その家族等が窓口納付した場合等の二重収納があった場合には、納付義務者側にその過失があるので、是正措置をとって還付すれば特に問題はないものと考えられ、この場合の更正手続は、規程第67条の規定に準じて行う。この場合において、専ら納付義務者側の過失により二重収納したときは、刑事関係報告規程(昭和62年法務省刑総訓秘第28号大臣訓令)第5条に規程する報告(職務上の過誤報告)は要しないこととされている(注)。

(注) 平8.3.8刑総201号刑事局長通達記第2, 2, 00(例規集)

## 第2節 印紙による収納

## 第1 印紙の収納手続（規程第24条）

1 国の収入は、現金納付が原則であるが、この章の冒頭において述べたように、特に法律をもって規定したものに限り、印紙による納付が認められている。すなわち印紙をもって収納できる徴収金は、罰金、科料、追徴（犯罪被害財産追徴金を除く。）、過料及び訴訟費用の5種類に限られる。そのほかの徴収金については、印紙をもって収納することはできないから注意を要する。

なお、印紙とは、収入印紙及び取引高税印紙をいう（注）。

（注）昭24.5.25検務14918号検務局長通達（例規集）

2 印紙による納付の申出があったときは、次の手続によりこれを収納する。

(1) 徴収担当事務官は、検察システムの調定情報により収納すべき金額等を確認し、納付のあった印紙を印紙納付書（様式第17号）に貼付した上、所定の事項を記入して徴収主任に提出するとともに、検察システムによりその旨を管理する。この場合において、納付を申し出た者が納付義務者でないときは、現金等の収納手続の場合と同様に納付義務者との関係をも調査する。

(2) 印紙が送付された場合は、現金等が送付された場合の手続と同様である。

(3) 徴収金保管者から印紙が送付された旨の通知があったときは、徴収担当事務官は、検察システムの調定情報により収納すべき金額等を確認し、送付に係る印紙の金額が納付すべき金額の全部であるときは、速やかに徴収金保管者から納付のあった印紙の交付を受け、

これを印紙納付書に貼付して徴収主任に提出するとともに、検察システムによりその旨を管理する。また、納付すべき金額の全部に満たない場合には、一部納付の申出があった場合の手続により、検察官の許可を受けてから印紙納付書にその印紙を貼付して徴収主任に提出する。

(4) 印紙納付書の提出を受けた徴収主任は、これを確認した上、次の手続をする。

ア 納付に係る印紙が真正なものであるか、また、汚損や欠損等はないか（その印紙が不正に使用されたものでない限り有効であり、収納して差し支えないが、この場合には、印紙納付書に真正なものと認めた理由を簡潔に付記するなどして、その経緯を明らかにすることが望ましいとされている。）を確認する。

イ 印紙納付書に貼付した印紙に消印器による消印をするとともに、印紙納付書所定欄に押印した上、検察官に提出してその確認印を受ける。

ウ 納付を申し出た者等に対しては、納付済証（様式第18号）を作成し、その都度交付し、又は郵送する。この納付済証は、印紙による収納の領収証書であって、徴収主任の名義をもって作成する。なお、納付済証用紙つづりは、事故防止の観点から、徴収事務を所管する課の課長若しくは同課長補佐又は検務監理官若しくは統括検務官が徴収主任から納付済証用紙の払出しの請求を受けて各用紙の所定欄に印刷されている一連の進行番号の連続性を確認して徴収主任に交付することとし、また、書き損じをした場合には、当該書き損じの用紙に斜線を引き、「誤記」と記入して納付済証用紙つづりから切り離さないで徴収主任が自らこれを保管するなど、徴収・収納済通知書用紙等と同様にその管理について厳格な

取扱手続が定められている(注)ので、その定めにとつて適正に取り扱わなければならない。また、徴収主任が不在等の場合には、あらかじめ指名されている代理者が「徴収主任事務代理檢察事務官何某」と記入して発行するのが相当である。

(注) 昭59.9.17刑総729号官房会計課長・刑事局長通達(例規集)

#### 第2 印紙収納後の手続(規程第25条)

- 1 徴収担当事務官は、檢察官の押印を受けた印紙納付書の交付を受けたときは、印紙納付書を徴収金の種別ごとに編てつして、徴収主任に提出する。
- 2 徴収主任は、徴収担当事務官から印紙納付書を受領したときは、規程第23条に準じて、徴収金の種別ごとに徴収金原簿により集計する。

なお、印紙納付書は、印紙による収納の原本であるから、事故防止の上から、その取扱いや保管には特に留意を要する。

## 第4章 強制執行

徴収金に係る裁判の執行は、納付義務者の任意の納付によって完納に至らしめるのが望ましいことはいうまでもない。しかし、納付義務者が財産を有しながら納付しない場合、あるいは財産を隠匿するおそれがある場合等、任意の納付が期待できないときは、強制執行によってこれを取り立てなければならない。

強制執行については、刑訴法第490条において、罰金、科料、没収、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償又は仮納付の裁判は、檢察官の命令によってこれを執行し、この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有することが規定され、その裁判の執行は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令に従って行うことが規定されている(民訴法による過料及び民訴法第303条第1項の納付金については民訴法第189条に、非訟法による過料については非訟法第121条に、強制執行の根拠が規定されている。)

ここでいう債務名義とは、債務名義と呼ばれる文書のことで、「強制執行によって実現される請求権(執行債権)の存在及び範囲を証明する公の文書」で代表的なものでは、確定裁判の裁判書である。

なお、罰金又は科料については、納付に応じないからといって、資力のある者に対してまで労役場留置の執行をすることはできないから、このような者に対しては、まず強制執行をすることが必要である。

#### 第1 強制執行手続の依頼(規程第26条)

- 1 徴収金について、強制執行をするときは、檢察官は、徴収命令書(様式第19号)を作成し、強制執行手続依頼書(様式第20号)により法務

局長又は地方法務局長（以下、この章において「法務局長」という。）に対しその手続を依頼する。この強制執行手続依頼書には、徴収命令書を添付する。

- 2 強制執行の手続は、権限法第2条の規定により、原則として法務大臣が指定するその所部の職員（法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号及び第18条によれば、国の利害に関係のある争訟に関することは、法務局及び地方法務局において分掌することとされている。）又は法務大臣の指揮の下にその指定する検察庁の職員（以下「指定代理人」という。）によって行われることとなる。

なお、法務局又は地方法務局にはそれぞれ支局が置かれているが、支局においては訟務に関する事務は原則として取り扱わないこととされているので、強制執行手続の依頼先には法務局長等の支局長を除外している。

強制執行手続は、有体動産については、その財産の所在地を管轄する地方裁判所所属の執行官により（民事執行法第2条、第122条、裁判所法第62条、執行官法第4条）、また、その他の財産については、その財産の所在地（債権については、債務者の普通裁判籍（注）の所在地、これがないときは、差し押さえるべき債権の所在地）を管轄する地方裁判所により行われる（民事執行法第2条、第44条、第113条、第144条）。したがって、事務処理の円滑を期するためには、この依頼は、原則として管轄地方裁判所の所在地にある法務局長等に対し行うのが相当である。もっとも、一法務局の管内にある数個の地方法務局の管轄区域内に財産が散在しているような場合において、法務局において一括して手続をすることにつき事前に了解がなされているときは、むしろ、その法務局長に手続を依頼することが適当であろう。

（注）普通裁判籍とは、民事訴訟法上、その事件につき専属管轄の定めがある場合を除いて、事件の種類内容と関係なく、一般的に認められる裁判籍でのごとであり、民事訴訟法上の訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属することとなる（民訴法第4条第1項）。普通裁判籍は、被告が自然人にあっては①その住所により、②日本国内に住所のないとき又は住所が知れないときは居所により、③日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所によりそれぞれ定まり（同条第2項）、また、被告が法人その他の社団又は財団であるときは、①その主たる事務所又は営業所により、②事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所によりそれぞれ定まり（同条第4項）、外国の社団又は財団については、①日本における主たる事務所又は営業所により、②日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の業務担当者の住所によりそれぞれ定まるものとされている（同条第5項）。

- 3 検察官は、自庁の管轄区域内にその財産がないときは、直接その財産の所在地を管轄する地方裁判所の所在地にある法務局長等に強制執行手続を依頼することも規定上は可能であるが、遠方であるがゆえに、その後の法務局長等との連絡調整に支障を来す場合もあると考えられる。そのような場合において、検察官と法務局長等との連絡調整を密にし、強制執行がその実効を収めるため、検察官は、必要に応じ、規程第59条第2項を活用して、財産の所在地を管轄する地方検察庁（本庁）の検察官に対し徴収金の執行指揮を囑託した上、その受託庁の検察官から管轄地方裁判所の所在地にある法務局長等に強制執行手続の依頼をすることが望ましい。
- 4 高等検察庁（本庁）又はその支部の検察官は、自庁の管轄区域内に財産がある場合においても、これが自庁の所在地にある地方検察庁の管轄区域外であるときは、前同様の理由により、財産を管轄する地方検察庁（本庁）の検察官に徴収金の執行指揮の囑託をすることが望ましい。また、地方検察庁支部又は区検察庁の検察官は、自庁の管轄区域内に財産がある場合においても、法務局長等との連絡を密にするため必要があると認められるときは、地方検察庁（本庁）の検察官に

前同様の囑託をすることが相当である。

- 5 刑訴法第490条、非訟法第121条又は民訴法第189条（同法第303条第5項で準用する場合を含む。）の規定による検察官の命令を記載した徴収命令書は、民事執行法第25条に規定する執行文を付した債務名義（判決）の正本と同様の性質を有するものである。また、民事執行法は、執行力のある正本について、その数通の発行ができる（同法第28条）ほか、種々の規定を設けているが、徴収命令書についても、その性質に反しない限り、これらの規定が準用されると解されている。

- (1) 強制執行手続により徴収金の一部のみが徴収されたときは、徴収命令書（徴収された金額が付記されている。）は、裁判所書記官又は執行官に請求しない限り返還されない（執行裁判所については民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第62条第2項、第3項、第132条、第145条、執行官については同規則第129条第2項、第3項参照）ので、このような場合、指定代理人において徴収命令書の返還を求めているのが通常であるが、必要な場合には、念のためその旨の依頼をしておくことも考えられよう。そうすれば、裁判所書記官又は執行官から指定代理人に返還された徴収命令書は、法務局等の長を通じて検察官に返還される（注）ので、検察官は、納付義務者の他の財産につき、更に強制執行をする必要があると認めるときは、当該返還を受けた徴収命令書（これには、前記のように、一部について徴収した金額が付記されている。）を添え、改めて強制執行手続の依頼を行うことができる。なお、依頼を行った後、同一地方裁判所の管轄区域内にある納付義務者の他の財産に対し、更に強制執行をする必要があるときは、依頼先の法務局等の長に対し強制執行すべき財産の追加を申し出れば足りるものと解されている。

（注）刑事徴収金に係る強制執行事件の処理等について

昭42. 2. 10 訟庶58号訟務局長通達  
法務局長、地方法務局長あて  
改正 昭56. 2. 21 訟民188号

執行官法（昭和41年法律第111号）の施行後検察官から法務局または地方法務局の長に対し強制執行事務の申立を求められたときは、従前の処理要領によるほか、左記要領により処理されたい。

なお、本件は刑事局と協議済であるから申し添える。

記

- 1 強制執行手続は、執行指揮に当る検察官（執行指揮の囑託、転嘱または返還があつたときは、それを受けた検察官）から、執行すべき財産の所在地を管轄する法務局または地方法務局の長に対する求めにより処理されるものとする。
- 2 法務局または地方法務局の指定代理人が配当金等を受領したときは、遅滞なく検察庁の事務担当者（強制執行手続依頼書備考欄記載の事務担当者を行い、以下「事務担当者」という。）に電話その他適宜の方法によってその旨を通知する。  
配当金等のうち執行費用に当たるものについては、従前の処理要領によつて徴収し、またこれを除いた金員を事務担当者に交付し、その際当該検察庁の収入官吏の領収証書を徴する。  
なお、法務局または地方法務局の指定代理人が納付義務者の申出によりやむなく金員を受領した場合も右に準じて処理する。
- 3 検察庁の指定代理人が配当金等を受領したときは、遅滞なく当該指定代理人からその旨の報告を受けるとともに執行費用については、当該指定代理人より交付を受ける。
- 4 検察庁においては隔地の場合に、法務局または地方法務局の指定代理人あて納付書を送付して納付させることができ、また処理を求めた検察官の所属する検察庁から、法務局または地方法務局の所在地を管轄する検察庁に徴収事務を移管し、配当金等を受領させることもできるから、その旨の通知があつた場合には、それぞれの方法に応じて納付する。
- 5 債権全額の満足以外の事由により事件が終了したときは、法務局または地方法務局の指定代理人は、裁判所書記官に対し、徴収命令書の交付を求め、これを所管の検察官に返還する。  
事件が申し立てることなく処理済となつたときも、徴収命令書を右検察官に返還する。
- 6 法務局または地方法務局の支局管轄区域内の事件が多数であるとき、その他支局において処理に当るのを相当であると認められるときは、その支局の職員を指定代理人に指定し、円滑な事務の処理を図るよう配慮されたい。

(2) 差押えをすべき数個の財産が同一の場所にない場合やその種類が有体動産、債権、不動産、船舶等に分かれている場合に、一通の執行力ある正本により、順次債権額に満ちるまで強制執行をしていたのでは債務者が財産を隠匿する等のおそれがあるので、民事執行法第28条は、同時に執行文を数通付与することができることとして、債権者は1個の地又は1個の方法で強制執行をしても完全な弁済を得ることができないときは数通の執行力ある正本に基づき数個の地又は数個の方法により同時に強制執行をすることができるようにしている。徴収金の強制執行手続についても、この規定が準用されるものと解されるから、検察官は、右のような場合には、数通の徴収命令書を作成し、それぞれの財産について同時に強制執行をなすことを法務局等の長に依頼することができる。この場合には、民事執行規則第19条の規定に準じ、数通の徴収命令書を作成した旨を納付義務者に通知する（必ずしも執行前に通知する必要はない。）とともに、各徴収命令書に付記し、必要部数の徴収命令書を添えて依頼することとなる。なお、数箇所の法務局等の長に同時に執行手続を依頼する場合には、それぞれの依頼書に、他の法務局等の長にも強制執行手続の依頼をしている旨を明記することが相当である。

6 徴収命令書の「執行すべき徴収金の種別及び金額」の欄には、徴収命令書作成の段階において徴収すべき金額を記入すべきものと解されている。したがって、その作成前に一部納付されているときは、その残額を記入するとともに、一部納付済みであることを備考欄に記入すべきである。

7 強制執行手続依頼書の依頼文中の空白部分には、差し押さえるべき財産を具体的に記入する。

有体動産については、その所在地及び品目の概要、債権については

第三債務者の氏名、債権の種類、その金額等、不動産については、種類、地番、面積等を明らかにしなければならない。余白欄が不足するときは、別紙を用いることになる。

徴収命令書には、裁判書等の謄本又は抄本を添付する。徴収命令書を数通発付する場合には、それぞれに裁判書等の謄本又は抄本を添付すべきである。また、強制執行を実効あらしめるためには、検察官において、あらかじめできる限り強制執行をなすべき財産の所在地、種類及び内容等を的確に把握し、これを明らかにした資料、例えば検察事務官の作成した財産調査に関する報告書、不動産については、登記簿謄本、公租公課証明（注）その他民事執行規則第23条が不動産の強制執行の申立てに必要なとしている書面等を依頼書に添付することが望ましい。

（注）民事執行法第18条は、民事執行の手続を行うにつき、官庁又は公署の援助等を請求することができることとし、第3項において、執行裁判所及び執行官以外の者でも民事執行の申立てをしようとする者は、その申立てをするために、民事執行機関たる執行裁判所及び執行官と同様、執行目的たる財産に対して課される固定資産税等の租税その他の公課について地方公共団体等所管の官公署に対して必要な証明書の交付を請求することができることとしている。

8 徴収担当事務官は、強制執行手続の依頼がなされたとき又は法務局等の長から強制執行のてん末等について通報があったときは、検察システムにより当該強制執行手続に関する事項を管理する。

## 第2 強制執行手続依頼後の納付（規程第27条）

- 1 強制執行手続を依頼した後、納付義務者から納付すべき金額の全部又は一部の納付があったときは、検察官は、速やかにその旨を法務局等の長に通知する。
- 2 強制執行手続を依頼した後においても、法務局等の長においていまだ強制執行の申立てをしていないとき、申立て後であっても執行機関

がいまだ差押え等をしていないとき、あるいは差押えがなされていても納付義務者が徴収金を支払って差押えの解除を希望するとき等には、納付義務者が検察庁に出頭して任意の納付を申し出ることが考えられる。このような場合に、そのまま納付させると、強制執行手続の進行のいかんによっては、その申立てを取り下げることができないため、二重徴収の結果を生ずることもあり得るので、納付させる前に、法務局等の長に強制執行手続の進捗を問い合わせるか、又は、納付義務者を法務局等に赴かせて任意納付させるものとする等の方法も考えられるが、前者については、納付義務者を待たせたまま短時間のうちに強制執行手続の進捗を照会することが實際上必ずしも容易でないこと、後者については、権限法による指定代理人は債務者から任意弁済金を受領する権限を有しないこととされていること等の理由により、いずれの方法も相当でない。結局、強制執行手続の依頼後に納付義務者が徴収金の納付を申し出たときは、これを納付させた上、二重徴収等の過誤を生じないように、検察官において、直ちに電話その他適宜な方法によりその旨を依頼先の法務局等の長に通知するものとされた。

3 財産差押え等の強制執行がなされたときは、競売期日を債務者に通知することとされている（例えば、有体動産については、民事執行規則第115条）から、債務者がこれを知りつつ任意納付したとすれば、万一、二重徴収の結果を生ずることがあっても、おおむね、それは債務者側の過失に起因するものと言い得るであろう。

4 強制執行の手続を依頼した後、任意納付がなされたときは、もしその段階において競売手続が終了しているような場合においても、その換価代金を還付すれば足りるものと解されている。

### 第3 配当金の受領手続（規程第28条）

1 法務局等の長から配当金（強制執行手続によって得られた金銭から強制執行の費用に充当すべきものを除いたものをいう。以下同じ。）の交付について通知があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき金額等を確認し、検察システムによりその旨を管理するとともに、徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金提出書に所定の事項を記入して、徴収主任に提出する。

この通知があった場合において、検察官は、当該配当金を保管している者から直接日銀に納付させることが相当であると認めるときは、徴収担当事務官をして当該配当金を保管している者に対し納付書を送付させる。

この配当金は、徴収金として収納することのできる金銭である。強制執行によって得られる金銭には、民事執行法第122条第2項の規定により執行官が債務者から受領した金銭、差し押さえた金銭、差押財産を換価した代金、差押債権の第三債務者が任意に交付した金銭及び不動産の強制管理等による収益等がある。

(1) 強制執行の費用は、民事執行法第42条の規定により、執行に必要な部分に限り債務者の負担とされる。この費用は、債務名義を要せず、強制執行手続において同時に取り立てることができることとされている。

(2) 執行官又は執行裁判所は、指定代理人に対して強制執行によって得られた金銭を交付し、指定代理人がその名義の領収証書を執行機関に差し入れることとされている。

この指定代理人は、権限法第2条第2項に、法務大臣の指定するものに訴訟を行わせることができる旨の規定があり、これにより、指定された職員が当該訴訟について、法務大臣の指揮を受けて、その行為をすることになる。検察庁の職員が指定代理人とされる場合

には、配当金を受領する関係上、徴収事務を直接担当する職員よりも、むしろ事務担当の課長等をこれに充てることが適当であるとされている。

- (3) 指定代理人が法務局等の職員であるときは、その受領した金銭を自局に持ち帰り、法務局等において予納した執行費用があるときは、歳入徴収官から納入告知を受けて納入する。もっとも、法務局等においては、主として庶務課の職員が印紙等保管責任者に指定されており、同責任者が指定代理人の受領した金銭を引き取り保管し、右の納入も代行することとなっている。
- (4) 指定代理人が検察庁の職員である場合は、受領した旨を法務局等の長に報告した上、前同様予納費用の納入告知を受けてこれを納入し、その残額について収納の手続をとることとなる。この収納手続については、自庁に持ち帰って窓口収納の手続によるほか、事故防止及び事務の合理化の観点から、検察官が相当と認めるときは、納付書により日銀納付の手続とすることが可能である。自庁に持ち帰った場合における法務局等の長から検察官に対する配当金受領方の通知は、検察庁の職員である指定代理人が代行することとなる。
- (5) この通知は、法務局等の指定代理人が受領した場合には、通常、電話等でなされるであろうが、この通知を受けた徴収担当事務官は、検察システムより、通知に係る金額、納付義務者等に誤りがないことを確かめた上で徴収・収納済通知書に所定の事項を記入して徴収主任に提出することとなる。なお、この場合の徴収・収納済通知書の納付義務者欄の記入は、代納の場合と同様に、納付義務者と指定代理人とを併記する取扱いとするのが相当である。
- 2 徴収主任は、徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金提出書が提出されたときは、これを確認した上、徴収・収納済通知書は収入官

吏に送付し、犯罪被害財産追徴金提出書は検察官の記名押印を受けて歳入歳出外現金出納官吏に送付し、それぞれ当該配当金を保管している者からこれを受領すべき旨を通知する。

- 3 刑の執行の時期は、徴収金が国庫に帰属したときと解されるが、国を債権者とする強制執行事件においては、指定代理人が執行機関から配当金を受領したときに弁済の効果を生ずるものと解されている(注)。

(注) 昭47検務実務家会同徴収事務関係4問答(例規集)

- 4 収入官吏から徴収・収納済通知書により配当金を受領した旨の通知があった場合、日銀から領収済通知書により配当金を領収した旨の通知があった場合及び歳入歳出外現金出納官吏から犯罪被害財産追徴金受領証書により配当金の提出を受けた旨の通知があった場合は、徴収担当事務官は、規程第22条に規定する日銀納付又は現金若しくは証券の納付による場合の手続に準じその手続をする。

法務局等の職員である指定代理人が配当金を受領した場合においては、収入官吏がその発行した指定代理人宛ての領収証書を法務局等に持参し、指定代理人又は印紙等保管責任者から配当金の交付を受ける(法務局等に出向くのは、収入官吏直接ではなく、その代理人でもよい。)こととなり、検察庁の職員である指定代理人が配当金を受領した場合においては、その職員から配当金の交付を受けることとなる。

- 5 徴収担当事務官が収入官吏から徴収・収納済通知書により配当金を収納した旨の通知を受けたときは、前述のように規程第22条の規定する手続に準じて事務処理することになるので、徴収主任は、規程第23条に規定する手続に準じて徴収金原簿により集計する。

#### 第4 詐害行為の取消し

徴収金に係る裁判が確定した後、納付義務者が自己所有の財産等を他人

名義に変更したような事情が判明した場合において、それが執行を免れるための詐害行為と認められるときは、事案によっては民法第424条の規定により詐害行為の取消しを裁判所に請求して、徴収金の執行を確保しなければならない。この場合の裁判所への申立て手続は、検察官から法務局長等に依頼して行われる。

## 第5章 労役場留置の執行

労役場留置とは、罰金又は料料の納付義務者に資力がなく、これを完納することができない場合、検察官の指揮により判決等に示されている期間その者を刑事施設に附置された労役場（刑事収容施設法第287条第1項）に留置して罰金又は料料の裁判を執行することをいう。

労役場留置は、換刑処分といわれているが、それは罰金又は料料に換えて他の種類の刑を科することを意味するものではなく、罰金又は料料の徴収金に係る裁判の執行の一態様として、完納できない者に対して行う特殊な執行方法であるにすぎない。もっとも、この点に関しては、それが形式的には自由刑ではないとしても、現実には自由刑としての実質を備えているため、講学上争いのあるところである。

労役場留置の執行については、刑の執行に関する規定が準用され（刑訴法第505条）、規程においては、収納に準ずる処分として、その手続が定められている。なお、刑事収容施設法上も懲役受刑者に関する規定を準用することとされている（刑事収容施設法第288条）。

### 第1 労役場留置の執行指揮（規程第29条）

- 1 罰金又は料料に係る徴収金について納付義務者が完納しない場合において、納付義務者を労役場に留置するときは、検察官は、刑事施設の長に対し、労役場留置執行指揮書（様式第21号）によりその執行を指揮する。
- 2 納付義務者が完納しない場合であっても次のような事由があるときは、労役場留置の執行を指揮することはできない。
  - (1) 納付義務者に完納の資力があるとき

この場合には、財産刑の本旨にのっとり、まず強制執行により徴収すべきであり、労役場留置の執行をすることはできない（刑法第18条第1項、第2項）（注）。

（注）明40.6.15法曹会第三科決議（例規集）

(2) 刑法第18条第5項の定める期間内（罰金については裁判確定後30日以内、科料については裁判確定後10日以内）であるとき

この期間内は、納付義務者の承諾がなければ労役場留置の執行はできない。この期間は、納付義務者に対し、納付するための資金調達のための時間的余裕を与える趣旨のものであり、この期間に、何らかの事情によって、執行を指揮するときは、納付義務者から適宜の様式により労役場留置承諾書を徴し、労役場留置執行指揮書にこれを添付する。

(3) 納付義務者が少年であるとき

少年（20歳未満の者）に対しては、労役場留置の言渡しはできない（少年法第54条）。これは、短期自由刑におけると同様の弊害が考慮されたものである。

(4) 労役場留置の執行を受ける者が留置施設にいるとき

刑事収容施設法では、労役場留置を執行する施設は、法務大臣が指定する刑事施設に附置されている労役場に限られるところ（刑事収容施設法第287条）、都道府県警察に設置されている留置施設は刑事施設（刑事収容施設法第3条）とは異なる施設として規定されているので（刑事収容施設法第14条）、留置施設では労役場留置の執行はできない。

3 労役場留置の執行指揮をする場合の特殊な事例として、次のような規程及び通達がある。

(1) 刑訴法第474条（刑の順序変更）の規定により、自由刑を執行中

の者に対して労役場留置の執行をする場合には、労役場留置執行指揮書に刑訴法第474条の規定により目下執行中の自由刑の執行を停止して労役場留置を執行すべき旨を明らかにして、その者が収容されている刑事施設の長に対してその指揮をする（執行事務規程第40条第1項）。

(2) 自由刑と労役場留置又は2個以上の労役場留置について執行指揮がなされた後において、検察官がそれらの執行順序を変更する場合には、自由刑の執行順序の変更手続（執行事務規程第39条）に準じて処理する（執行事務規程第40条第2項）。

(3) 労役場留置を執行するために、刑訴法第482条第8号（その他重大な事由による任意的刑の執行停止）の規定により執行中の自由刑の執行を停止する場合には、検察官は、刑執行停止指揮書により、労役場留置執行終了後引き続き残刑を執行すべき旨を明らかにして、その者が収容されている刑事施設の長に対し刑執行停止の指揮をする。刑執行停止指揮書には、刑執行停止書の謄本を添付する（執行事務規程第35条第1項）。なお、この場合、執行事務規程第33条（刑執行停止後の処置）、第34条（残刑の執行指揮等）の手続は必要でない（執行事務規程第35条第2項）。

(4) 勾留中の被告人に対しても労役場留置の執行は可能である。この場合の労役場留置の執行は、勾留の執行を停止するものではないから、勾留の期間も同時に進行する（注）。

（注）大15.9行丙1317号行刑局長通達（例規集）

(5) 婦人補導院において補導処分（売春防止法第17条）執行中の婦女に対しても労役場留置の執行ができる。これは、労役場留置は刑の執行であるので、補導処分に優先して執行し得るからである。もっとも、この場合の労役場留置は、刑事政策的見地から、できる限り

補導処分執行前に執行することが望ましいが、時効を中断するため、やむを得ず補導処分の執行中に労役場留置の執行をする場合には、収容状の執行により収容するとともに、労役場留置執行指揮書には、執行終了後直ちに復院させるべき旨の収容状を添付する取扱いとされている（注）。

（注）昭34.3.31刑事5656号刑事局長通達（例規集）

- (6) 自由刑について仮釈放後引き続き労役場留置の執行をすることはできるが、この場合には、自由刑の場合と異なり、その期間は、仮釈放の期間と併進するものと解されている（注）。

（注）昭和24.12中委244号中更委員事務局長・矯正保護局長通達（例規集）

- 4 労役場留置の留置期間については、次の事項に留意を要する。

- (1) 労役場留置の留置期間は、裁判の主文において示されるわけであるが、この場合、日をもってしても、年又は月をもってしても差し支えなく、また、一定の割合により罰金額を日数に換算する方法で定めても差し支えない（注1）ものとされており、今日ではむしろ後者の方法が通例とされている。また、この場合、留置1日に満たない端数を生ずるような換算率を判示しても違法とはいえないとされている（注2）。また、労役場留置期間を言い渡すに当たり、一定の日数をもってその期間を定めても違法ではないとされている（注3）。

（注1）大判昭9.7.21大刑集13・1050

（注2）最（3小）判昭26.5.15刑集5・6・1112

（注3）最（3小）判昭29.7.6刑集8・7・1047

- (2) 年又は月をもって言い渡した場合における留置期間は、1年を365日、1月を30日として計算すべきであるとされている（注1）。なお、この場合、一部納付を許可するときの収納金額の計算方法等に

については、詳細な質疑回答がある（注2）。

（注1）大5.3刑甲148号法務局長通達（例規集）

（注2）昭35検務実務家会同徴収事務関係6問答（例規集）

- (3) 数個の科料を同時に言い渡すに当たり、その換刑処分を科料の合計金額に対して言い渡した裁判が確定した場合には、執行に際して換刑されるべき科料を特定できないから、その労役場留置の執行は不能であると解されている（注）。

（注）昭29.3.18刑事6806号刑事局長回答（例規集）

- (4) 労役場留置の留置期間には、勾留期間の場合と異なり、釈放当日は留置日数に入らない（刑法第24条第2項）。

- 5 労役場留置の執行指揮があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

- 6 労役場留置執行指揮書に、犯罪事実が記載されていない裁判書又は裁判を記載した調査の抄本を添付した場合において、刑事施設の長から請求があったときは、徴収担当事務官は、裁判書の謄本その他罪となるべき事実が記載されている書面を追送しなければならない。

- 7 刑事施設の長から労役場留置執行終了報告書（様式第21号（別添用紙））により労役場留置の執行が終了した旨の報告があったときは、徴収担当事務官は、この報告書を受領した日付を処分年月日として、検察システムによりその旨を管理するとともに、同報告書を検察官に提出して押印を受ける。

- 8 徴収主任は、労役場留置執行終了報告書に検察官の押印を受けた場合、規程第23条に準じて徴収金原簿により集計する。

## 第2 仮出場（規程第30条）

- 1 労役場留置の執行を受けている者について、仮出場（刑法第30条第2項）が許された旨の通知があったときは、徴収担当事務官は、仮出

場の日をもって執行が終了したものととして、労役場留置の執行が終了した場合に準じて事務処理をする。

これは、仮出場には仮釈放のように取消しの規定がないため、仮出場の日をもって執行は終了し、執行未済に該当する罰金又は料金は、徴収することができないものと解されているからである（注）。

（注）大2.11刑乙2737号法務局長回答（例規集）

2 徴収主任は、仮出場が許された旨の通知があった場合は、規程第23条に準じて徴収金原簿により集計する。

### 第3 労役場留置執行のための呼出し（規程第31条）

1 検察官が刑訴法第505条において準用する刑訴法第484条の規定に基づく労役場留置の執行のための呼出しを書面でするときは、呼出状（様式第22号）による。

この呼出しの方法は、かつて、督促状を発したのみで、直ちに収容状を発したことが問題とされた事例があり、このような方法は、違法とはいえないまでも相当ではないと考えられたことから、労役場留置の執行のための呼出しについても、自由刑の執行の場合における呼出しの方法と同様に取り扱うこととされたものである。したがって、呼出状は、封かんをして発送する取扱いによることになるので注意を要する。

2 労役場留置の執行のための呼出しをするときは、徴収担当事務官は、検察システムにより呼出しに関する事項を管理する。

### 第4 収容状の発付（規程第32条）

1 罰金又は料に係る徴収金の納付義務者を労役場に留置する場合において、その者が呼出しに応じないとき、逃亡したとき又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、収容状（様式第23号）を発付して、検察事務官又は司法警察職員に対し、その執行を指揮する。

この収容状の発付については、刑訴法第505条の規定によって刑の執行に関する規定が準用されるので、刑訴法第484条及び第485条の定めるところによることとなる。なお、刑訴法第485条後段の司法警察員に収容状を發せしめることについては、運用上これを差し控えるという趣旨で、特に規程から除かれているので注意を要する。

2 収容状が発付されたとき又は収容状が執行されたときは、徴収担当事務官は、検察システムにより当該収容状に関する事項を管理する。

3 収容状の執行については、次の事項に留意を要する。

(1) 収容状を執行して納付義務者が検察庁に引致されたときは、検察官は、労役場留置執行指揮書により、直ちに労役場留置の執行を指揮する。この場合の留置期間は、収容状の執行については、勾引状の執行に関する規定が準用（刑訴法第489条）されるので、収容状執行の日から起算する（注）。

（注）大12.12.5刑事9546号刑事局長回答（例規集未登録、検察月報85号75ページ）、大12.12刑10335号刑事局長回答（例規集）

(2) 収容状を執行して納付義務者を検察庁に引致した後、労役場留置執行指揮前にその徴収金について全部が納付されたときは、直ちに納付義務者を釈放する。なお、この場合には、釈放当日分も徴収することを要する（注）。

（注）昭24.7.4検務20637号検務局長通達（例規集）

(3) 収容状執行後検察庁に引致する前に、最寄りの留置施設に仮留置（刑訴法第489条、第74条）中（注1）に徴収金の全額が納付され、これを釈放する場合には釈放指揮を要する（注2）。

（注1）収容状を執行して納付義務者を留置施設に仮留置することは可能であると考えられる（平18.6.14刑事局総務課補佐官事務連絡（例規集未登録））。

（注2）昭32検務実務家会同徴収事務関係13問答（例規集）

(4) 収容状を執行して検察庁に引致したが、本人又は家庭の状況等か

ら引き続き労役場留置を執行することが適当でないとして釈放する場合には、収容状に釈放事由を記入して検察官が指揮印を押す。その経過を明らかにしておくことが相当である（注）。

（注）昭35検務実務家会同徴収事務関係14問答（例規集）

#### 第5 収容状執行指揮の取消し（規程第33条）

- 1 収容状の執行を指揮した後、その執行前に罰金又は科料に係る徴収金が完納されたときは、検察官は、速やかにその指揮の取消しをする。
  - (1) 検察事務官に対して指揮の取消しをする場合の様式については規定されていないが、これは必ずしも書面によることを必要としないからであろう。
  - (2) 司法警察職員に対して指揮の取消しをするときは、収容状執行指揮取消書（様式第24号）による。なお、指揮の取消しが急速を要するときは、徴収担当事務官は、電話その他適宜な方法によりその旨を通知した後、速やかに収容状執行指揮取消書を送付する。
- 2 収容状の執行指揮の取消しがあったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。
- 3 収容状の執行を指揮した後、その執行前に徴収金の一部について納付の申出があり、これを収納した場合においても、その残額については収容状の執行ができるものと解されている。この場合、実務上の手続としては、当該収容状の返還を受けた上、新たに残額についての収容状を発付する（注）。

（注）昭35検務実務家会同徴収事務関係13問答（例規集）

#### 第6 労役場留置執行指揮の取消し（規程第34条）

- 1 労役場留置の執行を指揮した後、その執行前に罰金又は科料が完納されたときは、検察官は、労役場留置執行指揮取消書（様式第25号）により速やかにその指揮の取消しをする。この場合の「執行前」とは、

いまだその執行に着手していない趣旨であって、執行に着手した後であればその指揮を取り消すことはできず、規程第35条による労役場留置執行指揮の変更の手続によることになる（注）。

（注）昭32検務実務家会同徴収事務関係12問答（例規集）

- 2 自由刑の執行に引き続いて労役場留置の執行をなすべき旨の指揮がなされている場合において、その自由刑について刑の執行停止の措置が採られたときは、必要に応じ、労役場留置の執行指揮を取り消した上、新たな執行を考慮することが相当である（注）。

（注）昭33検務実務家会同徴収事務関係37問答（例規集）

- 3 労役場留置の執行指揮の取消しがあったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

#### 第7 労役場留置執行指揮の変更（規程第35条）

- 1 労役場留置の執行を指揮した後、次の事由が生じたときは、検察官は、労役場留置執行変更指揮書（様式第26号）によりその指揮を変更する。この変更指揮書は、最初の指揮を変更するものである。
  - (1) 労役場留置の執行を指揮した後、その執行着手前に納付すべき金額の一部について納付があったとき。
  - (2) 労役場留置の執行中に留置すべき日数の全部又は一部に相当する金額について納付があったとき。
- 2 労役場留置執行指揮を変更する場合において、その変更の指揮が急速を要するときは、徴収担当事務官は、電話その他適宜の方法によりその旨を通知した後、速やかに労役場留置執行変更指揮書を送付する。
 

なお、労役場留置執行指揮の変更に伴い、直ちに身柄の釈放を必要とするような急速を要する場合には、電信又は電報（現在はFAXを利用することとなる。）による変更指揮が許されるものと解されている（注）。

(注) 昭34検務実務家会同徴収事務関係24問答 (例規集), 昭31. 6. 28矯正甲697号矯正局長通達 (例規集)

3 労役場留置執行指揮の変更について留意を要する事項は、次のとおりである。

(1) 労役場留置の執行中にその残日数に相当する金額の全部について納付の申出があった場合には、釈放当日分も徴収する (注)。

(注) 昭24. 7. 4 検務20637号検務局長通達 (例規集)

(2) 労役場留置の執行を指揮した後、執行を受けている者が他の検察庁の管轄区域内にある刑事施設に移送された場合において、移送先の検察庁に対しその残日数の全部又は一部に相当する金額について納付の申出があったときは、原則として労役場留置の執行を指揮した検察庁に対して納付させるべきであろう。それは、既に執行に着手している徴収金について、更にこれを他庁に囑託することについて理論的に疑問があるばかりでなく、事務上も混乱を来すおそれがあるからである。しかし、特に急速を要するような事情がある場合には、納付の申出を受けた移送先の検察庁において、労役場留置の執行を指揮した検察庁の検察官に連絡の上、労役場留置変更指揮の囑託を受けて処理することもできるものとされている (注)。したがって、この場合には、労役場留置の執行を指揮した検察庁の検察官の事実上の補助として、これを受領して送付する取扱いとなる。

(注) 昭34検務実務家会同徴収事務関係23問答 (例規集)

4 労役場留置執行の変更の指揮があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

## 第8 労役場留置の執行停止等 (規程第36条)

### 1 労役場留置の執行停止

(1) 刑訴法第482条に定めるいわゆる任意的執行停止

労役場留置の執行中にこれを執行している刑事施設の長、あるいは労役場留置の執行を受けている者又はその関係人から、刑訴法第482条各号に掲げる事由による労役場留置の執行停止の上申があった場合には、必ず執行停止をするとは限らず、停止するかどうかは専ら検察官の裁量に委ねられており、任意的執行停止又は裁量による執行停止と呼ばれている。

(2) 刑訴法第480条に定めるいわゆる必要的執行停止

労役場留置の執行を受けている者が心神喪失の状態にあるときは、その状態が回復するまで執行を停止しなければならない。これをいわゆる必要的執行停止又は法定の執行停止と呼んでいる。

検察官は、以上のような執行停止の事由があると認めるときは、労役場留置執行停止書 (様式第27号) を作成し、釈放指揮書 (様式第28号) によりその者が収容されている刑事施設の長に対し、釈放の指揮をする。釈放指揮書には、労役場留置執行停止書の謄本を添付する。

2 労役場留置の執行停止を指揮した検察官が労役場留置の執行を指揮した検察官の属する検察庁の検察官でないときは、労役場留置執行停止書その他関係資料を労役場留置の執行を指揮した検察官に送付する。刑執行停止後のいわゆる事後処分は、執行を指揮した検察官において行うのが建前とされているからである。

3 労役場留置の執行が停止されたときは、停止の日の前日まで執行が終了したのものとして、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

4 労役場留置の執行停止の取消し

刑の執行停止については、前述のとおり刑訴法に規定されているが、刑の執行停止の取消しについては現行法上には何らの規定もない。し

かしながら、刑の執行停止の権限が検察官に付与されている以上、その取消しの権限もまた当然に検察官に付与されているものと解される。

すなわち、労役場留置の執行停止の事由がなくなったときは、労役場留置の執行を指揮した検察官は、速やかに労役場留置執行停止取消書（様式第29号）を作成し、労役場留置執行指揮書により刑事施設の長に対し、労役場留置の執行を指揮する。この場合には労役場留置執行停止取消書の謄本を添付することとされている。

なお、労役場留置の執行停止中であっても、財産刑については、その性質上、時効は進行し、また、その停止期間中においても納付の申出があれば収納もできるものと解される（注）。したがって、労役場留置の執行停止を取り消して執行を指揮する場合には、その留置執行の停止中に納付があったかどうかを留意しなければならない。もし一部につき納付があった場合には、納付された金額に相当する日数を控除して指揮することとなる。

（注）昭31検務実務家会同徴収事務関係11問答（例規集）

- 5 徴収主任は、労役場留置の執行が停止されたときは、規程第23条の規定に準じて徴収金原簿により集計をする。
- 6 徴収担当事務官は、労役場留置の執行停止、釈放指揮及び労役場留置執行停止の取消し等の指揮がなされた場合には、検察システムによりその旨を管理する。

#### 第9 労役場留置執行指揮後の通知等（規程第37条）

- 1 労役場留置の執行指揮があった場合、又は労役場留置の執行停止が取り消され残額について労役場留置の執行指揮があった場合において、労役場留置の執行を受ける者が裁判所に係属中の事件の被告人であるときは、徴収担当事務官は、その裁判所に対し労役場留置執行指

揮通知書（様式第30号）により労役場留置の執行指揮がなされた旨を通知する。

- 2 労役場留置の執行を指揮し、その旨裁判所に対し労役場留置執行指揮通知書により通知した後、労役場留置執行指揮の取消し又は労役場留置執行指揮の変更があったときは、徴収担当事務官は、その裁判所に対し労役場留置執行指揮取消・変更通知書（様式第31号）によりその旨を通知する。

また、労役場留置の執行が終了したとき、労役場留置の仮出場が許されたとき又は労役場留置の執行停止があったときは、徴収担当事務官は、その裁判所に対し労役場留置執行終了等通知書（様式第32号）によりその旨を通知する。

- 3 これらの通知をする場合において、労役場留置の執行指揮等を受けた者に対する事件の係属している裁判所が他の検察庁に対応する裁判所であるときは、その検察庁においてもこれを把握することが必要であるから、これらの通知書は、その検察庁の検察官を経由して送付する。
- 4 この裁判所に対する通知は、その者の係属中の事件について、未決勾留日数の通算及び身柄の所在等に関し、裁判所に協力する趣旨で定められた措置である。したがって、規程に定めのない場合、例えば、労役場留置執行中の者に対して公訴が提起された場合等においても、適宜その旨を通知することが必要である。
- 5 徴収担当事務官は、裁判所に対してこれらの通知をした場合には、検察システムによりその旨を管理する。

## 第6章 徴収停止

徴収停止の規定が設けられた趣旨は、事実上収納の見込みのない徴収金について、検察官がその裁量によって徴収停止の処分をすることにより、関係機関に対する照会等徴収のための一部事務手続を省略し、徴収関係事務の効率的運用を図ろうとするところにある。

なお、これは、検察庁の内部における一部事務手続を省略し得るものとされたにすぎないものであるから、検察官の執行義務を消滅又は停止させるものではもとよりない。

### 第1 徴収停止（規程第38条）

1 規程第10条第1項又は第11条第1項の規定により裁判の執行を指揮した徴収金に係る納付義務者につき、次のような事由があるときは、検察官は、徴収停止処分書（様式第33号）により徴収停止の処分をすることができる。

(1) 追徴、過料、訴訟費用、没取、費用賠償、犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用及び民訴法第303条第1項の納付金に係る徴収金については、次の事由の一があるとき。

ア 強制執行をすることができる財産が皆無であるとき。

差押えを受ける債務者やその家族の生活保障・生業の維持・精神生活の尊重等を理由として、民事執行法その他の法律により差押えが禁止されている財産（差押禁止動産（民事執行法第131条）及び差押禁止債権（同法第152条）等）しか存在しない場合及び差し押さえるべき物を換価しても強制執行費用を償って剰余を得る見込みのない場合（同法第129条）等もこれに該当する。

イ 強制執行をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

例えば、納付義務者が長期療養を要する病気のため、生活保護法による医療扶助を受けており、かつ、妻子を抱えているような場合は、若干の家財道具等が存在しているとしても、これに該当することとなる。

ウ 納付義務者の所在及び強制執行をすることができる財産がともに不明であるとき。

これは、納付義務者の所在又は財産のいずれかが判明している場合には該当しない。ただし、非訟法による過料又は訴訟費用については、納付義務者の財産が判明している場合であっても、その所在が不明であるときは、徴収停止の処分ができることとされている。

(2) 罰金又は科料に係る徴収金については、徴収停止の要件が厳しくなり、徴収金の停止事由が前記(1)ア又はイに該当し、かつ、納付義務者の所在不明以外の事由により労役場留置の執行ができないときに限られる。

ア 納付義務者の所在不明の場合が除外されているのは、いわゆるとん刑者（自由刑又は財産刑の執行を免れるために逃亡している者）に対する国家刑罰権実現の確保を重視したことによるものである。

イ 「納付義務者の所在不明以外の事由により労役場留置の執行をすることができないとき」とは、納付義務者が法人である場合、

納付義務者が少年である場合又は刑法第480条に規定する事由又は刑法第482条各号に掲げる事由により納付義務者に対する労役場留置の執行をすることができない場合等をいう。なお、刑法第18条第5項によって労役場留置の執行をすることができない場合には、その性質上徴収停止の処分をすることはできない。

## 2 徴収停止の処分は、期間を定めてすることができる。

例えば、訴訟費用の納付義務者が服役中で資力がなく、かつ、代納者もない等徴収し得ない場合において、出所後であれば納付が期待できるようなときは、その者が服役している期間内に限り徴収停止の処分をするのが相当である。

## 3 徴収停止処分の効果

(1) 徴収停止の処分がなされた徴収金は、徴収停止の処分が取り消されるまで一定の事務手続を行わないものと定められている。具体的に省略できる規程上の事務手続は、督促（規程第15条）、関係機関に対する照会（規程第18条）、強制執行手続の依頼（規程第26条）、労役場留置の執行指揮（規程第29条）、収容状の発付（規程第32条）及び執行指揮の囑託（規程第59条）である。

(2) 徴収停止の処分は、その処分により徴収金を既済とするものではない。したがって、徴収月表及び徴収年表に記入するに当たっては、未済金額欄に（ ）を付し、内数をもって表示することとされている。

(3) 徴収停止の処分は、その徴収金について時効の進行を中断又は停止する効力を有するものではないから、徴収停止処分後は、時効完成により徴収不能決定の処分に至るものが多いであろう。

## 4 徴収停止の処分があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。なお、毎年度末作成する納付義務者別未済

金額調（様式第43号）にもこれを表示することとされている。

## 第2 徴収停止の取消し（規程第39条）

1 検察官は、徴収停止の処分をした徴収金について、徴収停止の事由が消滅したとき、納付義務者から納付の申出があったとき、又は徴収不能決定の事由が生じたときは、徴収停止処分取消書（様式第33号）により、徴収停止処分の取消しをする。期間を定めて徴収停止の処分をした場合において、その期間が満了したときも同様である。

(1) 「徴収停止の事由が消滅したとき」とは、その徴収停止処分書に停止事由として掲げられた事由が消滅したときをいう。

なお、徴収停止処分書に掲げる事由は消滅したものの、新たに生じた他の事由により徴収停止を行う場合は、先の徴収停止処分の取消しをした上、新たに生じた事由により、改めて徴収停止の処分をすることとなる。

(2) 「納付義務者から納付の申出があったとき」は、規程第3章の定めるところに従ってこれを収納することとなる。この場合も部内手続を明確にする必要上から、徴収停止の処分を取り消すこととされている。

(3) 「徴収不能決定の事由が生じたとき」とは、規程第40条第1項各号又は第41条第1項各号に規定する事由が生じたときをいう。この場合も、徴収停止処分の取消しをした上、徴収不能決定の処分をすることとなる。

(4) 期間を定めて徴収停止の処分をした場合において「その期間が満了したとき」は、その取消しをすることは当然である。

2 徴収担当事務官は、徴収停止処分の取消しがあったときは、検察システムによりその旨を管理する。

## 第7章 徴収不能決定

徴収不能決定は、徴収金について、法律上又は事実上執行することが不能の場合に検察官が行う処分である。

この不能決定は、検察庁の内部手続として行われるものであり、必ずしも債権が消滅した場合のみに限ってなされるものではない。一旦徴収不能決定をした徴収金についても、その後の事情によっては、これを取り消し、徴収することもできる性質のものである。また、徴収不能決定は、その性質に鑑み、みだりにこれを行うことは許されない。規程の定める事由がある場合に限って行うことができるものとされ、徴収金の収納に準ずる処分として取り扱われる。

徴収不能決定は、過誤なく裁判の執行指揮をした徴収金について規程に定める事由が生じた場合に限ってこれをなし得る趣旨であって、規程第10条第1項又は第11条第1項の規定により検察官の指揮を受けた徴収金及び規程第44条の規定により手続をした仮納付金について執行すべき金額に過誤があることが判明したときは、後述の過誤の訂正手続（規程第67条）によって処理されることとなる。

### 第1 法律上執行不能の場合の徴収不能決定（規程第40条）

規程第10条第1項又は第11条第1項の規定により裁判の執行を指揮した徴収金について、次の事由が生じたときは、検察官は、徴収不能決定書（様式第34号）により徴収不能決定の処分をする。この徴収不能決定書には、その事由を証明する資料を添付して、これを明らかにする。

#### 1 時効が完成したとき。

時効については、時効期間、時効起算日、時効の中断及び完成日等

について正確を期さなければならない。

時効の完成により徴収不能決定の処分をするときは、その納付義務者に係る徴収金の未済金額全額についてその処分をすることは当然である。例えば、訴訟費用の連帯負担を命ぜられた者のうちの一部の者につき時効が完成した場合にも同様であり、徴収不能決定書の金額欄には未済金額全額を記載することとされている。この場合において、時効が完成した者の負担部分については、民法第439条の規定により、時効の完成していない他の連帯負担者に対して免責の効果が及ぶので、徴収不能決定書備考欄には、処分済金額として時効が完成した者の負担部分に係る金額を計上するとともに、時効が完成していない者から徴収すべき金額をも記載する取扱いとされている（注）。

（注）昭39検務実務家会同徴収事務関係3問答（例規集）

#### 2 納付義務者が死亡したとき。

一身専属の原則により、納付義務者の死亡によって、当然その執行は不能となる。したがって、労役場留置執行停止中の者が死亡した場合にも、直ちに徴収不能決定の処分をなすべきである。ただし、その例外として、次の場合には、納付義務者の相続財産に対して執行することができる。

- (1) 罰金又は追徴のうち、租税その他の公課若しくは専売に関する法令の規定により言い渡されたものであるとき（刑法第491条）。
- (2) 保釈保証金の納付に代え保証書を差し出した者が死亡した場合において保釈保証金没取の裁判があったとき（注）。

（注）昭33.11.24刑事19772号刑事局長通達（例規集）

- 3 罰金、科料又は追徴に係る徴収金について、その言渡しを受けた者に対し大赦、特赦又は刑の執行の免除があったとき。
- 4 没取又は訴訟費用に係る徴収金について、その本案の裁判によって

有罪の言渡しを受けた者に対し大赦又は特赦があったとき。

没収又は訴訟費用については、その本案の裁判により受けた刑について刑の執行の免除があった場合でも、当然には徴収不能とならないから注意を要する。

5 その他法律上執行できない事由が生じたとき。

「その他法律上執行できない事由が生じたとき」とは、再審により無罪の判決が確定したときなどをいう。

第2 事実上執行不能の場合の徴収不能決定（規程第41条）

法律的には執行が可能であるが、事実上収納の見込みがなく、次の事由により執行することができないと認められるときは、検察官は、徴収不能決定の処分をすることができる。

1 納付義務者が、解散した法人である場合において、その法人が無資力であるとき。

解散した法人とは、法律上の解散手続をとったものをいうのであって、単に業務を停止し、いわゆる事実上解散状態にあるような場合までは含まれない。もとより法人は、解散しても、その清算中はなお存続するものとみなされる（会社法第476条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第207条等）のであるが、それが無資力の場合には、徴収不能決定の処分をすることができることとされたものである。

解散した法人に対する徴収金について、検察官が、徴収不能決定の処分をする場合には、最高検察庁の検察官は検事総長の、その他の検察庁の検察官は検事長の許可を受けなければならない。許可を受けるには、執行ができないことを証明する資料を添付することとされている。これは、この場合に行う徴収不能決定の性質に鑑み、特に慎重な手続を要する趣旨から定められたものである。

2 納付義務者が外国人であって、その者が出国したとき。

- (1) 「外国人」とは、日本国籍を有しない者をいう。
- (2) 「出国」とは、日本の国外に出て再度入国する見込みのない場合をいう。したがって、単に旅行のため一時出国するような場合は、当然これには含まれない。

実務上は、出国後、果たして再度入国するのか、あるいは単なる旅行なのか判断に迷う事例が多いものと思われる。将来再入国する見込みがある限り、徴収不能決定の処分をすることは差し控えるべきである。

なお、外国人と婚姻して出国した場合においても、そのみをもっては、直ちに徴収不能決定の処分をすることはできないが、外国の国籍を取得して出国し、かつ、帰国の見込みのない場合には、徴収不能決定の処分をすることができるものとされている（注）。

（注）昭33検務実務家会同徴収事務関係41問答（例規集）

第3 徴収不能決定の処分の管理

規程第40条第1項及び第41条第1項の規定による徴収不能決定の処分があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

また、徴収主任は、規程第23条の規定に準じて徴収金原簿により集計する。

なお、前述のとおり、同一裁判所において確定した連帯債務関係にある追徴の裁判又は連帯債務関係にある訴訟費用の裁判について、連帯債務関係にある複数の納付義務者ごとに徴収金に係る事項を管理することとなるが、納付義務者全員を通じて収納金額の合計が徴収すべき金額に達したときは、他の連帯債務に係る納付義務者の未執行金額について、形式上、徴収不能決定処分をすることとなる。しかし、この処分は、飽くまでも検察システムによる管理形態の変更に伴う措置であり、規程上の徴収不能決定

書の作成は要しない。

## 第8章 仮納付

仮納付の裁判については、刑訴法第348条及び交通事件即決裁判手続法第15条に規定されているところである。なお、略式命令における仮納付の裁判については、刑訴法第461条に規定する「付随の処分」に仮納付が含まれるとの解釈の下に運用されている。

仮納付は、罰金、科料又は追徴に係る裁判の言渡しをした場合において、それに相当する金額を仮に納付すべきことを命ずる裁判であって、この裁判があれば本案の裁判の確定前に執行することができることとなる。

仮納付に係る納付金は、昭和42年までは従来、検察庁会計事務章程第57条の保管金として処理されていたが、仮納付の裁判については、刑は未確定であるが、その裁判の告知によって債権が発生し、かつ、この債権は強制執行をなし得る上、仮納付の執行が本刑の執行とみなされること、並びに収納後の還付事例が極めて少ないこと等に鑑み、これを保管金として取り扱うよりも、むしろ他の徴収金同様、歳入金として取り扱うのが相当であるとして、徴収事務の一元化ないし簡素化をも図るため、昭和42年にその手続が全面的に改められた。したがって、仮納付金に係る事務手続も確定後の徴収金に係る事務手続とその基本においては同一であるといつてよい。

### 第1 仮納付の告知、仮納付金の督促等（規程第42条、第43条）

- 1 罰金、科料又は追徴に係る裁判について、仮納付が命じられたときは、検察官は、速やかに納付期限を定め、徴収担当事務官をして納付義務者に対し、納付告知書（甲）に納付書を添付して送付させ、これを直接日銀に納付すべき旨を告知させる。また、検察官は、仮納付金

を当該検察官の所属する検察庁に納付させることが相当であると認めるときは、速やかに納付期限を定め、徴収担当事務官をして納付義務者に対し、口頭又は納付告知書（乙）によりこれを納付すべき旨を告知させる。

このように仮納付金についても、日銀納付を原則とする取扱いとなっている。

ところで、仮納付を命ずる裁判があったときは、従来、多くの検察庁において、事前に裁判所に依頼して略式命令謄本を送達する際、罰金等は検察庁に納付する旨印刷した書面等を同封してもらうなどして適正な運用を行ってきたところであるが、前述のように仮納付金についても日銀納付が原則となっていることから、納付告知書（甲）により速やかに納付告知をする必要がある。そこで、仮納付金について、日銀納付制度が適正に運用されるためには、次の点について留意する必要がある。

- (1) 検察庁における被告人への略式命令謄本送達の日が早期に把握されることが不可欠であるので、各庁においては、対応する裁判所の協力を求めるなどして、その早期把握に努めること。
- (2) 被告人への略式命令謄本送達の日を把握したときは、直ちに納付告知書を発出することとなるが、その納付期限は、原則として、仮納付期間内とし、確定日の前日とするのが望ましいこと。

しかしながら、被告人への略式命令謄本送達の日把握や納付告知書の送付に要する期間、あるいは納付義務者の納付のための準備期間をも考慮すれば、その納付期限を一律に仮納付期間内に限定することは困難な場合も生ずるものと思われるので、事案に応じ、仮納付期間を経過した日を納付期限と定めることとしても差し支えないこと。

(3) いわゆる三者即日処理の未納者に対する納付告知についても、各庁の実情に応じ、検察庁に直接納付させることが相当と認められる事情があるとき（例えば三者即日処理の人数が多く、その場で納付告知書（甲）を作成すると誤記等を招くおそれがある場合や、当日納付した者との兼ね合いから納付書による納付を認めることが難しい事情にある場合等）は、未納者に対し、納付告知書（甲）を交付することなく、口頭等による納付告知をすることとしても差し支えないこと。

- 2 徴収担当事務官は、仮納付金について、納付の告知や督促等をするときは、一般の徴収金と同様に、検察システムによりその旨を管理する。
- 3 仮納付金について、督促、一部納付、納付延期及び関係機関に対する照会等を行う場合の手続については、全て一般の徴収金についての事務手続（規程第15条、第16条、第17条前段及び第18条）が準用される。

もっとも、一部納付の申出があった場合の手続以外は、仮納付の裁判が確定するまでの短期間での処理を予定しているため、運用面ではほとんど行われることはないと思われる。

また、仮納付の裁判を履行しない場合には、強制執行の手続をとることはできるが、直ちに労役場留置の執行をすることは許されない。

## 第2 仮納付金の収納手続（規程第44条）

仮納付金について、日銀から領収済通知書により仮納付金を領収した旨の通知があった場合又は仮納付金について納付の申出があった場合の手続は、それが歳入金として処理されるため、裁判確定後における徴収金の収納手続と同様に取り扱うこととされている。すなわち、日銀から領収済通知書により仮納付金を領収した旨の通知があったとき、又は現金又は証券

による納付の申出があったときは規程第19条、第20条及び第22条の規定が、印紙による納付の申出があったときは第24条及び第25条（同条第3項を除く。）までの規定が、また、仮納付金を納付するため現金等が送付されたときは第21条の規定が、それぞれ準用される。

### 第3 仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判の確定（規程第45条）

- 1 仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判が、その審級で確定した場合において、仮納付金の金額の全部又は一部が納付されていないときは、納付されていない金額の徴収については規程第2章（規程第14条を除く。ただし、同条第3項による納付告知をする場合は、この限りではない。）から規程第7章までに規定するところによる。
- 2 仮納付金の納付の有無を確認するため、日本銀行からの領収済通知書の送付期間を考慮し、確定日から7日の期間を置いて、規程第10条第1項の規定により、検察官の指揮印を受ける取扱いとして差し支えなく、その期間については、必ずしも7日とする必要はなく、各庁の実情に応じ、7日を超えない範囲で適宜設定して運用することとしてもより差し支えない（注）。

なお、確定日から7日を超えて領収済通知書が検察庁に到着したものであっても、規程第10条第1項の規定により検察官の指揮を受けた後は、検察システムにより管理された「調定番号」によって収納手続を管理することとなるので留意する。

仮納付の裁判が確定した場合において、仮納付金の金額の全部又は一部が納付されていないときの確定後の納付告知については、改めてこれを要しないこととされている。これは、仮納付期間中に既に納付告知がなされていることから、確定後の納付告知を省略して督促の手続を行う取扱いとされたものである。ただし、刑訴法第491条又は第

492条の規定による執行については、仮納付の裁判確定後の納付告知を省略することができないので、注意を要する。

（注）平9.2.18刑総190号刑事局長通達（例規集）

### 第4 仮納付の裁判の執行状況の確認（規程第46条）

仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判に対し上訴の申立てがあった場合において、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官が裁判の執行の指揮をすべきときは、その検察庁の徴収担当事務官は、仮納付の裁判の執行状況について、検察システムにより確認する。

この場合において、旧規程では、下級の裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官から上訴裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官に対して仮納付金の執行状況を通知することとされていたが、この通知に代わり、上訴裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官自らが、仮納付の裁判の執行状況について、検察システムにより確認する必要があるため、把握漏れのないよう留意する。

### 第5 仮納付金の調整（規程第47条）

刑訴法第493条は仮納付の執行の調整につき定めているが、規程においても、その処理手続を定めている。

第一審で仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判について、仮納付金が納付されている場合において、第二審で仮納付が命じられた場合には、第一審の仮納付の裁判の執行は、第二審の仮納付の裁判で納付を命じられた金額の限度において、第二審の仮納付の裁判についても執行があったものとみなされ、その金額が納付されている金額と異なるときは、これを調整することを要する。

#### 1 超過額を還付する場合の手続

- (1) 納付されている金額が、第二審で命じられた金額を超過するときは、徴収担当事務官は、第一審裁判所に対応する検察庁の徴収担当

事務官にその旨を通知する。

- (2) この通知を受けた徴収担当事務官は、徴収金指揮印票（仮納付）の備考欄にその旨を記入して検察官の押印を受けた上、超過額が現金又は証券により納付されたものであるときは歳入徴収官又は歳入歳出外現金出納官吏に、印紙により納付されたものであるときは支出官に、それぞれ関係書類を添付して還付すべき旨を通知するとともに、検察システムにより当該仮納付金の還付に関する事項を管理する。

この仮納付金還付事由発生通知は、徴収担当事務官が行うことになっているが、事柄の性質上書面によることが望ましく、また、その判決書の謄本又は抄本をも添付するのが相当であろう。

- (3) 歳入徴収官又は支出官は、徴収担当事務官から仮納付金を還付すべき旨の通知を受けたときは、所要の手続を行った上、速やかに歳出予算増額上申書を法務大臣に提出することとなっている（注）。

歳入歳出外現金出納官吏は、保管金の返還（払渡し）に係る所要の手続を行い、速やかに超過額を提出者に返還することとなる。

（注）平4.10.1会951号会計課長通達（会計例規集（訓令・通達編1）B11ページ）

## 2 不足額を執行する場合の手続

納付されている金額が、第二審で仮納付を命じられた金額に満たないときは、その不足額について、仮納付に係る裁判があったときの手続（規程第42条ないし第44条）に準じ、その手続を行い執行することになる。

## 第6 仮納付と本案の裁判の執行（規程第48条）

仮納付の裁判の執行と本刑の執行との関係については、刑訴法第494条に定められているが、規程においても仮納付を命じられた裁判が上訴審で

確定した場合の手続について定めている。

仮納付の裁判の執行があった後に、罰金、科料又は追徴に係る裁判が上訴審で確定したときは、その金額の限度において刑の執行があったものとみなされるが、この場合において、納付されている仮納付金の金額と確定した罰金、科料又は追徴の金額とが異なるときは、徴収担当事務官等は次の手続をする。

### 1 超過額を還付する場合の手続

- (1) 納付されている金額が確定した金額を超過するときは、徴収担当事務官は、当該仮納付金について規程第44条の規定により収納手続をした検察庁の徴収担当事務官にその旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

上訴審で無罪、免訴等の裁判が確定した場合において、仮納付金が納付されているときも同様である。

- (2) この通知を受けた徴収担当事務官は、その超過額について納付者に還付する手続を行う。その手続は、前述の規程第47条第2項に規定する手続に準じて行うこととなる。

### 2 不足額を執行する場合の手続

納付されている金額が、確定した金額に満たないときは、規程第45条の手続に準ずる。

## 第7 仮納付と正式裁判の請求等に関わる調整等（規程第49条、第50条）

### 1 仮納付と正式裁判の請求（規程第49条）

交通事件即決裁判又は略式命令による仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判について、正式裁判の請求があったときは、納付されていない仮納付金については執行しない。これは、交通事件即決裁判手続法による仮納付の裁判の執行については、同法第15条第2項ただし書に、正式裁判の請求があったときは執行しない旨の明文が

あるが、その旨の規定がない刑訴法による略式命令についても、規程はその趣旨によって同様に運用することを明らかにしたものである。もともと、正式裁判の請求時に既に執行済みの仮納付金については、これを還付する必要のないことはいうまでもない。

## 2 仮納付と正式裁判の執行等（規程第50条）

(1) 交通事件即決裁判又は略式命令による仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判について、仮納付金が納付された後に、正式裁判があり、その裁判により言い渡された金額が納付されている金額と異なるときの調整の手続は、次の例によることとされている。

ア 正式裁判で仮納付が命じられた場合には、仮納付金の調整手続（規程第47条）に準じ、その手続をする。

イ 正式裁判が確定した場合には、仮納付と本案の裁判の執行手続（規程第48条）に準じ、その手続をする。

(2) 仮納付と正式裁判の執行についての手続は、交通事件即決裁判手続法による仮納付については、同法第15条第3項にその規定があるが、その旨の規定のない刑訴法による略式命令の仮納付についても、その趣旨によって同様に運用することを規程において明示したものである。

## 第8 無罪等の通知（規程第51条）

1 仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判について、上訴審で、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判があり、その裁判が確定した場合において、仮納付金が納付されているときは、徴収担当事務官は、規程第44条の規定により収納手続をした検察庁の徴収担当事務官にその旨を通知する。

2 この通知を受けた徴収担当事務官は、徴収金指揮印票（仮納付）の備考欄にその旨を記入し、検察官の押印を受けた上、仮納付金の調整

手続に関する規定（規程第47条第2項）に準じて仮納付金を還付する手続をとる。

## 第9章 罰金刑執行猶予の取消し等

### 第1 罰金刑執行猶予の手続（規程第52条）

- 1 罰金刑について執行猶予の裁判があった場合又は罰金刑に係る執行猶予の裁判を取り消すべき場合若しくはその取消しがあった場合には、自由刑についてこれらの事由が生じた場合について定められた執行事務規程の手続に準じてその手続をする。
- 2 罰金刑について執行猶予の言渡しがあったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、執行事務規程が準用される手続を行うこととなる。

なお、執行猶予の取消手続については、刑訴法第349条の定めるところによるわけであるが、その事務は、その性質上徴収担当事務官において行うのが相当であろう。

### 第2 罰金刑執行猶予取消し後の処置（規程第53条）

罰金刑に係る執行猶予の裁判が取り消された場合には、当然、直ちにその裁判の執行をしなければならない。その手続は、罰金に係る裁判が確定した場合におけるのと同様である。この場合には、執行猶予の言渡しの取消しを請求した検察庁の検察官がその裁判の執行を指揮することとなる。

## 第10章 過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行

### 過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行（規程第54条）

- 1 過料の裁判の執行があった後に当該裁判（以下この章において「原裁判」という。）に対して即時抗告又は異議の申立てがあった場合において、裁判所が当該即時抗告又は異議の申立てを理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、原裁判の執行によって納付されている金額の限度において当該過料の裁判の執行があったものとみなし、この場合において、その納付されている金額が、当該過料の金額を超過するときはその超過額は還付し、当該過料の金額に満たないときは不足額を徴収することとされた。この場合における事務手続は、次のとおりである。

- (1) 原裁判の執行によって納付されている金額が当該過料の金額を超過するときは、徴収担当事務官は、徴収金指揮印票の備考欄にその旨を記入して検察官の押印を受けた上、超過額が現金又は証券により納付されたものであるときは歳入徴収官に、印紙により納付されたものであるときは支出官に対し、それぞれ関係書類を添付して還付すべき旨を通知するとともに、検察システムにより当該過料の還付に関する事項を管理する。

なお、この歳入徴収官等への通知は、判決書の謄本又は抄本など関係書類を添付して行うため、適宜の書面によることとなる。

- (2) 原裁判の執行によって納付されている金額が当該過料の金額に満たないときは、不足額については、規程第2章から第7章まで（第5章

を除く。)に規定するところにより徴収する。

- 2 過料の裁判に対し、異議の申立てがあった場合には、原裁判に対し更に過料の裁判がなされるまでその執行が停止されること及び裁判の告知は相当と認める方法により行うこととされていることから(注1)、被審人への裁判書謄本の送達の日を確実に把握できない場合も考えられるので、裁判が確定したもとして調定情報を作成した場合であっても、その後異議の申立てがあったときは、裁判所の判断を待って執行するのが相当であるとされている。また、過料の裁判に対し、即時抗告があったときは、執行停止の効力が生ずることとなるので、異議の申立ての場合と同様の取扱いとするのが相当である(注2)。

(注1) 各論、第2章、第5、2、(1)、エ(44ページ)

(注2) 平17.3.28刑総449号刑事局長通達(例規集)

- 3 即時抗告に対し抗告裁判所が裁判をしたときは、抗告裁判所に対応する検察庁の検察官は、裁判書謄本を添付して速やかに原裁判所に対応する検察庁の検察官に対し書面により通知することとされている(注1)ことから、原裁判の執行によって納付されている金額が抗告裁判所の裁判による過料の金額を超過するときは、過料の裁判を執行した原裁判所に対応する検察庁において還付の手続を行うこととなる。

また、原裁判の執行によって納付されている金額が抗告裁判所の裁判による過料の金額に満たないときは、不足額について上記1(2)の手続により徴収することとなるところ、過料に係る抗告事件の裁判が確定した場合には、その裁判の執行指揮は、全て原裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官において行うこととされている(注2)ので、不足額の徴収については、原裁判所に対応する検察庁の検察官が執行を指揮することとなる。

(注1) 昭35.2.25刑事131号刑事局長通達「過料にかかる裁判について抗告がなされた場合の取扱いについて」記五(例規集)

(注2) 同通達記三(例規集)

## 第11章 訴訟費用の予納

### 第1 訴訟費用の予納（規程第55条）

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）及び総合法律支援法により、被告人又は被疑者による訴訟費用の概算額の予納の制度が規定（刑訴法第500条の2）された。これは、訴訟費用の執行については、訴訟費用の負担を命ずる裁判があり、この裁判が確定しても、直ちにこれを執行することができない（刑訴法第500条、第483条）ところ、国選弁護人制度が公的資金によって賄われているものである以上、国選弁護人制度の整備に当たっては、訴訟費用を被告人又は被疑者に負担させるべき場合におけるその回収の実効性を図ることが重要であるとの趣旨から、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行が可能となる前にも、被告人又は被疑者が、検察官に訴訟費用の概算額の予納をすることができることとし、その回収の実効化を図ることとされたものである。

2 訴訟費用の概算額の予納は、義務ではなく、任意に行われるものであり、訴訟費用を命ずる裁判の執行が可能となるまで予納することができる。したがって、被疑者段階や公判段階でも予納ことができると解されるが、現実的には、被疑者段階で国選弁護人が付された者に対し、いわゆる在庁略式で罰金が科され、略式命令の付随の処分として訴訟費用の負担を命ずる裁判がなされた場合や、即決裁判手続による判決により訴訟費用の負担を命ずる裁判がなされた場合などに、訴訟費用の概算額が予納されることが想定される。

また、訴訟費用の概算額の予納については、訴訟費用の負担を命ず

る裁判が確定した上執行可能となっていない段階のものであり、当然に歳入金として国庫に歳入編入することはできないため、保管金として取り扱い、歳入歳出外現金出納官吏において保管することとなる。

### 3 訴訟費用の予納手続

(1) 被告人又は被疑者から刑訴法第500条の2の規定による訴訟費用の概算額の予納（以下「予納金」という。）の申出があったとき、又は予納金の保管替を受けたときは、徴収主任は、当該刑事事件を担当する検察官に訴訟費用の発生の有無を確認し、国選弁護人の選任又は証人の出廷や鑑定等により訴訟費用が生じていることが確認できたときは、訴訟費用予納金保管整理簿（様式第35号）に所定の事項を記載して検察官の押印を受ける。

なお、予納できる者は、原則、被疑者又は被告人本人に限られている。予納金の代理納付の申出があったときは、納付を行おうとする者が弁護人である場合や予納者からの委任状を持参する場合を除いては、これを納付させることはできない取扱いとするのが相当であるので、留意が必要である（注1）。

(2) 押印を受けた徴収主任は、訴訟費用予納金保管整理簿により歳入歳出外現金出納官吏に通知するとともに、予納を申し出た者（以下「予納者」という。）をして訴訟費用予納に係る保管金提出書（様式第36号）に所定の事項を記入させて歳入歳出外現金出納官吏に提出させる。通知を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、予納者から訴訟費用予納に係る保管金提出書と共に現金が提出されたときは、訴訟費用予納金保管整理簿と対照してこれを受領し、訴訟費用予納金保管整理簿に押印して徴収主任に返戻する。

予納金は、一般的に持参された現金で受領することとなるが、保管金を取り扱う日銀（各庁の歳入歳出外現金出納官吏と取引がある

日銀に限る。)に直接払い込ませる場合には、日銀から予納者に交付される保管金領収証書を訴訟費用予納に係る保管金提出書に添付させなければならないので、歳入歳出外現金出納官吏はもとより徴収担当事務官においても十分に留意する必要がある(注2)。

(注1, 2) 平18.9.25刑総1276号刑事局長通達(例規集)

- 4 予納金は、予納者が直接又は弁護士を通じて訴訟費用の概算額を裁判所又は法テラス地方事務所に確認した(支援法第39条第5項)上で、任意に納付するものであり、検察庁において概算額を法テラス地方事務所に対し照会する必要まではない。しかしながら、予納金の納付の申出に当たり、予納者から概算額につき照会がなされたときは、法テラス地方事務所等へ取り次ぐなどの配慮は必要であろう。

また、訴訟費用の概算額の予納制度は、飽くまで任意に予納されるものであるものの、訴訟費用の裁判の確実な執行の観点からすると、即決裁判手続による判決や在庁略式手続における略式命令において訴訟費用の負担を命ずる裁判がなされた場合には、被告人に対し、訴訟費用の概算額の予納につき教示するのが望ましい。

なお、訴訟費用の概算額の予納制度に係る保管手続は、規程第68条(裁判確定前の特例納付)の規定とは全く異なる手続である(注)。

(注) 平18.9.25刑総1276号刑事局長通達(例規集)

- 5 予納金の出納保管は、この規程によるほか保管金規則(明治23年法律第1号)、保管金取扱規程(大正11年大蔵省令第5号)及び保管金払込事務等取扱規程(昭和26年大蔵省令第30号)の定める取扱いに準じて、歳入歳出外現金出納官吏が行う。
- 第2 予納金に係る訴訟費用の裁判の執行等(規程第56条)
- 1 訴訟費用の負担を命ずる裁判を執行する場合において、訴訟費用の予納がなされているときは、刑訴法第500条の3の規定により、予納

がされた金額から当該訴訟費用の額に相当する金額を控除して当該金額を当該訴訟費用の納付に充てる。その予納額から当該訴訟費用の額を控除して残余があるときは、返還の手続をする。

- 2 この場合において、徴収担当事務官等は、次に掲げる手続をする。
- (1) 徴収担当事務官は、検察官の指揮を受けて、予納金を訴訟費用に充てるため歳入編入するときは、訴訟費用予納金保管整理簿に所定の事項を記入して検察官の押印を受けた上、歳入徴収官に訴訟費用予納金保管整理簿により通知する。
- (2) 歳入徴収官は、徴収担当事務官から訴訟費用予納金保管整理簿を受領したときは、これに押印して速やかに歳入歳出外現金出納官吏に送付する。
- (3) 歳入歳出外現金出納官吏は、歳入徴収官から訴訟費用予納金保管整理簿の送付を受けたときは、訴訟費用予納に係る保管金提出書を整理し、訴訟費用予納金保管整理簿に押印してこれを徴収担当事務官に返戻し、予納金について速やかに歳入編入の手続をする。
- (4) 歳入歳出外現金出納官吏は、検察官から徴収担当事務官をして訴訟費用予納金保管整理簿により予納がされた金額から訴訟費用の額を控除して生じた残余の額を返還する旨の通知を受けたときは、残余の予納金について返還の手続をする。

この返還は、予納者の請求により歳入歳出外現金出納官吏が行う。

- (5) 予納がされた金額が訴訟費用の額に満たないときは、不足額の徴収については、規程第2章から第7章まで(第5章を除く。)に規定するところによる。
- 3 予納された事件について刑訴法第500条の4各号のいずれかに該当することとなったときは、検察官は、徴収担当事務官をして歳入歳出外現金出納官吏に対し、訴訟費用予納金保管整理簿により返還すべき

旨を通知させる。歳入歳出外現金出納官吏は、返還の通知を受けたときは、訴訟費用予納金保管整理簿に押印してこれを徴収担当事務官に返戻し、予納金の返還の手続をする。

- 4 訴訟費用の負担を命ずる裁判がなされたときは、規程第6条により検察システムにより当該裁判の内容を管理するのはもとより、同裁判について刑訴法第500条に規定する申立期間が経過したとき（その申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定したとき）は、規程第11条により徴収金指揮印票を作成することとなる。

### 第3 上訴等に関する手続（規程第57条）

- 1 訴訟費用の負担を命ずる裁判について上訴がなされた場合において、予納金が保管されているときは、徴収主任は、予納金保管通知書（様式第37号）により上訴裁判所に対応する検察庁の徴収主任に通知する。
- 2 通知を受けた上訴裁判所に対応する検察庁の徴収主任は、予納金保管通知書により予納金が保管されていることを把握するとともに、裁判確定後の徴収手続に遺漏のないようにする。
- 3 上訴裁判所において訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定し、刑訴法第500条に規定する申立期間が経過したとき（その申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定したとき）は、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官は、予納金を保管している検察庁の検察官に対し、予納金保管替依頼書（様式第38号）により予納金の保管替を依頼する。なお、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官は、予納金を保管している検察庁の検察官に対し、規程第59条の規定による訴訟費用の執行指揮の囑託をすることができる。
- 4 上訴裁判所に対応する検察官から保管替の依頼を受けたときは、予納金を保管している検察庁の検察官は、徴収担当事務官をして歳入歳

出外現金出納官吏に対し、訴訟費用予納金保管整理簿により予納金を保管替すべき旨を通知させる。歳入歳出外現金出納官吏は、予納金を保管替すべき旨の通知を受けたときは、保管替の手続をするとともに、訴訟費用予納金保管整理簿に押印してこれを徴収担当事務官に返戻し、保管金保管替通知書を保管替先の検察庁の歳入歳出外現金出納官吏に対し徴収担当事務官を経由して送付する。

なお、上記のように予納金の保管替又は訴訟費用の執行指揮囑託を受けた検察官は、規程第56条第1項及び第2項に規定する予納金の歳入編入及び返還の手続をする。

- 5 上訴裁判所において、訴訟費用の負担を命ずる裁判がなされなかったとき（第一審等における訴訟費用の負担を命ずる裁判が破棄された場合を含む。）又は刑訴法第500条の規定により訴訟費用の全部についてその裁判の執行が免除されたときは、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官は、予納金の保管に係る事件の結果通知書（様式第39号）により予納金を保管している検察庁の検察官に通知する。通知を受けた検察官は、規程第56条第3項に規定する返還の手続をする。
- 6 裁判所により併合、移送又は差戻しの裁判がなされた場合において、規程第57条第1項から第8項の手続を準用する。この場合において「上訴裁判所」は「併合、移送又は差戻しの裁判により係属した裁判所」と読み替える。

## 第12章 国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行

国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行  
(規程第58条)

1 国際刑事裁判所協力が平成19年10月1日に施行され、国際刑事裁判所から執行協力がなされた罰金刑又は被害回復命令の確定裁判の執行については、我が国の刑事裁判に基づいて検察官がこれを執行した上、執行により得た財産を国際刑事裁判所に引き渡すこととなったことから、これに係る徴収事務が規定されているものである。

この執行した財産は、国際刑事裁判所に引き継ぐことから、我が国の歳入金とせず、保管金として取り扱うこととされているため、規程では、犯罪被害財産追徴金と同様の取扱いとなるので、この手続を準用し読み替える規定が設けられている。

国際刑事裁判所に対する執行協力に関する事務手続については、附一4を参照されたい。

2 国際刑事裁判所協力が第41条第1項第2号の規定による罰金又は追徴の裁判の執行手続については、犯罪被害財産追徴金の例による。ただし、規程第22条第3項中「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）により被害回復給付金の支給手続を行う検察官に対し、同法に規定する給付資金として引き継ぐとき、又は歳入金として国庫に編入するときは」とあるのは、「国際刑事裁判所協力がによる執行協力の実施に係る財産として検事正に対し引継ぎをするときは」と読み替える。

## 第13章 共助

徴収金に係る裁判の執行の円滑を図るため、付随する手続として、各庁間における共助の手続がある。この共助の手続は、検察庁法第31条に由来するもので、囑託、転嘱及び返嘱の3種に分かれている。

囑託とは、いわゆる原庁（刑訴法第472条に定める執行指揮検察官の属する検察庁をいう。）である甲庁から乙庁に共助を求める場合のことをいい、転嘱とは、乙庁から更に丙庁に、丙庁から更に丁庁にというように、受託庁間において共助を求める場合のことをいい、また、返嘱とは、乙庁、丙庁又は丁庁から原庁である甲庁に共助を求める場合のことをいう。

これらの共助は、執行事務規程及び証拠品事務規程におけるそれと異なり、共助書類の発送の日をもってその庁における徴収事務手続を既済とする特質をもっている。

### 第1 徴収金執行指揮の囑託（規程第59条）

#### 1 囑託の要件

(1) 検察官は、納付義務者がその検察官の属する検察庁（支部に勤務する検察官にあっては、当該検察庁支部）の所在地を管轄する区検察庁の管轄区域外に現在するときは、その者の所在地を管轄する地方検察庁（本庁）、地方検察庁支部又は区検察庁の検察官に徴収金の執行指揮を囑託することができる。ただし、最高検察庁の検察官にあっては、納付義務者がその庁の所在地を管轄する区検察庁の管轄区域内に現在するときは、その者の所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官に囑託することができる。

ア 納付義務者が現在するといっても、単に刑事施設に収容されて

いるとか、他管内に転住した旨の警察署等からの回答書のみによって囑託することは、差し控えるべきである（注1）。ただし、刑事施設に収容中の者に対し、労役場留置以外の執行の方法がない場合には、刑事施設に収容されている事実のみをもって執行指揮の囑託ができることはいうまでもない。

また、所持金が僅少で、かつ、無資産であることが明らかな収容者について巨額の追徴があるような場合には、自庁において時効の中断等の処置を講ずべきであって、直ちに納付義務者が収容されている刑務所等の所在地を管轄する検察庁の検察官に囑託するような取扱いとは相当でないといわれている（注2）。

（注1）昭33検務実務家会同徴収事務関係44問答（例規集）

（注2）昭32検務実務家会同徴収事務関係41問答（例規集）

イ 刑事施設に収容中の納付義務者がその近親者等に代納方を依頼し、その者がこれを承諾したような場合には、代納者が現在する地を管轄する検察庁の検察官に囑託することも差し支えないものと解されている。

ウ 囑託の事由は、高等検察庁（本庁）、高等検察庁支部、地方検察庁（本庁）及び地方検察庁支部にあつては、それぞれの検察庁の所在地を管轄する区検察庁の管轄区域外に納付義務者が現在するときである。

また、囑託先は、地方検察庁（本庁）、地方検察庁支部及び区検察庁のみであつて、最高検察庁、高等検察庁（本庁）及び高等検察庁支部に対しては囑託することができない。このことは、転囑についても同様である。

(2) 検察官は、強制執行手続の必要があると認めるときは、納付義務者の財産の所在地を管轄する地方検察庁（支部を除く。）の検察官

にその旨を明らかにして徴収金の執行指揮を囑託することができる。

強制執行手続の依頼は、その財産の所在地を管轄する地方検察庁（本庁）の検察官から、その庁の所在地にある法務局等の長に対してなされることが望ましいので、囑託先は財産の所在地を管轄する「地方検察庁（支部を除く。）の検察官」に限定したものである。なお、高等検察庁（支部を含む。）、地方検察庁支部及び区検察庁の検察官は、自庁の管轄区域内に所在する財産についても、地方検察庁（本庁）の検察官に強制執行を目的とする徴収金執行指揮囑託を行うことができることとされている。

## 2 囑託の手続

- (1) 徴収金の執行指揮を囑託するときは、徴収金執行指揮囑託書（様式第40号）による。この場合には、徴収金執行指揮囑託書に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本及び関係資料を添付することとされている。これは刑訴法第473条の規定による執行指揮の方式に従ったもので、この添付資料等は、受託庁において労役場留置の執行指揮等に必要な資料となる。なお、強制執行手続の必要を認めて囑託する場合には、強制執行をなすべき財産の所在地、種類、内容等を的確に把握し、これを明らかにした資料をも添付する。
- (2) 徴収金の執行指揮と自由刑の執行指揮とを併せて囑託する場合には、当然、各別にその囑託書を作成する。また、連帯負担を命じられた訴訟費用を囑託する場合には、その金額の全部を囑託すべきものとされている（注）。

（注）昭30検務実務家会同徴収事務関係20問答（例規集）

- (3) 時効完成の日が切迫している場合、又は逃走のおそれがある場合等緊急を要するときは、電話又はFAX（又は検察システムにおけ

るメール機能を利用。)をもって囑託することができる(注)。

(注) 昭34検務実務家会同徴収事務関係32問答(例規集)

(4) 徴収金の執行指揮の囑託をするときは、その執行指揮を囑託した検察官の属する検察庁(以下「囑託庁」という。)の徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。また、執行指揮の囑託を受けた検察官の属する検察庁(以下「受託庁」という。)の徴収担当事務官から徴収金の執行指揮の囑託を受けた旨の通知があったとき、又はその囑託を受けた徴収金に係る裁判の執行が終了した旨(徴収不能決定処分をした場合を含む。)の通知があったときも、囑託庁の徴収担当事務官は、検察システムにより当該事項の通知があった旨を管理することとなる。

## 第2 徴収金執行指揮の受託(規程第60条)

1 徴収金の執行指揮の囑託があったときは、受託庁の徴収担当事務官は、徴収金執行指揮囑託書を検察官に提出して押印を受ける。この場合において、受託した徴収金の全額について遅滞なく執行を終了したか否かにかかわらず、囑託庁の徴収担当事務官に囑託を受理した旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

2 執行指揮の囑託があった徴収金の全額について執行が終了したときは、受託庁の徴収担当事務官は、囑託庁の徴収担当事務官にその旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。徴収不能決定の処分があったときも同様である。

なお、徴収不能決定は、受託庁でもできることとされているのであるから、時効完成間近になって原庁に返嘱するような無益な手続は行わすべきでない(注)。

(注) 昭31.3.27刑事6748号刑事局長事務代理通達(例規集)

## 第3 徴収金執行指揮の転嘱及び返嘱(規程第61条)

1 徴収金の執行指揮の囑託を受けた場合において、納付義務者又はその財産が他の検察庁の管轄区域内に現在するときは、検察官は、規程第59条第1項又は第2項に規定する手続に準じ、その者又は財産の所在地を管轄する地方検察庁(本庁)、地方検察庁支部又は区検察庁の検察官に執行指揮の転嘱をすることができる。

(1) 転嘱には、囑託の手続(規程第59条)が準用されるので、徴収金執行指揮囑託書により、原庁から送付のあった関係資料はもちろん、転嘱事由を明らかにする資料を添付してその手続をする。なお、この場合には、徴収金執行指揮囑託書の標題の右側余白部に「(転嘱)」の旨を表示する。

(2) 徴収金の執行指揮を転嘱する場合には、徴収担当事務官は、囑託庁(いわゆる原庁)の徴収担当事務官に対しその旨を通知する。これは、原庁にその転嘱先を把握させるための措置である。

2 徴収金の執行指揮の囑託を受けた場合において、納付義務者が所在不明等のため執行できないときは、検察官は、その事由及び調査の経過を明らかにして執行指揮を囑託した検察官にこれを返嘱する。

(1) 返嘱の手続も、転嘱の場合と同様、囑託の手続が準用されるので、徴収金執行指揮囑託書に一切の関係資料を添付してその手続をする。なお、この場合には、徴収金執行指揮囑託書の右側余白部に「(返嘱)」の旨を表示する。

(2) 返嘱に該当する事例としては、例えば、囑託庁が囑託するときには、納付義務者又は強制執行のできる納付義務者の財産が受託庁の管轄区域内に現在していたが、その後納付義務者の所在が不明となり、また、その財産も既に売却等により皆無となってしまっている場合、あるいは、納付義務者が刑事施設に収容されているのみで全く収納の見込みの立たないような場合等をいうものと解される。し

かし、本人が現在する場合（収容中でない場合）に何ら調査を行うことなく、病気又は貧困等の理由で、収納の見込みなしとして直ちに返嘱の措置を採るようなことは差し控えるべきであるとされている（注1）。もっとも、このような嘱託は、嘱託庁における嘱託前の調査が必ずしも十分に行われなかったことにも起因すると思われる場合が多く、慎重な事務処理が望まれるゆえんである。また、徴収金執行指揮嘱託書を受託したときには既に時効が完成している場合においても、一旦受託手続をとった上、返嘱その他の処理をなすべきで、受託することなく直ちに返戻することは相当でないとされている（注2）。

（注1）昭33検務実務家会同徴収事務関係34問答（例規集）

（注2）昭34検務実務家会同徴収事務関係34問答（例規集）

3. 徴収金の執行指揮の転嘱又は返嘱をしたときは、徴収担当事務官は、嘱託手続をしたときと同様に、検察システムによりその旨を管理する。

#### 第4 徴収金執行指揮の転嘱及び返嘱受理（規程第62条）

1 徴収金の執行指揮の転嘱を受けたときは、嘱託を受けた場合の手続に準じてその手続をする。この場合においては、執行指揮を転嘱した検察官の属する検察庁の徴収担当事務官に転嘱を受託した旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

2 徴収金の執行指揮の返嘱を受けたときは、嘱託を受けた場合の手続に準じてその手続をする。この場合においては、執行指揮を返嘱した検察官の属する検察庁の徴収担当事務官に返嘱を受託した旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

#### 第5 徴収金執行指揮の嘱託後の手続等（規程第63条）

嘱託庁の徴収担当事務官は、規程第60条第3項により執行指揮の嘱託をした徴収金の全額について執行が終了した旨の通知等があったとき、又は

規程第61条第1項後段により徴収金の執行指揮の転嘱をした旨の通知があったときは、検察システムによりその旨を管理する。

## 第14章 統計報告等

## 第1 徴収金に関する統計報告（規程第64条）

1 徴収主任は、徴収金についての徴収の状況等を調査し、次に掲げる  
ところにより報告する。

- (1) 毎月、徴収月表（様式第41号）を作成し、翌月10日までにその庁の長に提出する。
- (2) 毎年度、徴収年表（様式第42号）及び納付義務者別未済金額調（様式第43号）を作成し、翌年度の4月30日までにその庁の長に提出する。この納付義務者別未済金額調は、徴収年表の未済金額の内訳を示すものである。

これらの報告は、高等検察庁支部又は地方検察庁支部にあつては、支部長の行政監督上の必要から支部長に提出することとされている。

- 2 高等検察庁支部長、地方検察庁支部長又は区検察庁の長は、これらの統計報告を受けたときは、これを確認した上、速やかに検事長又は検事正に提出する。
- 3 検事総長、検事長又は検事正は、毎年度その庁の徴収年表（高等検察庁にあつては高等検察庁（本庁）及び高等検察庁支部の徴収年表の集計表、地方検察庁にあつては地方検察庁（本庁）、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁の徴収年表の集計表をいう。）を作成し、これを翌年度の5月31日までに直接法務大臣に提出するとともに、検事長は検事総長に、検事正は検事総長及び検事長に、それぞれ同表を提出する。

## 第2 印紙納付調査書（規程第65条）

1 徴収主任は、印紙により収納した徴収金について毎月印紙納付調査書（様式第44号）を作成し、印紙納付書を添付して翌月10日までにその庁の長に提出する。高等検察庁支部又は地方検察庁支部の徴収主任は、支部長に提出する。

この規定が設けられた趣旨は、印紙納付書を収納事務を担当した徴収主任以外の者に保管させるところにある。この保管は、その庁の長の責任において行うものであつて、その保管者については特に規定されていない。地方検察庁にあつては、総務課長が保管しているところが多い。

2 高等検察庁支部長、地方検察庁支部長又は区検察庁の長は、年度経過後速やかにその年度に係る印紙納付書を取りまとめて検事長又は検事正に提出する。この場合、印紙納付調査書は、その支部又は区検察庁に保管する。しかし、引継ぎの正確を期するため、印紙納付調査書の写し及び納付済証原符をも併せて提出することは差し支えないが、納付済証原符は、用済み後は返戻を受け、その庁において保管しなければならない。

なお、この提出時期については、速やかに提出すると規定され、その期限の定めはないが、事故防止上の観点からもなるべく早期に引き継ぐことが要請されるところである。

## 第3 検査報告（規程第66条）

検事総長、検事長又は検事正は、毎年1回以上その指定する職員にその庁（高等検察庁にあつては高等検察庁（本庁）及び高等検察庁支部を、また、地方検察庁にあつては地方検察庁（本庁）、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）の徴収金に関する検査をさせた上、その結果を報告させる。徴収主任が交替した場合も同様である。

- (1) 検査を行う職員の指定については、その庁の徴収担当の職員以外の職員から選定すべきであろう。ただし、支部又は区検察庁の検査に本庁の徴収担当の職員を指定することは差し支えない。その指定の方法は、各庁区々であるが、指定したことを明らかにするため、書面をもってすることが必要であろう。
- (2) 徴収主任が交替した場合には、出納官吏事務規程第70条の定める手続に準じた手続を行う。

## 第15章 雑則

### 第1 過誤の訂正（規程第67条）

過誤の訂正は、規程第10条第1項又は第11条第1項の規定により検察官の指揮を受けた徴収金及び第44条の規定により手続をした仮納付金について執行すべき金額又は徴収金の種別に過誤のあった場合における訂正の手続であって、作成した調定情報や徴収情報には瑕疵のない徴収不能決定をなすべき場合とはその性質を異にするものである。そして、これは、歳入徴収官事務規程第28条の定める訂正の手続の趣旨に合わせて定められたものである。

1 超過額又は不足額についての手続は、規程第2章から第8章までの規定による。

(1) 徴収担当事務官は、執行すべき金額に過誤のある場合は、検査システムの訂正登録機能により、規程第10条第1項又は第11条第1項の規定により検察官の指揮を受けた徴収金については調定情報を、第44条の規定により手続をした仮納付金については徴収情報を、それぞれ訂正する。

(2) 過誤に係る調定情報（仮納付金については徴収情報）によって、既に正当な金額を超える金額について収納を終わっているときは、それが収納の年度と同年度内で訂正し得る場合に限り、過誤訂正の手続をとるとともに、検察官は、超過額が現金又は証券により納付されたものであるときは歳入徴収官又は歳入歳出外現金出納官吏に、印紙により収納されたものであるときは支出官に、それぞれ関係資料を添付してその旨を通知し、還付についての手続をする。た

だし、収納時の年度と訂正時の年度が異なる場合には、過誤訂正の手続をとることなく、直ちに還付の手続を行って差し支えないものと解する。この場合には、過誤に係る調定情報（仮納付金については徴収情報）の備考欄にそのてん末を記入するとともに徴収金指揮印票の備考欄にその旨を記入して管理すれば足りよう。

- 2 徴収金の種別に過誤があることが判明した場合には、1の手続に準じて訂正の手続をする。
  - (1) 過誤に係る徴収金については、その金額の全部が超過額に当たるものとして、徴収すべき徴収金についてはその金額の全部が不足額に当たるものとして、それぞれ手続をする。
  - (2) 過誤に係る徴収金が現金又は証券で納付されているときは、訂正の要旨を収入官吏又は歳入歳出外現金出納官吏に通知する。
- 3 以上のように執行すべき金額又は徴収金の種別につき過誤訂正の手続をした場合には、更に徴収月表や徴収年表の訂正が必要となるので、留意する。

## 第2 裁判確定前の特例（規程第68条）

- 1 徴収金に係る裁判の執行は、仮納付の場合等例外を除いてその裁判が確定した後に行うのが原則である。しかし、裁判確定前に何らかの事情によって納付の申出又は送付があった場合には、徴収金保管者がその事情を調査し、やむを得ない事情があると認めるときは、これを受領して保管する特例が設けられている。この受領保管は、本来の徴収事務ではなく、納付を申し出た者等のためにする事務管理であると解されている。
- 2 徴収金に係る裁判の確定前に徴収金（仮納付を除く。）の納付の申出又は送付があり、やむを得ない事情があると認めるときは、裁判確定後に納付の申出又は送付のあった場合の手続（規程第21条）に準じ、

徴収金保管者において徴収金保管簿に登載するとともに、徴収主任に対しその旨通知した上、裁判が確定するまでの間保管する。この通知を受けた徴収主任等は、検察システムによりその旨を管理する。

なお、この納付の申出について、「やむを得ない事情があると認められる場合」とは、納付義務者の住居が交通不便な遠隔地でわざわざ持参してきた場合や、遠洋航海の出発に先立って送付してきた場合などがこれに当たるものとされている。また、これを受領したときは、徴収金保管者の名義の預り証を作成して交付する運用が望まれる。ただし、郵送に係るものまでも預り証を交付する要はないであろう。

- 3 この未確定の徴収金に係る裁判が確定したときは、規程第21条第2項の規定が準用される。

## 第3 関係書類の整理（規程第69条）

徴収担当事務官は、執行手続が終わっていない徴収金に係る一部納付願、納付延期願、裁判執行関係事項回答書及び徴収金執行指揮嘱託書その他の書類を、1件ごとに徴収金未済関係書類表紙（様式第45号）を付して保管する。執行手続が終わったときは、特に規定する場合を除き、徴収金既済関係つづりに編めて整理する。

## 第4 特別取扱い（規程第70条）

検事総長、検事長又は検事正は、その庁（高等検察庁にあっては高等検察庁（本庁）及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては地方検察庁（本庁）、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）の徴収事務について、特に必要があるときは、法務大臣の許可を得て特別の取扱いをさせることができる。この場合において、法務大臣の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事長にあっては検事総長に、検事正にあっては検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならないとされている。

事項索引

[イ]

- 一身専属の原則 ..... 4
- 一部納付 ..... 5, 17
- 一部納付願 ..... 64
- 一部納付の申出 ..... 64
- 一部納付の法律上の効果 ..... 65
- 印紙収納後の手続 ..... 86
- 印紙の収納手続 ..... 84
- 印紙納付書 ..... 84
- 印紙納付調査書 ..... 149

[カ]

- 過誤の訂正 ..... 151
- 仮出場 ..... 103
- 仮納付 ..... 3, 121
  - 一と正式裁判の執行等 ..... 128
  - 一と正式裁判の請求 ..... 127
  - 一と正式裁判の請求等に関わる調整等 ..... 127
  - 一と本案の裁判の執行 ..... 126
  - 一に係る裁判の執行 ..... 13
  - 一の裁判 ..... 122
    - 一の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判の確定 ..... 124
    - 一の告知、仮納付金の督促等 ..... 121
    - 一の裁判の執行状況の確認 ..... 125
- 仮納付金の調整 ..... 125

- 科料 ..... 2
  - 一に係る調定情報 ..... 39
  - 一の時効 ..... 15
  - 一の時効期間 ..... 15
  - 一の時効期間の満了日 ..... 19
  - 一の時効中断後の時効の起算日 ..... 19
  - 一の時効の起算日 ..... 16
  - 一の時効の中断 ..... 16
  - 一の時効の停止 ..... 16

- 一の徴収停止 ..... 112
- 過料 ..... 3
  - 一に係る調定情報 ..... 44
  - 一の裁判の告知 ..... 48
  - 一の時効 ..... 19
  - 一の時効期間 ..... 19
  - 一の時効期間の満了日 ..... 21
  - 一の時効中断後の時効の起算日 ..... 20
  - 一の時効の起算日 ..... 19
  - 一の時効の中断 ..... 20
  - 一の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行 ..... 131
- 関係機関に対する照会 ..... 68
- 関係書類の整理 ..... 153

[キ]

- 規程 ..... 6, 24
  - 一の改正経過 ..... 28
  - 一の制定及び改正 ..... 24
  - 一の内容 ..... 27
- 共助 ..... 141
- 強制執行 ..... 87
  - 一 手続依頼後の納付 ..... 93
  - 一 手続の依頼 ..... 87
  - 一の費用 ..... 95
- 強制執行手続依頼書 ..... 87

[ケ]

- 刑訴法による過料 ..... 45
- 刑罰の時効 ..... 15
- 現金等の収納後の手続 ..... 76
- 検察官 ..... 10, 29
- 検察事務官 ..... 11
- 検察総合情報管理システム(検察システム) ..... 9
- 検査報告 ..... 149

[コ]

- 国選弁護人に係る報酬及び費用額算定申立書 ..... 36
- 国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行 ..... 140

[ク]

- 債権、不動産等に対する強制執行 ..... 18
- 財産刑等の裁判の執行 ..... 4
- 裁定未決勾留日数 ..... 39
- 歳入歳出外現金出納官吏 ..... 30
- 歳入徴収官 ..... 8
- 裁判確定前の特例 ..... 152
- 裁判執行関係事項照会書(甲) ..... 69
- 裁判執行関係事項照会書(乙) ..... 69
- 債務名義 ..... 6
- 詐害行為の取消し ..... 97
- 三者即日処理 ..... 38, 61, 123

[シ]

- 指揮説 ..... 6
- 事後調定 ..... 9
- 持参に係る現金等の収納手続 ..... 71
- 事実上執行不能の場合の徴収不能決定 ..... 118
- 執行官 ..... 12
- 執行裁判所 ..... 12
- 執行文の付与 ..... 7
- 司法警察職員 ..... 12
- 釈放指揮書 ..... 109
- 収容状
  - 一 執行指揮の取消し ..... 106
  - 一の執行指揮 ..... 104
- 収容状執行指揮取消書 ..... 106
- 収容状執行の留意事項 ..... 105
- 収入官吏 ..... 30
- 収納 ..... 70
- 上訴申立て等の管理 ..... 35

- 少年法第31条の費用 ..... 1
- 嘱託 ..... 141
  - 一の手続 ..... 143
  - 一の要件 ..... 141
- 職務上の過誤報告 ..... 83
- 処理の公正 ..... 29
- 事務年度 ..... 32

[ソ]

- 相続財産に対する執行 ..... 4
- 送付に係る現金等の収納手続 ..... 74
- 訴訟費用 ..... 2
  - 一に係る調定情報 ..... 62
  - 一の時効 ..... 21
  - 一の時効期間 ..... 21
  - 一の時効期間の満了日 ..... 22
  - 一の時効中断後の時効の起算日 ..... 22
  - 一の時効の起算日 ..... 21
  - 一の時効の中断 ..... 21
  - 一の執行免除の申立期間 ..... 15
  - 一の連帯負担 ..... 54, 55
  - 一を命ずる裁判の執行の停止 ..... 15
  - 一の予納 ..... 134
- 訴訟費用予納金保管整理簿 ..... 135
- 訴訟費用予納に係る保管金提出書 ..... 135
- 訴訟費用に関する通知書 ..... 55

[タ]

- 第三者による納付(代納) ..... 4

[チ]

- 超過額を還付する場合の手続 ..... 125, 127
- 調査決定 ..... 9
- 徴収 ..... 34
- 徴収担当事務官 ..... 30
- 徴収月表 ..... 148
- 徴収金 ..... 1, 2
  - 一に係る裁判の執行機関 ..... 11
  - 一に係る裁判の執行指揮者 ..... 10

- 一に係る裁判の執行時期 .....13
- 一に係る裁判の執行と自由刑の執行との相違 .....4
- 一に関する統計報告 .....148
- 一の意義 .....1
- 一の時効 .....15
- 一の執行に関する基本法令等 .....5
- 一を検察庁に納付させることが相当であると認めるとき .....61
- 徴収金原票 .....25, 38, 41
- 徴収金原簿 .....26, 56
- 徴収金保管者 .....30, 74
  - 一の代理者 .....76
  - 一による保管事務 .....76
- 徴収金執行指揮
  - 一の受託 .....144
  - 一の囑託 .....141
  - 一の転囑及び返囑 .....144
  - 一の転囑及び返囑受理 .....146
- 徴収金執行指揮囑託書 .....143
- 徴収金保管簿 .....75
- 徴収金未済関係書類表紙 .....153
- 徴収・収納通知書 .....71
- 徴収事務規程 .....24
- 徴収主任 .....30
  - 一の兼職制限 .....32
  - 一の職務 .....31
  - 一の代理 .....31
  - 一の任命 .....30
- 徴収停止 .....112
  - 一処分の効果 .....114
  - 一の取消し .....115
- 徴収停止処分書 .....112
- 徴収停止処分取消書 .....115
- 徴収年表 .....148
- 徴収不能決定 .....116
  - 事実上執行不能の場合 .....118
  - 法律上執行不能の場合 .....116
- 徴収不能決定書 .....116

- 徴収命令書 .....87
- 調定 .....38
- [ツ]
- 追徴 .....2
  - 一に係る調定情報 .....40
  - 一の時効 .....15
  - 一の時効期間 .....15
  - 一の時効期間の満了日 .....19
  - 一の時効中断後の時効の起算日 .....19
  - 一の時効の起算日 .....16
  - 一の時効の中断 .....16
  - 一の時効の停止 .....16
- [テ]
- 転囑 .....141
- [ト]
- 督促 .....62
  - 督促状 (甲) .....63
  - 督促状 (乙) .....63
  - 督促の法律上の効果 .....63
  - 特別取扱い .....153
- [ニ]
- 二重収納の更正手続 .....83
- 日銀納付 .....9
- 日銀納付制度を原則とすることによる運用上の基本的な留意点 .....58
- [ノ]
- 納付
  - 一延期 .....5, 67
  - 一延期願 .....67, 68
  - 一延期の申出 .....67
  - 一期限 .....57
- 納付義務者別未済金額調 .....114, 148
- 納付告知
  - 一の名義 .....57

- 一の法律上の効果 .....58
- 納付告知書 (甲) .....58
- 納付告知書 (乙) .....61
- 納付告知書の発付に当たり注意すべき事項 .....62
- 納付書 .....58
- 納付済証 .....85
- 納付済証の書き損じ .....85
- [ハ]
- 配当金の受領手続 .....95
- 罰金 .....2
  - 一に係る調定情報 .....39
  - 一の時効 .....15
  - 一の時効期間 .....15
  - 一の時効期間の満了日 .....19
  - 一の時効中断後の時効の起算日 .....19
  - 一の時効の起算日 .....16
  - 一の時効の中断 .....16
  - 一の時効の停止 .....16
- 罰金刑執行猶予
  - 一取消し後の処置 .....130
  - 一の手続 .....130
- 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用 .....3
  - 一に係る調定情報 .....42
  - 一の時効 .....22
  - 一の時効期間 .....22
  - 一の時効期間の満了日 .....23
  - 一の時効中断後の時効の起算日 .....23
  - 一の時効の起算日 .....22
  - 一の時効の中断 .....23
- [ヒ]
- 費用賠償 .....3
  - 一に係る調定情報 .....50

- 一の時効 .....22
- 一の時効期間 .....22
- 一の時効期間の満了日 .....23
- 一の時効中断後の時効の起算日 .....23
- 一の時効の起算日 .....22
- 一の時効の中断 .....23
- [フ]
- 不真正連帯債務 .....41
- 付随の処分 .....121
- 不足額を執行する場合の手続 .....126, 127
- [ヘ]
- 返囑 .....141
- [ホ]
- 法定未決勾留日数 .....39
- 法律上執行不能の場合 .....116
- 保釈保証金 .....50
- 保証書 .....50, 51
- 没取 .....3
  - 一に係る調定情報 .....50
  - 一の時効 .....22
  - 一の時効期間 .....22
  - 一の時効期間の満了日 .....23
  - 一の時効中断後の時効の起算日 .....23
  - 一の時効の起算日 .....22
  - 一の時効の中断 .....23
- [ミ]
- 民訴法第303条第1項の納付金 .....3
  - 一に係る調定情報 .....52
  - 一の時効 .....22
  - 一の時効期間 .....22
  - 一の時効期間の満了日 .....23
  - 一の時効中断後の時効の起算日 .....23
  - 一の時効の起算日 .....22
  - 一の時効の中断 .....23
- 民訴法による過料 .....46

非訟法による過料 ..... 47

[ム]

無罪等の通知 ..... 128

[メ]

命令説 ..... 6

[ヤ]

やむを得ない事情 ..... 65

[ユ]

有体動産に対する強制執行 ..... 17

郵便はがきによる告知 ..... 49

[ヨ]

予納金保管通知書 ..... 138

予納金保管替依頼書 ..... 138

予納金の保管に係る事件の結果通知書 ..  
..... 139

呼出状 ..... 104

[ロ]

労役場留置 ..... 99

一 執行指揮の変更についての留意事項  
..... 108

一 執行のための呼出し ..... 104

一 の執行 ..... 99

一 の執行指揮 ..... 99

一 の執行指揮ができない事由 ..... 99

一 の執行指揮をする場合の特殊な事例  
..... 100

一 の執行停止 ..... 108

一 の執行停止の取消し ..... 109

一 の留置期間についての留意事項 ..  
..... 102

労役場留置執行指揮書 ..... 99

労役場留置執行指揮通知書 ..... 110

労役場留置執行指揮取消書 ..... 106

労役場留置執行指揮取消・変更通知書 ..  
..... 111

労役場留置執行終了等通知書 ..... 111

労役場留置執行停止書 ..... 109

労役場留置執行停止取消書 ..... 110

労役場留置執行変更指揮書 ..... 107

判 例 索 引

大判大 6. 1. 16民録23・1・1 ..... 18

大判大 8. 6. 30民録25・1200 ..... 20, 63

大判昭 9. 7. 21大刑集13・1050 ..... 102

大決昭13. 6. 27大民集17・14・1324 ..... 18

最(3小)判昭26. 5. 15刑集5・6・1112 ..... 102

最(2小)決昭26. 11. 27刑集5・12・2413 ..... 40

最(3小)判昭29. 7. 6刑集8・7・1047 ..... 102

最(2小)判昭43. 3. 29民集22・3・725 ..... 17

最(大)決昭43. 6. 12刑集22・6・462 ..... 51

最(3小)判昭59. 4. 24民集38・6・687 ..... 17

東京地決昭35. 11. 9公刊物未登載 ..... 50

通達等索引

通達

明42. 2. 13民刑甲46号民刑局長回答 (例規集) .....16

大2. 11刑乙2737号法務局長回答 (例規集) .....104

大5. 3刑甲148号法務局長通達 (例規集) .....103

大6. 4会甲977号司法省会計課長通達 (例規集) .....70

大12. 12刑10335号刑事局長回答 (例規集) .....105

大12. 12. 5刑事9546号刑事局長回答 (例規集未登載, 檢察月報85号75ページ) .....105

大15. 6行甲913号刑事局長・行刑局長通達 (例規集) .....40

大15. 9行丙1317号行刑局長通達 (例規集) .....101

昭4. 12. 2刑事局回答 (例規集未登載) .....40

昭7. 1. 22刑事207号刑事局長通達 (例規集) .....20

昭24. 5. 25檢務14918号檢務局長通達 (例規集) .....84

昭24. 7. 4 檢務20637号檢務局長通達 (例規集) .....105, 108

昭24. 12中委244号中更委員事務局長・矯正保護局長通達 (例規集) ..102

昭25. 10. 25矯保甲1647号刑政長官通達 (例規集) .....76

昭26. 4. 6 矯保甲424号矯正保護局長通達 (例規集) .....19

昭27. 8. 12 (最) 刑二14522号刑事局長回答 (例規集) .....51

昭29. 3. 18刑事6806号刑事局長回答 (例規集) .....103

昭29. 10. 22電696号刑事局長回答 (例規集) .....20, 67

昭31. 3. 27刑事6748号刑事局長事務代理通達 (例規集) .....30, 58, 71, 76, 144

昭31. 6. 28矯正甲697号矯正局長通達 (例規集) .....108

昭31. 8. 7 刑事18169号刑事局長通達 (例規集) .....42

昭33. 11. 24刑事19772号刑事局長通達 (例規集) .....117

昭34. 3. 31刑事5656号刑事局長通達 (例規集) .....102

昭35. 2. 25刑事131号刑事局長通達 (例規集) .....132

昭41. 6. 27刑事 (総) 464号刑事局長通達 (例規集) .....57

昭42. 2. 10訟庶58号訟務局長通達 (例規集未登載) .....91

昭43. 3. 9 刑事 (総) 165号刑事局長通達 (例規集) .....61

昭51. 8. 17刑総533号刑事局長通達 (例規集) .....75

昭51. 8. 17会1311号官房會計課長・刑事局長通達 (例規集) .....76

昭59. 9. 17刑総729号官房會計課長・刑事局長通達 (例規集) .....32, 72, 76, 86

平2. 1. 12会24号會計課長通知 (會計例規集 (訓令・通達編I) B2ページ) .....61

平4. 10. 1会951号會計課長通達 (會計例規集 (訓令・通達編I) B11ページ) .....78, 126

平8. 3. 8 刑総201号刑事局長通達 (例規集) .....83

平8. 4. 22刑事局長通達 (例規集未登載) .....61

平9. 2. 18刑総190号刑事局長通達 (例規集) .....61, 78, 125

平9. 2. 26刑総229号刑事局長通達 (例規集未登載) .....78

平13. 6. 19刑総768号刑事局長通達 (例規集) .....18

平17. 3. 28刑総449号刑事局長通達 (例規集) .....132

平18. 9. 25刑総1276号刑事局長通達 (例規集) .....54, 136

平18. 9. 25刑総1276号刑事局長通達第2 (例規集) .....54

平18. 9. 25刑総1277号刑事局長通達 (例規集) .....54

平18. 11. 27刑総1536号刑事局長通達第2 (例規集) .....43, 62, 74, 80

平18. 11. 27刑総1536号刑事局長通達第3 (例規集) .....44

平19. 3. 19刑総411号刑事局長通達 (例規集) .....82

平19. 3. 29刑総498号刑事局長通達 (例規集) .....54

平19. 9. 27刑総1311号刑事局長通達第2 (例規集) .....74

法曹会決議

明40. 6. 15法曹会第三科決議 (例規集) .....100

檢務実務家会同

昭30檢務実務家会同徵收事務関係20問答 (例規集) .....143

昭30檢務実務家会同徵收事務関係26問答 (例規集) .....71

昭30檢務実務家会同徵收事務関係28問答 (例規集未登載) .....71

昭31檢務実務家会同徵收事務関係11問答 (例規集) .....16, 110

昭31檢務実務家会同徵收事務関係13問答 (例規集) .....66

昭32檢務実務家会同徵收事務関係9問答 (例規集) .....65

昭32檢務実務家会同徵收事務関係12問答 (例規集) .....107

昭32檢務実務家会同徵收事務関係13問答 (例規集) .....105

昭32檢務実務家会同徵收事務関係15問答 (例規集) .....68

昭32檢務実務家会同徵收事務関係17問答 (例規集) .....68

昭32檢務実務家会同徵收事務関係21問答 (例規集) .....21, 68

昭32檢務実務家会同徵收事務関係41問答 (例規集) .....142

昭33檢務実務家会同徵收事務関係4問答 (例規集) .....71

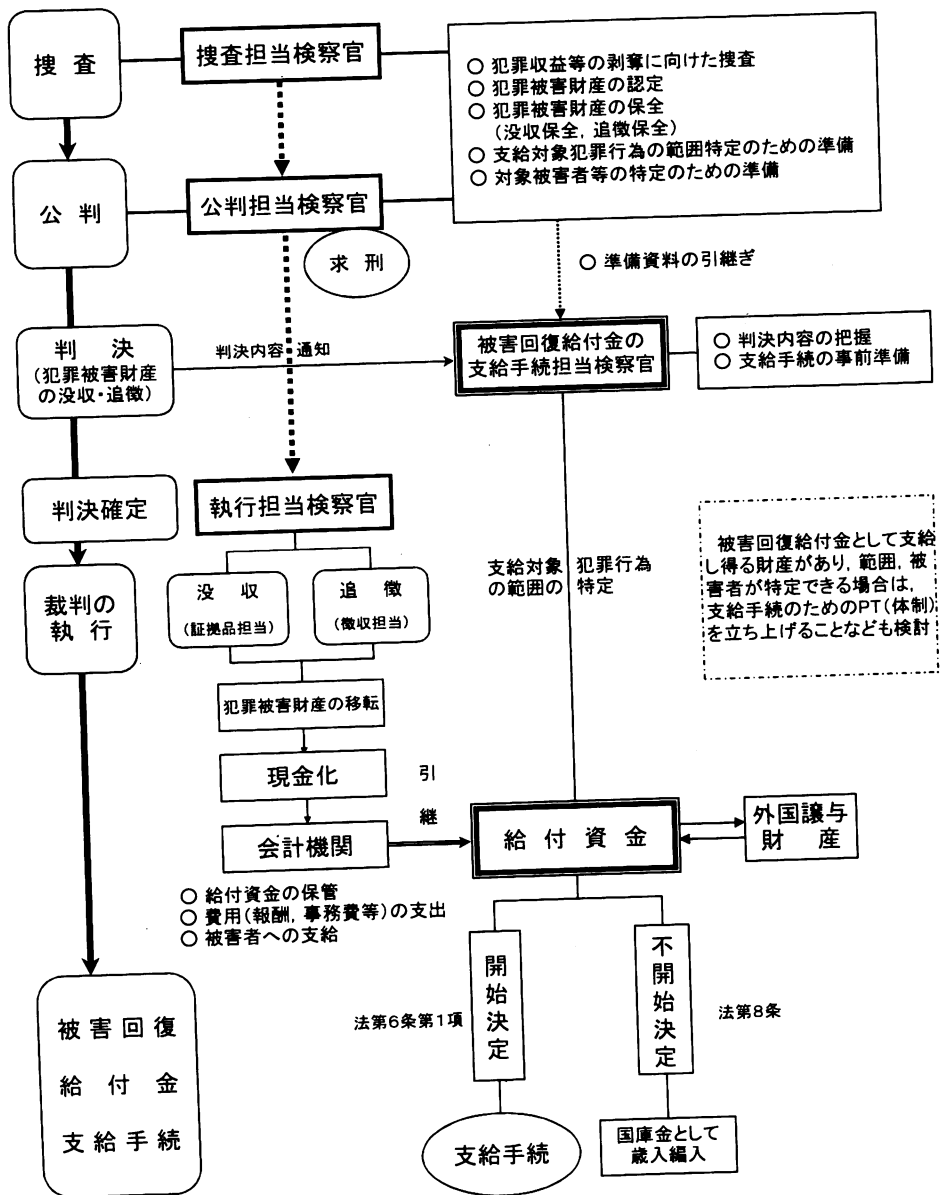
昭33検務実務家会同徴収事務関係12問答 (例規集) .....68  
 昭33検務実務家会同徴収事務関係13問答 (例規集) .....68  
 昭33検務実務家会同徴収事務関係34問答 (例規集) .....146  
 昭33検務実務家会同徴収事務関係37問答 (例規集) .....107  
 昭33検務実務家会同徴収事務関係40問答 (例規集) .....76  
 昭33検務実務家会同徴収事務関係41問答 (例規集) .....119  
 昭33検務実務家会同徴収事務関係44問答 (例規集) .....142  
 昭34検務実務家会同徴収事務関係1問答 (例規集) .....21  
 昭34検務実務家会同徴収事務関係23問答 (例規集) .....108  
 昭34検務実務家会同徴収事務関係24問答 (例規集) .....108  
 昭34検務実務家会同徴収事務関係30問答 (例規集) .....20  
 昭34検務実務家会同徴収事務関係32問答 (例規集) .....144  
 昭34検務実務家会同徴収事務関係34問答 (例規集) .....146  
 昭35検務実務家会同徴収事務関係6問答 (例規集) .....103  
 昭35検務実務家会同徴収事務関係13問答 (例規集) .....106  
 昭35検務実務家会同徴収事務関係14問答 (例規集) .....106  
 昭39検務実務家会同徴収事務関係3問答 (例規集) .....117  
 昭42検務実務家会同徴収事務関係5問答 (例規集) .....17  
 昭44検務実務家会同徴収事務関係1問答 (例規集) .....22  
 昭44検務実務家会同徴収事務関係4問答 (例規集) .....68  
 昭47検務実務家会同徴収事務関係2問答 (例規集) .....65  
 昭47検務実務家会同徴収事務関係3問答 (例規集) .....65  
 昭47検務実務家会同徴収事務関係4問答 (例規集) .....97

徴収金確定基準一覧表

種別	裁判の別	確定事由等	確定の日 (訴費・没取については執行力発生日)	備考
罰金	1 即決裁判 2 略式命令	自然確定	○正式裁判請求期間(14日)の経過により15日目	○交通事件即決裁判手続法12(裁判の宣告) ○同 13(正式裁判の請求) ○同 14(即決裁判の効力) ○刑訴法465(正式裁判の請求) ○同 466(正式裁判の請求取下げ) ○同 468(正式裁判請求の棄却) ○同 470(略式命令の効力) ○同 472(即時抗告の提起期間) ○同 55(期間の計算)
		請求取下げ	○一方のみが正式請求、期間内に取り下げたときは自然確定日 ○被告人、検察官双方申立て、双方取り下げたときは後の取下げの日	
科料	判決	正式裁判請求棄却決定	○決定謄本送達(告知)の日の翌日から起算して4日目	
		自然確定	○一審、控訴審の裁判があったときは上訴提起期間(14日)の経過により15日目 ○上告審の裁判があったとき ①判決訂正の申立てのない場合は判決訂正申立期間(10日)の経過により11日目 ②判決訂正の申立てがあった場合 a 訂正判決がなされた場合は訂正判決の日 b 申立棄却決定の場合は謄本送達の日	○刑訴法373(控訴提起期間) ○同 359(上訴の放棄・取下げ) ○同 361(放棄・取下げ後の再上訴不能) ○同 418(上告審判決の確定) ○同 415(訂正の判決) ○同 417(訂正申立ての棄却決定、再訂正申立ての禁止) ○同 375 ○同 385 } (控訴棄却の決定) ○同 386 } ○同 395 } (控訴棄却の判決) ○同 396 } ○同 422(即時抗告の提起期間) ○同 414(上告審への準用規定) ○同 428(高級決定に対する抗告の禁止、抗告に代わる異議申立て) ○同 427(再抗告の禁止) ○同 55(期間の計算) ○同 425(即時抗告の執行停止の効力) ○昭30.3.2刑事1778号刑務局長通達(例規集) ○昭40.3.25刑事229号刑務局長通達(例規集)
近徴金	判決	上訴権放棄	○被告人、検察官双方放棄のときは後の放棄の日 ○一方のみ放棄のときは自然確定日	
		上訴取下げ(上訴提起期間内)	○一方のみが申立て、期間内に取り下げたときは自然確定日 ○双方が申立て、期間内に双方が取り下げたときは後の取下げの日	
訴訟費用	決定	控訴棄却	○一方のみが申立て、期間経過後に取り下げたときは取下げの日 ○双方が申立て、双方が取り下げたときは後の取下げの日	
		控訴棄却	○決定謄本送達の日翌日から起算して4日目 ○異議申立てがなされた場合は、棄却決定謄本送達の日	
訴訟費用	免除申立てのあつたとき	免除申立てのないとき	○本案の裁判が確定した後20日経過の翌日(この場合、自然確定の場合は確定の日から起算し、上訴権放棄、上訴取下げの場合は確定の翌日から起算する。)	○刑訴法483(訴訟費用の執行停止) ○同 500(訴訟費用執行免除の申立て) ○同 422(即時抗告の提起期間) ○同 503(申立ての取下げ) ○同 504(即時抗告) ○昭25.2.10検務3420号検務局長回答(例規集) ○昭36検務実務家会同徴収事務関係1問答(例規集)
		期間内取下げ経過後に申立てるに對する免除決定	○本案の裁判が確定した後20日経過の翌日(起算方法は上記と同じ) ○取下げの日 ○決定謄本送達の日翌日から起算して4日目	



### 被害回復給付金の支給手続について



### 被害回復給付金支給法の概要

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号)  
平成18年12月1日施行

被害回復給付金支給法は、犯人から没収・追徴した犯罪被害財産又は外国から譲与を受けた犯罪被害財産を金銭化して「給付資金」として保管し、そこからその事件により被害を受けた方に給付金を支給する手続を規定

#### 基本的な支給手続

- ①没収・追徴した犯罪被害財産又は外国から譲与を受けた犯罪被害財産を金銭化して「給付資金」として保管
- ②検察官による支給手続の開始  
・ 支給対象犯罪行為や申請期間を定め、官報に掲載  
・ 把握している被害者に通知
- ③申請期間内に検察官に申請書を提出
- ④検察官による申請内容のチェック、判断(裁定)
- ⑤検察官から申請人に対し判断の結果を記載した「裁定書」の謄本を送付
- ⑥すべての裁定、費用等の確定
- ⑦被害回復給付金の支給

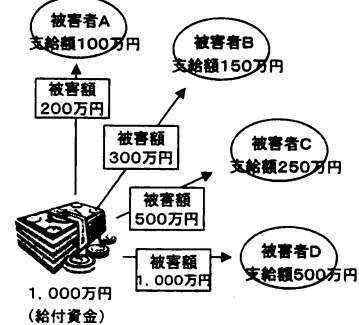
#### 支給対象者は？

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者のほか、そうした犯罪と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者。  
ただし、犯人の共犯者や犯人から不正な利益を得た人等は対象にはならない。

#### 支給される額は？

支給額の上限は、各人が実際に被害を受けた額。ただし、「給付資金」が被害額の総額より少ない場合は、「給付資金」を各人の被害額に応じてあん分した額がそれぞれへの支給額となる。

【支給例(費用等の金額を除く)】



※ 検察官による手続の一部を、弁護士である「被害回復事務管理人」に任せることがある。



- 第2節 印紙による収納
  - 第24条 印紙の収納手続
  - 第25条 印紙収納後の手続
- 第4章 強制執行
  - 第26条 強制執行手続の依頼
  - 第27条 強制執行手続依頼後の納付
  - 第28条 配当金の受領手続
- 第5章 労役場留置の執行
  - 第29条 労役場留置の執行指揮
  - 第30条 仮出場
  - 第31条 労役場留置執行のための呼出し
  - 第32条 収容状の発付
  - 第33条 収容状執行指揮の取消し
  - 第34条 労役場留置執行指揮の取消し
  - 第35条 労役場留置執行指揮の変更
  - 第36条 労役場留置の執行停止等
  - 第37条 労役場留置執行指揮後の通知等
- 第6章 徴収停止
  - 第38条 徴収停止
  - 第39条 徴収停止の取消し
- 第7章 徴収不能決定
  - 第40条 法律上執行不能の場合の徴収不能決定
  - 第41条 事実上執行不能の場合の徴収不能決定
- 第8章 仮納付
  - 第42条 仮納付の告知
  - 第43条 仮納付金の督促等
  - 第44条 仮納付金の収納手続
  - 第45条 仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判の確定
  - 第46条 仮納付の裁判の執行状況の確認
  - 第47条 仮納付金の調整
  - 第48条 仮納付と本案の裁判の執行
  - 第49条 仮納付と正式裁判の請求
  - 第50条 仮納付と正式裁判の執行等
  - 第51条 無罪等の通知
- 第9章 罰金刑執行猶予の取消し等
  - 第52条 罰金刑執行猶予の手続
  - 第53条 罰金刑執行猶予取消し後の処置

- 第10章 過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行
  - 第54条 過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行
- 第11章 訴訟費用の予納
  - 第55条 訴訟費用の予納
  - 第56条 予納金に係る訴訟費用の裁判の執行等
  - 第57条 上訴等に関する手続
- 第12章 国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行
  - 第58条 国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行
- 第13章 共助
  - 第59条 徴収金執行指揮の囑託
  - 第60条 徴収金執行指揮の受託
  - 第61条 徴収金執行指揮の転囑及び返囑
  - 第62条 徴収金執行指揮の転囑及び返囑受理
  - 第63条 徴収金執行指揮の囑託後の手続等
- 第14章 統計報告等
  - 第64条 徴収金に関する統計報告
  - 第65条 印紙納付調査書
  - 第66条 検査報告
- 第15章 雑則
  - 第67条 過誤の訂正
  - 第68条 裁判確定前の特例
  - 第69条 関係書類の整理
  - 第70条 特別取扱い

附則

徴収事務規程書式例

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者等保護法」という。)第17条第1項の費用又は民事訴訟法(平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。)第303条第1項の納付金(以下「徴収金」という。)の裁判の執行に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の仕事とその責任を明確にし、もってその事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的とする。  
(処理の公正等)

第2条 徴収金に関する事務を取り扱う者は、常に徴収金に関する法規を遵守して、事務の適正かつ迅速な遂行を期するとともに、関係書類を整備し、その処理の公正について疑惑を招くことのないように注意しなければならない。

(徴収主任)

第3条 検事総長、検事長又は検事正は、その庁(高等検察庁にあっては、高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては、地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。)の徴収金に係る印紙の収納事務その他この規程の定める事務を取り扱わせるため、その庁の検察事務官のうちから徴収主任を命ずる。

(事務年度)

第4条 徴収金に関する事務年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(検察総合情報管理システムによる管理)

第5条 この規程による第1条に規定する徴収金に係る裁判の執行に関する事務その他これに付随する事項(以下「徴収事務」という。)については、検察総合情報管理システム(以下「検察システム」という。)により管理する。

2 検察システムにより徴収事務を管理する方法については、別に法務省刑事局長が定める。

## 第2章 徴収

(徴収金に係る裁判結果の管理)

第6条 徴収金に係る判決又は交通事件即決裁判の宣告があったときは、徴収担当事務官(徴収事務を所管し、又は分担する検察事務官をいう。以下同じ。)は、検察システムにより当該裁判の内容を管理する。

2 徴収金に係る略式命令の送達その他決定による裁判の告知があったときは、徴収担当事務官は、その謄本等に基づき、検察システムにより当該裁判の内容を管理する。

(上訴申立て等の管理)

第7条 徴収金に係る裁判について次の各号に掲げる事由が生じた場合には、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

- (1) 検察官が上訴又はその放棄若しくは取下げをしたとき、又は被告人若しくは弁護人等が上訴又はその放棄若しくは取下げをした旨の通知があったとき。
- (2) 非訟事件手続法(平成23年法律第51号。以下「非訟法」という。)第122条第2項の規定による異議の申立て又は同条第3項の規定による異議の申立ての取下げがあったとき。
- (3) 訴訟費用の負担を命ずる裁判についてその裁判の執行の免除の申立て等があったとき、又はその申立てに対する決定の謄本の送達があったとき。
- (4) 交通事件即決裁判について検察官が正式裁判の請求若しくはその取下げをし

たとき、又は被告人若しくは弁護人等が正式裁判の請求若しくはその取下げをした旨の通知があったとき。

(5) 略式命令について検察官が正式裁判の請求若しくはその取下げをしたとき、被告人若しくは弁護人等が正式裁判の請求若しくはその取下げをした旨の通知があったとき、刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号。以下「刑訴規則」という。)第290条第2項の規定による通知があったとき、又は刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。)第463条の2第2項の規定による決定謄本の送達があったとき。

2 被告人等が上訴の取下げをした旨の通知があった場合において、刑訴法第472条第2項の規定により上訴裁判所に対応する検察庁の検察官が下級の裁判所の裁判の執行の指揮をすべきときは、その検察庁の徴収担当事務官は、検察システムにより上訴の取下げがあった旨及びその裁判の主文の要旨を管理する。

(訴訟費用額の算定申立て)

第8条 訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した場合において、検察官が綜合法律支援法(平成16年法律第74号)第39条第3項の規定に基づき同条第2項第2号に定める費用の額の算定を裁判所に申し立てるときは、国選弁護人に係る報酬及び費用額算定申立書(様式第1号)による。

2 前項の申立てがなされたとき又は裁判所からその申立てに対する決定の通知がなされたときは、徴収担当事務官は、検察システムにより当該算定申立てに関する事項を管理する。

(訴訟費用の執行免除申立ての特則に関する通知等)

第9条 刑訴規則第295条の2第2項ただし書の規定により、下級の裁判所が訴訟費用の執行の免除の申立てに対し裁判をする場合においては、次に掲げる手続をする。

(1) 同条第3項の規定による通知があったときは、上訴裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官は、速やかにその旨を下級の裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官に通知する。

(2) 下級の裁判所の裁判が確定した場合において、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行を指揮すべき検察官が上訴裁判所に対応する検察庁の検察官であるときは、下級の裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官は、速やかにその結果を上訴裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官に通知するとともに裁判書の謄本を送付する。

2 前項各号の通知をしたときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

(罰金等の裁判の執行指揮)

第10条 罰金、科料、追徴、過料、費用賠償、犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用若しくは民訴法第303条第1項の納付金に係る裁判が確定したとき、

又は没取に係る裁判があったときは、徴収担当事務官は、裁判書の原本又は謄本及び関係資料等に基づき、徴収金指揮印票（様式第2号）を作成し、検察官の指揮印を受けるとともに、検察システムにより当該裁判の執行指揮に関する事項を管理する。

- 2 仮納付の裁判があったときは、徴収担当事務官は、徴収金指揮印票（仮納付）（様式第3号）を作成し、検察官の指揮印を受ける。  
（訴訟費用の裁判の執行指揮）

第11条 第10条第1項の規定は、訴訟費用の負担を命ずる裁判について刑訴法第500条に規定する申立期間が経過したとき（その申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定したとき）に準用する。

- 2 訴訟費用に係る裁判が連帯負担を命ずるものであるときは、連帯負担額については、これを命じられた者の全部を取りまとめ前項の手続をする。その者の一部が上訴の申立てをした場合においては、最終に事件の係属した裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官においてその手続をする。
- 3 前項の場合において、先に訴訟費用の連帯負担を命ずる裁判が確定した者についてその裁判の執行の免除の申立て等があったとき、又はその申立てに対する決定があったときは、その庁の徴収担当事務官は、訴訟費用に関する通知書（様式第4号）により速やかに訴訟費用の裁判の執行免除の申立て等又はその申立てに対する決定に関する事項を前項の検察庁の徴収担当事務官に通知する。訴訟費用の裁判の執行免除の申立てに対する決定があったときは、その裁判書の謄本を併せて添付する。先に訴訟費用の連帯負担を命ずる裁判が確定した者について時効が完成するおそれがある場合もその旨を通知する。  
（訴訟記録等への表示）

第12条 徴収担当事務官は、第10条第1項又は第11条第1項の規定により検察官の指揮印を受けたときは、訴訟記録等に適宜検察システムにより管理済みであること等を記入して押印する。訴訟費用についてはその金額を併せて記入する。

- 2 徴収担当事務官は、罰金又は科料に係る裁判について未決勾留日数の算入又は通算の結果執行すべき金額がなくなったときは、訴訟記録等に適宜その旨を記入して押印するとともに、検察システムによりその旨を管理する。  
（徴収金の集計）

第13条 第10条第1項又は第11条第1項の規定により検察官の指揮印を受けたときは、徴収主任は、徴収金の種別ごとに、かつ、1日ごとに徴収金原簿により集計する。

（納付告知）

第14条 検察官は、第10条第1項又は第11条第1項の規定により徴収金（仮納付を除く。以下本章から第4章までにおいて同じ。）に係る裁判の執行を指揮

したときは、速やかに納付期限を定め、徴収担当事務官をして納付義務者に対し、納付告知書（甲）（様式第5号）に納付書（様式第6号）を添付して送付させ、徴収金を直接日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店を含む。以下同じ。）に納付すべき旨を告知させる。

- 2 検察官は、徴収金を当該検察官の所属する検察庁に納付させることが相当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに納付期限を定め、徴収担当事務官をして納付義務者に対し、納付告知書（乙）（様式第7号）によりこれを納付すべき旨を告知させる。
- 3 刑訴法第491条又は第492条の規定により罰金、科料若しくは追徴について相続人又は合併の後存続する法人若しくは合併によって設立された法人に対し前2項の告知をするときは、納付告知書にその旨を明らかにする。
- 4 第1項及び第2項の規定により納付の告知をするときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。  
（督促）

第15条 徴収金が納付期限までに納付されなかったときは、検察官は、必要に応じ、徴収担当事務官をして納付義務者に対し、納付書を添付した督促状（甲）（様式第8号）、督促状（乙）（様式第9号）その他適宜の方法によりその納付を督促させる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。  
（一部納付の申出等）

第16条 徴収金について納付義務者から納付すべき金額の一部につき納付の申出があった場合において、徴収主任は、事情を調査し、その事由があると認めるときは、一部納付願を徴して検察官の許可を受けるとともに、検察システムによりその旨を管理する。

- 2 徴収金が送付された場合において、その金額が納付すべき金額の全部に満たないときも、前項と同様とする。ただし、この場合において、やむを得ない事情があるときは、一部納付願はこれを要しない。  
（納付延期の申出等）

第17条 徴収金について納付義務者から納付延期の申出があった場合において、徴収主任は、事情を調査し、その事由があると認めるときは、検察官の許可を受けるとともに、検察システムによりその旨を管理する。この場合において、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用又は民訴法第303条第1項の納付金に係る徴収金について時効を中断する必要があると認められるときは、納付義務者から納付延期願を徴する。

（関係機関に対する照会）

第18条 納付義務者が所在不明のとき、納付の督促に応じないとき、又はその他の事由によって徴収金が納付されない場合において、関係機関に対し、納付義務

者の所在の有無その他必要な事項を照会するときは、裁判執行関係事項照会書(甲)(様式第10号)による。この場合において、納付義務者が刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に収容されているときは、裁判執行関係事項照会書(乙)(様式第11号)による。

2 前項の照会がなされたとき及びその回答があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより当該照会に関する事項を管理する。

### 第3章 収納

#### 第1節 現金又は証券による収納

(持参に係る現金等の収納手続)

第19条 徴収金(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第16条第2項の規定による犯罪被害財産の価額を含む追徴の裁判に係る徴収金(以下「犯罪被害財産追徴金」という。)を除く。)について現金又は証券による納付の申出があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき金額等を確認した上、徴収・収納済通知書(様式第12号)に所定の事項を記入して徴収主任に提出するとともに、検察システムによりその旨を管理する。この場合において、徴収担当事務官は、納付を申し出た者が納付義務者でないときは、納付義務者との関係を併せて調査する。

2 徴収主任は、前項の規定により徴収・収納済通知書が提出されたときは、これを確認した上、収入官吏に送付し、納付を申し出た者をして現金又は証券を収入官吏に納付させる。

(犯罪被害財産追徴金の収納手続)

第20条 犯罪被害財産追徴金について、現金による納付の申出があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき金額等を確認した上、犯罪被害財産追徴金提出書(様式第13号)に所定の事項を記入して徴収主任に提出するとともに、検察システムによりその旨を管理する。この場合において、徴収担当事務官は、納付を申し出た者が納付義務者でないときは、納付義務者との関係を併せて調査する。

2 徴収主任は、前項の規定により犯罪被害財産追徴金提出書が提出されたときは、これを確認し、検察官の記名押印を受けた上、歳入歳出外現金出納官吏に送付し、納付を申し出た者をして現金を歳入歳出外現金出納官吏に提出させ、その提出を受けた歳入歳出外現金出納官吏において、犯罪被害財産追徴金受領証書(様式第14号)を作成して徴収担当事務官に送付する。

(送付に係る現金等の収納手続)

第21条 徴収金を納付するため現金又は証券が送付されたときは、事務局長等検事総長、検事長又は検事正がその庁(高等検察庁にあっては、高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては、地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄

区域内にある区検察庁をいう。)につき指定した者(以下「徴収金保管者」という。)は、徴収金保管簿(様式第15号)に所定の事項を記載しこれを保管した上、その旨を徴収主任に通知する。

2 前項の規定により現金又は証券が送付された旨の通知があった場合において、その金額が納付すべき金額の全部に当たるときは、徴収担当事務官、徴収主任及び歳入歳出外現金出納官吏は、速やかに前2条に規定する手続に準じて、その収納手続をする。この場合においては、徴収金保管者をして現金又は証券を収入官吏又は歳入歳出外現金出納官吏に送付させる。納付すべき金額の全部に満たない場合において、第16条第2項の規定による検察官の許可があったときも、同様とする。

(現金等の収納後の手続)

第22条 日本銀行から領収済通知書により徴収金を領収した旨の通知があったとき、収入官吏から徴収・収納済通知書により第19条及び前条の規定による現金若しくは証券の納付を受けた旨の通知があったとき、又は歳入歳出外現金出納官吏から犯罪被害財産追徴金受領証書により前2条の規定による現金の提出を受けた旨の通知があったときは、徴収担当事務官は、次に掲げる手続をする。

(1) 領収済通知書により通知があった旨を検察システムにより管理する。

(2) 領収済通知書、徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金受領証書を検察官に提出して押印を受ける。

(3) 領収済通知書を速やかに歳入徴収官(指定分任歳入徴収官を含む。以下同じ。)に送付する。

(4) 徴収・収納済通知書を徴収金の種別ごとに編みつけて整理する。

2 前項第2号の場合において、検察官に提出して押印を受けるときは、領収済通知書、徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金受領証書を1日ごとに取りまとめた上、適宜の方法により集計表を作成してこれに添付し、集計表に検察官の押印を受けることにより、各通知書の押印に代えることができる。

3 検察官は、第20条の規定により犯罪被害財産追徴金を保管した場合において、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号)により被害回復給付金の支給手続を行う検察官に対し、同法に規定する給付資金として引き継ぐとき、又は歳入金として国庫に編入するときは、徴収担当事務官をして犯罪被害財産追徴金処分通知書(様式第16号)に所定の事項を記入させてこれに記名押印した上、歳入歳出外現金出納官吏に送付して通知する。歳入歳出外現金出納官吏は、通知を受けたときは、犯罪被害財産追徴金提出書を整理し、速やかに所要の手続をする。

(現金等収納後の集計)

第23条 徴収主任は、1日ごとに、領収済通知書、徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金受領証書により現金又は証券による収納を確認し、徴収金の種別

ごとに徴収金原簿により集計する。

## 第2節 印紙による収納

### (印紙の収納手続)

第24条 罰金、科料、追徴、過料又は訴訟費用に係る徴収金(犯罪被害財産追徴金を除く。)について印紙による納付の申出があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき金額等を確認して、これを印紙納付書(様式第17号)に貼付した上、所定の事項を記入して徴収主任に提出するとともに、検察システムによりその旨を管理する。この場合において、納付を申し出た者が納付義務者でないときは、納付義務者との関係を併せて調査する。

2 第21条第1項の規定は、前項の徴収金を納付するため印紙が送付された場合に準用する。

3 前項の規定により印紙が送付された旨の通知があった場合において、その金額が納付すべき金額の全部に当たるときは、徴収担当事務官は、速やかに第1項に規定する手続に準じて、その収納手続をする。納付すべき金額の全部に満たない場合において、第16条第2項の規定による検察官の許可があったときも、同様とする。

4 第1項又は前項の規定による印紙納付書の提出を受けたときは、徴収主任は、これを確認した上、次に掲げる手続をする。

(1) 印紙納付書に貼付した印紙に消印器による消印をするとともに印紙納付書に押印して検察官に提出する。

(2) 納付済証(様式第18号)を作成して納付を申し出た者等に交付し、又は郵送する。

### (印紙収納後の手続)

第25条 前条第4項第1号に規定する印紙納付書の提出があったときは、検察官は、収納の事実を確認した上、これに押印して徴収担当事務官に交付する。

2 前項の規定による印紙納付書の交付を受けたときは、徴収担当事務官は、印紙納付書を徴収金の種別ごとに編てつて徴収主任に提出する。

3 第23条の規定は、印紙による収納について準用する。

## 第4章 強制執行

### (強制執行手続の依頼)

第26条 徴収金について強制執行をするときは、検察官は、徴収命令書(様式第19号)を作成し、強制執行手続依頼書(様式第20号)により法務局長又は地方法務局長に対し、その手続を依頼する。強制執行手続依頼書には、徴収命令書を添付する。

2 前項の規定による強制執行手続の依頼がなされたとき又は法務局長若しくは地方法務局長から強制執行のてん末等について通報があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより当該強制執行手続に関する事項を管理する。

### (強制執行手続依頼後の納付)

第27条 強制執行手続を依頼した後、納付義務者から納付すべき金額の全部又は一部の納付があったときは、検察官は、速やかにその旨を法務局長又は地方法務局長に通知する。

### (配当金の受領手続)

第28条 法務局長又は地方法務局長から配当金(強制執行手続によって得られた金銭から強制執行の費用に充当すべきものを除いたものをいう。以下同じ。)の交付について通知があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき金額等を確認した上、検察システムによりその旨を管理するとともに、徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金提出書に所定の事項を記入して、徴収主任に提出する。

2 前項の通知があった場合において、検察官は、当該配当金を保管している者から直接日本銀行に納付させることが相当であると認めるときは、徴収担当事務官をして当該配当金を保管している者に対し納付書を送付させる。

3 徴収主任は、第1項の規定により徴収・収納済通知書又は犯罪被害財産追徴金提出書が提出されたときは、これを確認した上、徴収・収納済通知書は収入官吏に送付し、犯罪被害財産追徴金提出書は検察官の記名押印を受けて歳入歳出外現金出納官吏に送付し、それぞれ当該配当金を保管している者からこれを受領すべき旨を通知する。

4 第22条の規定は、収入官吏から徴収・収納済通知書により配当金を受領した旨の通知があった場合、日本銀行から領収済通知書により配当金を領収した旨の通知があった場合及び歳入歳出外現金出納官吏から犯罪被害財産追徴金受領証書により配当金の提出を受けた旨の通知があった場合に準用する。

5 第23条の規定は、前項の規定による手続が終了した場合に準用する。

## 第5章 労役場留置の執行

### (労役場留置の執行指揮)

第29条 罰金又は科料に係る徴収金について納付義務者が完納しない場合において、納付義務者を労役場に留置するときは、検察官は、刑事施設の長に対し、労役場留置執行指揮書(様式第21号)によりその執行を指揮する。刑法(明治40年法律第45号)第18条第5項の期間内に執行を指揮するときは、納付義務者から労役場留置承諾書を徴する。

2 前項の規定による労役場留置の執行指揮があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

3 労役場留置執行指揮書に犯罪事実が記載されていない裁判書又は裁判を記載した調書の抄本を添付した場合において、刑事施設の長から請求があったときは、徴収担当事務官は、裁判書の謄本その他罪となるべき事実が記載されている書面を追送する。

4 刑事施設の長から労役場留置執行終了報告書により労役場留置の執行が終了した旨の報告があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、同報告書を検察官に提出して押印を受ける。

5 第23条の規定は、前項の規定により検察官の押印を受けた場合に準用する。  
(仮出場)

第30条 労役場留置の執行を受けている者について仮出場が許された旨の通知があったときは、徴収担当事務官は、仮出場の日をもって執行が終了したものと見て、前条第4項に規定する手続に準じて、その手続をする。

2 第23条の規定は、前項の場合に準用する。

(労役場留置執行のための呼出し)

第31条 検察官が刑法第505条において準用する同法第484条の規定による労役場留置の執行のための呼出しを書面でするときは、呼出状(様式第22号)による。

2 前項の規定により呼出しをするときは、徴収担当事務官は、検察システムにより呼出しに関する事項を管理する。

(収容状の発付)

第32条 罰金又は科料に係る徴収金の納付義務者を労役場に留置する場合において、その者が呼出しに応じないとき、逃亡したとき又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、収容状(様式第23号)を発付して、検察事務官又は司法警察職員に対し、その執行を指揮する。

2 前項の規定による収容状が発付されたとき又は収容状が執行されたときは、徴収担当事務官は、検察システムにより当該収容状に関する事項を管理する。

(収容状執行指揮の取消し)

第33条 前条第1項の規定により収容状の執行を指揮した後、その執行前に罰金又は科料に係る徴収金が完納されたときは、検察官は、速やかにその指揮の取消しをする。司法警察職員に対する指揮の取消しは、収容状執行指揮取消書(様式第24号)による。

2 前項の規定による指揮の取消しが司法警察職員に対してなされた場合において、急速を要するときは、徴収担当事務官は、電話その他適宜の方法によりその旨を通知した後、速やかに収容状執行指揮取消書を送付する。

3 第1項の規定による指揮の取消しがあったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

(労役場留置執行指揮の取消し)

第34条 第29条第1項の規定により労役場留置の執行を指揮した後、その執行前に罰金又は科料に係る徴収金が完納されたときは、検察官は、労役場留置執行指揮取消書(様式第25号)により速やかにその指揮の取消しをする。

2 第29条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(労役場留置執行指揮の変更)

第35条 第29条第1項の規定により労役場留置の執行を指揮した後、次の各号に掲げる事由が生じたときは、検察官は、労役場留置執行変更指揮書(様式第26号)によりその指揮を変更する。

(1) 労役場留置の執行前に納付すべき金額の一部について納付があったとき。

(2) 労役場留置の執行中に留置すべき日数の全部又は一部に相当する金額について納付があったとき。

2 前項の規定による変更の指揮が急速を要するときは、徴収担当事務官は、電話その他適宜の方法によりその旨を通知した後、速やかに労役場留置執行変更指揮書を送付する。

3 第29条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。

(労役場留置の執行停止等)

第36条 刑事施設の長、労役場留置の執行を受けている者又はその関係人から刑法第480条又は第482条各号に規定する事由による労役場留置の執行停止の上申があった場合には、検察官は、その事由を審査し、事由があると認めるときは、労役場留置執行停止書(様式第27号)を作成し、釈放指揮書(様式第28号)によりその者が収容されている刑事施設の長に対し、釈放の指揮をする。釈放指揮書には、労役場留置執行停止書の謄本を添付する。

2 前項の規定は、検察官が職権で労役場留置の執行停止の指揮をする場合に準用する。

3 前2項の規定により労役場留置の執行停止が指揮された場合において、その検察官が労役場留置の執行を指揮した検察官の属する検察庁の検察官でないときは、労役場留置執行停止書その他関係資料を労役場留置の執行を指揮した検察官に送付する。

4 第1項又は第2項の規定により労役場留置の執行が停止されたときは、停止の日の前日まで執行があったものとして、第29条第4項に規定する手続に準じて、その手続をする。

5 第23条の規定は、前項の場合に準用する。

6 労役場留置の執行停止の事由がなくなったときは、労役場留置の執行を指揮した検察官は、速やかに労役場留置執行停止取消書(様式第29号)を作成し、労役場留置執行指揮書により刑事施設の長に対し、執行を指揮する。労役場留置執行指揮書には、労役場留置執行停止取消書の謄本を添付する。

7 第29条第2項の規定は、第1項、第2項及び前項の場合に準用する。

(労役場留置執行指揮後の通知等)

第37条 第29条第1項又は前条第6項の規定による労役場留置の執行指揮があった場合において、労役場留置の執行を受ける者が裁判所に係属中の事件の被告人であるときは、徴収担当事務官は、その裁判所に対し、労役場留置執行指揮

通知書（様式第30号）により労役場留置の執行指揮がなされた旨を通知する。この場合において、その裁判所が他の検察庁に対応する裁判所であるときは、労役場留置執行指揮通知書は、その検察庁の検察官を経由して送付する。

- 2 徴収担当事務官は、前項の通知をした後、第34条第1項の規定による労役場留置執行指揮の取消しがあったとき、又は第35条第1項の規定による労役場留置執行指揮の変更があったときは、労役場留置執行指揮取消・変更通知書（様式第31号）により、労役場留置の執行が終了したとき、第30条第1項の規定による労役場留置の仮出場が許されたとき、又は第36条の規定による労役場留置の執行停止があったときは、労役場留置執行終了等通知書（様式第32号）により、その裁判所に対し、それぞれその旨を通知する。この場合において、その裁判所が他の検察庁に対応する裁判所であるときは、前項後段の規定を準用する。
- 3 第29条第2項の規定は、前2項の規定による通知をした場合に準用する。

#### 第6章 徴収停止

##### （徴収停止）

第38条 検察官は、第10条第1項又は第11条第1項の規定により裁判の執行を指揮した徴収金に係る納付義務者につき次の各号に掲げる事由があるときは、徴収停止処分書（様式第33号）により徴収停止の処分をすることができる。ただし、罰金又は科料に係る徴収金については、納付義務者につき次の各号中第1号又は第2号に掲げる事由があり、かつ、納付義務者の所在不明以外の事由により労役場留置の執行をすることができないときに限る。

- (1) 強制執行をすることができる財産がないとき。
  - (2) 強制執行をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
  - (3) その所在及び強制執行をすることができる財産がともに不明であるとき。ただし、非訟法による過料又は訴訟費用に係る徴収金については、その所在が不明であるとき。
- 2 前項の規定による徴収停止の処分は、期間を定めてすることができる。
  - 3 徴収停止の処分があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

4 徴収停止の処分がなされた徴収金については、第15条、第18条、第26条、第29条、第32条及び第59条に規定する手続を行わないものとする。  
（徴収停止の取消し）

第39条 検察官は、前条第1項の規定により徴収停止の処分をした徴収金について、当該徴収停止の事由が消滅したとき、納付義務者から納付の申出があったとき、又は徴収不能決定の事由が生じたときは、徴収停止処分取消書（様式第33号）により、徴収停止処分の取消しをする。期間を定めて徴収停止の処分をした場合において、その期間が満了したときも、同様とする。

2 前条第3項の規定は、徴収停止処分の取消しがあった場合に準用する。

#### 第7章 徴収不能決定

##### （法律上執行不能の場合の徴収不能決定）

第40条 検察官は、第10条第1項又は第11条第1項の規定により裁判の執行を指揮した徴収金について次の各号に掲げる事由が生じたときは、徴収不能決定書（様式第34号）により徴収不能決定の処分をする。徴収不能決定書には、その事由を証明する資料を添付する。

- (1) 時効が完成したとき。
- (2) 納付義務者が死亡したとき。ただし、罰金又は追徴に係る徴収金について刑法第491条の規定により相続財産に対し執行することができるものを除く。
- (3) 罰金、科料又は追徴に係る徴収金についてその言渡しを受けた者に対し大赦、特赦又は刑の執行の免除があったとき。
- (4) 没収又は訴訟費用に係る徴収金についてその本案の裁判によって有罪の言渡しを受けた者に対し大赦又は特赦があったとき。
- (5) その他法律上執行できない事由が生じたとき。

2 前項の規定による徴収不能決定の処分があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

3 第23条の規定は、徴収不能決定の処分について準用する。

##### （事実上執行不能の場合の徴収不能決定）

第41条 前条第1項の規定による徴収金について次の各号に掲げる事由により執行できないと認められるときは、同条の規定にかかわらず、検察官は、同条第1項の手續に準じて、徴収不能決定の処分をすることができる。

- (1) 納付義務者が解散した法人である場合において、その法人が無資力であるとき。
- (2) 納付義務者が外国人であってその者が出国したとき。

2 前項第1号の場合には、最高検察庁の検察官は検事総長、その他の検察庁の検察官は検事長の許可を受けなければならない。許可を受けるには、執行できないことを証明する資料を添付する。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

#### 第8章 仮納付

##### （仮納付の告知）

第42条 第14条第1項、第2項及び第4項の規定は、罰金、科料又は追徴に係る裁判について仮納付が命じられた場合に準用する。この場合において、同条第2項中「納付告知書（乙）」とあるのは、「口頭又は納付告知書（乙）」と読み替えるものとする。

（仮納付金の督促等）

第43条 第15条、第16条、第17条前段及び第18条の規定は、仮納付の裁判で納付を命じられた金額（以下「仮納付金」という。）の督促、一部納付、納付延期及び関係機関に対する照会について準用する。

（仮納付金の収納手続）

第44条 第19条、第20条、第22条、第24条及び第25条（同条第3項を除く。）の規定は、日本銀行から領収済通知書により仮納付金を領収した旨の通知があった場合又は仮納付金について納付の申出があった場合に、第21条の規定は、仮納付金を納付するため現金等が送付された場合に、それぞれ準用する。

2 第12条第1項及び第23条の規定は、前項の規定による手続が終了した場合に準用する。第23条の規定を準用する場合においては、併せて徴収すべき金額も集計する。

（仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判の確定）

第45条 仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判がその審級で確定した場合において、仮納付金の全部又は一部が納付されていないときは、納付されていない金額の徴収については第2章（第14条を除く。ただし、同条第3項による納付告知をする場合は、この限りでない。）から前章までに規定するところによる。

（仮納付の裁判の執行状況の確認）

第46条 仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判に対し上訴の申立てがあった場合において、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官が裁判の執行の指揮をすべきときは、その検察庁の徴収担当事務官は、仮納付の裁判の執行状況について、検察システムにより確認する。

（仮納付金の調整）

第47条 第一審で仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判について仮納付金が納付されている場合において、第二審で仮納付が命じられ、その金額が納付されている金額と異なるときは、次に掲げる手続をする。

(1) 納付されている金額が第二審で命じられた金額を超過するときは、徴収担当事務官は、第一審裁判所に対応する検察庁の徴収担当事務官にその旨を通知する。

(2) 納付されている金額が第二審で命じられた金額に満たないときは、不足額の徴収については、第42条から第44条までに規定するところによる。

2 前項第1号の通知を受けたときは、徴収担当事務官は、徴収金指印押票（仮納付）の備考欄にその旨を記入して検察官の押印を受けた上、超過額が、現金又は証券により納付されたものであるときは歳入徴収官又は歳入歳出外現金出納官吏に、印紙により納付されたものであるときは支出官に、それぞれ関係書類を添付して還付すべき旨を通知するとともに、検察システムにより当該仮納付金の還付に関する事項を管理する。

（仮納付と本案の裁判の執行）

第48条 仮納付の裁判の執行があった後に、罰金、科料又は追徴に係る裁判が上訴審で確定し、その金額が納付されている金額と異なるときは、次に掲げる手続をする。

(1) 納付されている金額が確定した金額を超過するときは、徴収担当事務官は、当該仮納付金について第44条の規定により収納手続をした検察庁の徴収担当事務官にその旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

(2) 納付されている金額が確定した金額に満たないときは、第45条の規定を準用する。

2 前条第2項の規定は、前項第1号の通知を受けた場合に準用する。

（仮納付と正式裁判の請求）

第49条 交通事件即決裁判又は略式命令による仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判について正式裁判の請求があったときは、納付されていない仮納付金については執行しない。

（仮納付と正式裁判の執行等）

第50条 交通事件即決裁判又は略式命令による仮納付金が納付されている場合において、正式裁判があり、その金額が納付されている金額と異なるときは、次に掲げる手続をする。

(1) 正式裁判で仮納付が命じられた場合には、第47条の規定を準用する。

(2) 正式裁判が確定した場合には、第48条の規定を準用する。

（無罪等の通知）

第51条 仮納付の命じられた罰金、科料又は追徴に係る裁判について上訴審で、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判があり、その裁判が確定した場合において、仮納付金が納付されているときは、徴収担当事務官は、第44条の規定により収納手続をした検察庁の徴収担当事務官にその旨を通知する。

2 第47条第2項の規定は、前項の通知を受けた場合に準用する。

第9章 罰金刑執行猶予の取消し等

（罰金刑執行猶予の手続）

第52条 罰金刑について執行猶予の裁判があった場合又は罰金刑に係る執行猶予の裁判を取り消すべき場合若しくはその取消しがあった場合には、自由刑についてこれらの事由が生じた場合について定められた執行事務規程（平成25年法務省刑総訓第2号大臣訓令）の手続に準じて、その手続をする。

（罰金刑執行猶予取消し後の処置）

第53条 第10条第1項、第12条から第18条まで及び第3章（第20条を除く。）から第7章までの規定は、罰金刑に係る執行猶予の裁判が取り消された場合に準用する。

第10章 過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行

(過料の裁判に対する即時抗告等と裁判の執行)

第54条 過料の裁判の執行があった後に当該裁判（以下この条において「原裁判」という。）に対して即時抗告又は異議の申立てがあり、裁判所が原裁判を取り消して更に過料の裁判をして確定した場合において、原裁判の執行によって納付されている金額が当該過料の金額と異なるときは、次に掲げる手続をする。

(1) 原裁判の執行によって得た金額が当該過料の金額を超過するときは、徴収担当事務官は、徴収金指揮印票の備考欄にその旨を記入して検察官の押印を受けた上、超過額が現金又は証券により納付されたものであるときは歳入徴収官に、印紙により納付されたものであるときは支出官に、それぞれ関係書類を添付して還付すべき旨を通知するとともに、検察システムにより当該過料の還付に関する事項を管理する。

(2) 原裁判の執行によって得た金額が当該過料の金額に満たないときは、不足額の徴収については、第2章から第7章まで（第5章を除く。）に規定するところによる。

#### 第11章 訴訟費用の予納

(訴訟費用の予納)

第55条 被告人又は被疑者から刑訴法第500条の2の規定による訴訟費用の概算額の予納（以下「予納金」という。）の申出があったとき、又は予納金の保管替を受けたときは、徴収主任は、検察官に訴訟費用が発生していることを確認した上、訴訟費用予納金保管整理簿（様式第35号）に所定の事項を記載して検察官の押印を受ける。

2 前項の押印を受けた徴収主任は、訴訟費用予納金保管整理簿により歳入歳出外現金出納官吏に通知するとともに、予納を申し出た者（以下「予納者」という。）をして訴訟費用予納に係る保管金提出書（様式第36号）に所定の事項を記入させて歳入歳出外現金出納官吏に提出させる。

3 前項の通知を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、予納者から訴訟費用予納に係る保管金提出書と共に現金が提出されたときは、訴訟費用予納金保管整理簿と対照してこれを受領し、訴訟費用予納金保管整理簿に押印して徴収主任に返戻する。

4 予納金の出納保管は、この規程によるほか保管金規則（明治23年法律第1号）、保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）及び保管金払込事務等取扱規程（昭和26年大蔵省令第30号）の定める取扱いに準じて、歳入歳出外現金出納官吏が行う。

(予納金に係る訴訟費用の裁判の執行等)

第56条 訴訟費用の負担を命ずる裁判を執行する場合において、前条の規定により予納金が保管されているときは、検察官は、刑訴法第500条の3の規定により訴訟費用に係る徴収金に充てるため歳入編入の指揮をするとともに、予納がさ

れた金額から訴訟費用の額を控除した後、残余の額があるときは返還の手続をする。

2 前項の場合における返還の手続は、次に掲げる手続とする。

(1) 徴収担当事務官は、前項の指揮があったときは、訴訟費用予納金保管整理簿に所定の事項を記入して検察官の押印を受けた上、歳入徴収官に訴訟費用予納金保管整理簿により通知する。

(2) 歳入徴収官は、訴訟費用予納金保管整理簿を受領したときは、これに押印して速やかに歳入歳出外現金出納官吏に送付する。

(3) 歳入歳出外現金出納官吏は、訴訟費用予納金保管整理簿の送付を受けたときは、訴訟費用予納に係る保管金提出書を整理し、訴訟費用予納金保管整理簿に押印してこれを徴収担当事務官に返戻し、予納金について速やかに歳入編入の手続をする。

(4) 歳入歳出外現金出納官吏は、訴訟費用予納金保管整理簿により予納がされた金額から訴訟費用の額を控除して生じた残余の額を返還する旨の通知を受けたときは、残余の予納金について返還の手続をする。

(5) 予納がされた金額が訴訟費用の額に満たないときは、不足額の徴収については、第2章から第7章まで（第5章を除く。）に規定するところによる。

3 予納された事件について刑訴法第500条の4各号のいずれかに該当することとなったときは、検察官は、徴収担当事務官をして歳入歳出外現金出納官吏に対し、訴訟費用予納金保管整理簿により返還すべき旨を通知させる。歳入歳出外現金出納官吏は、返還の通知を受けたときは、訴訟費用予納金保管整理簿に押印してこれを徴収担当事務官に返戻し、予納金の返還の手続をする。

(上訴等に関する手続)

第57条 訴訟費用の負担を命ずる裁判について上訴がなされた場合において、予納金が保管されているときは、徴収主任は予納金保管通知書（様式第37号）により上訴裁判所に対応する検察庁の徴収主任に通知する。

2 前項の通知を受けた徴収主任は、予納金保管通知書により予納金が保管されていることを把握する。

3 上訴裁判所において訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定し、刑訴法第500条に規定する申立期間が経過したとき（その申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定したとき）は、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官は、予納金を保管している検察庁の検察官に対し、予納金保管替依頼書（様式第38号）により予納金の保管替を依頼する。

4 前項の保管替の依頼を受けたときは、予納金を保管している検察庁の検察官は、徴収担当事務官をして歳入歳出外現金出納官吏に対し、訴訟費用予納金保管整理簿により予納金を保管替すべき旨を通知させる。歳入歳出外現金出納官吏は、予納金を保管替すべき旨の通知を受けたときは、保管替の手続をするとともに

に、訴訟費用予納金保管整理簿に押印してこれを徴収担当事務官に返戻し、保管金保管替通知書を保管替先の検察庁の歳入歳出外現金出納官吏に対し徴収担当事務官を経由して送付する。

- 5 第3項の規定にかかわらず、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官は、予納金を保管している検察庁の検察官に対し、第59条の規定による訴訟費用の執行指揮の嘱託をすることができる。
- 6 第3項の規定による保管替又は前項の規定による嘱託を受けた検察官は、前条第1項及び第2項に規定する手続をする。
- 7 上訴裁判所において、訴訟費用の負担を命ずる裁判がなされなかったとき（第一審等における訴訟費用の負担を命ずる裁判が破棄された場合を含む。）又は刑訴法第500条の規定により訴訟費用の全部についてその裁判の執行が免除されたときは、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官は、予納金の保管に係る事件の結果通知書（様式第39号）により予納金を保管している検察庁の検察官に通知する。
- 8 前項の通知を受けた検察官は、前条第3項に規定する手続をする。
- 9 第1項から前項の規定は、裁判所により併合、移送又は差戻しの裁判がなされた場合に準用する。この場合において「上訴裁判所」は「併合、移送又は差戻しの裁判により係属した裁判所」と読み替えるものとする。

#### 第12章 国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行

（国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る罰金及び追徴の裁判の執行）

第58条 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号。以下「国際刑事裁判所協力法」という。）第41条第1項第2号の規定による罰金又は追徴の裁判の執行手続については、犯罪被害財産追徴金の例による。ただし、第22条第3項中「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）により被害回復給付金の支給手続を行う検察官に対し、同法に規定する給付資金として引き継ぐとき、又は歳入金として国庫に編入するときは」とあるのは、「国際刑事裁判所協力法による執行協力の実施に係る財産として検事正に対し引継ぎをするときは」と読み替えるものとする。

#### 第13章 共助

（徴収金執行指揮の嘱託）

第59条 検察官は、納付義務者が当該検察官の属する検察庁（支部に勤務する検察官にあっては、当該検察庁支部）の所在地を管轄する区検察庁の管轄区域外に現在するときは、その者の所在地を管轄する地方検察庁、地方検察庁支部又は区検察庁の検察官に徴収金の執行指揮を嘱託することができる。ただし、最高検察庁の検察官にあっては、納付義務者がその庁の所在地を管轄する区検察庁の管轄区域内に現在するときは、その者の所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の

検察官に嘱託することができる。

- 2 検察官は、強制執行手続の必要があると認めるときは、納付義務者の財産の所在地を管轄する地方検察庁（支部を除く。）の検察官にその旨を明らかにして徴収金の執行指揮を嘱託することができる。
- 3 前2項の嘱託をするときは、徴収金執行指揮嘱託書（様式第40号）による。この場合には、徴収金執行指揮嘱託書に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本及び関係資料を添付する。
- 4 第1項及び第2項の規定による執行指揮の嘱託がなされたときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。
- 5 第23条の規定は、徴収金の執行指揮の嘱託について準用する。

（徴収金執行指揮の受託）

第60条 前条第1項又は第2項の規定による徴収金の執行指揮の嘱託があったときは、徴収担当事務官は、徴収金執行指揮嘱託書を検察官に提出して押印を受ける。この場合においては、執行指揮を嘱託した検察官の属する検察庁の徴収担当事務官に嘱託を受理した旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

- 2 前項に規定する場合においては、第10条から第18条まで及び第3章から第8章までの規定を準用する。
- 3 第1項に規定する場合において、執行指揮の嘱託があった徴収金の全額について執行が終了したときは、徴収担当事務官は、執行指揮を嘱託した検察官の属する検察庁の徴収担当事務官にその旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。徴収不能決定の処分があったときも、同様とする。

（徴収金執行指揮の転嘱及び返嘱）

- 第61条 前条第1項に規定する場合において、検察官は、第59条第1項又は第2項の規定に準じて、徴収金の執行指揮を転嘱することができる。この場合において、徴収担当事務官は、執行指揮を嘱託した検察官の属する検察庁の徴収担当事務官にその旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。
  - 2 前条第1項に規定する場合において、納付義務者が所在不明等のため執行できないときは、検察官は、その事由及び調査の経過を明らかにして執行指揮を嘱託した検察官に返嘱する。
  - 3 第23条、第59条第3項及び第4項の規定は、前2項の場合に準用する。
- （徴収金執行指揮の転嘱及び返嘱受理）

第62条 第60条の規定は、徴収金執行指揮の転嘱があった場合に準用する。この場合においては、執行指揮を転嘱した検察官の属する検察庁の徴収担当事務官に転嘱を受理した旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

- 2 第60条第1項及び第2項の規定は、徴収金執行指揮の返嘱があった場合に準

用する。この場合においては、執行指揮を返嘱した検察官の属する検察庁の徴収担当事務官に返嘱を受理した旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

(徴収金執行指揮の嘱託後の手続等)

第63条 第60条第3項又は第61条第1項後段の通知があったときは、徴収担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

#### 第14章 統計報告等

(徴収金に関する統計報告)

第64条 徴収主任は、徴収金について徴収の状況等を調査し、次に掲げるところにより報告する。

(1) 毎月徴収月表(様式第41号)を作成し、翌月10日までにその庁の長に提出する。

(2) 毎年度徴収年表(様式第42号)及び納付義務者別未済金額調(様式第43号)を作成し、翌年度の4月30日までにその庁の長に提出する。

2 前項各号の場合において、高等検察庁支部又は地方検察庁支部の徴収主任は、支部長に同項各号の報告書を提出する。

3 高等検察庁支部長、地方検察庁支部長又は区検察庁の長は、第1項各号の報告書の提出を受けたときは、これを確認した上、速やかに検事長又は検事正に提出する。

4 検事総長、検事長又は検事正は、毎年度その庁の徴収年表(高等検察庁にあっては、高等検察庁及び高等検察庁支部の徴収年表の集計表を、地方検察庁にあっては、地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁の徴収年表の集計表をいう。)を作成し、これを翌年度の5月31日までに直接法務大臣に提出するとともに、検事長は検事総長に、検事正は検事総長及び検事長にそれぞれ同表を提出する。

(印紙納付調査書)

第65条 徴収主任は、印紙により収納した徴収金について毎月印紙納付調査書(様式第44号)を作成し、印紙納付書を添付して、翌月10日までにその庁の長に提出する。高等検察庁支部又は地方検察庁支部の徴収主任は、支部長に提出する。

2 高等検察庁支部長、地方検察庁支部長又は区検察庁の長は、年度経過後速やかにその年度に係る印紙納付書を取りまとめ検事長又は検事正に提出する。

(検査報告)

第66条 検事総長、検事長又は検事正は、毎年1回以上その指定する職員にその庁(高等検察庁にあっては、高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては、地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。)の徴収金に関する検査をさせた上、その結果を報告させる。

2 前項の規定は、徴収主任が交替した場合に準用する。

#### 第15章 雑則

(過誤の訂正)

第67条 第10条第1項又は第11条第1項の規定により検察官の指揮を受けた徴収金及び第44条の規定により手続をした仮納付金について執行すべき金額に過誤があることが判明したときは、次に掲げる手続をする。

(1) 超過額又は不足額についての手続は、第2章から第8章までの規定による。

(2) 超過額を還付すべきときは、検察官は、既に納付された徴収金が現金又は証券である場合には歳入徴収官又は歳入歳出外現金出納官吏に、印紙である場合には支出官にそれぞれ関係資料を添付してその旨を通知する。

2 前項の規定は、徴収金の種別に過誤があることが判明した場合に準用する。この場合には、過誤に係る徴収金についてはその金額の全部が超過額に当たるものとして、徴収すべき徴収金についてはその金額の全部が不足額に当たるものとして、それぞれその手続をする。過誤に係る徴収金が現金又は証券で納付されているときは、訂正の要旨を収入官吏又は歳入歳出外現金出納官吏に通知する。

(裁判確定前の特例)

第68条 第21条第1項の規定は、徴収金に係る裁判が確定する前に徴収金(仮納付を除く。)の納付の申出又は送付があり、徴収金保管者においてやむを得ない事情があると認める場合に準用する。

2 同条第2項の規定は、前項の徴収金に係る裁判が確定した場合に準用する。

(関係書類の整理)

第69条 徴収担当事務官は、執行手続が終わっていない徴収金に係る一部納付願、納付延期願、裁判執行関係事項回答書及び徴収金執行指揮嘱託書その他の書類を、1件ごとに徴収金未済関係書類表紙(様式第45号)を付して保管する。執行手続が終わったときは、特に規定する場合を除き、徴収金既済関係つづりに纏めて整理する。

(特別取扱い)

第70条 検事総長、検事長又は検事正は、その庁(高等検察庁にあっては高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。)の徴収事務について、特に必要があるときは、法務大臣の許可を得て特別の取扱いをさせることができる。

2 検事総長、検事長又は検事正は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事長にあっては検事総長に、検事正にあっては検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。  
(統計表等に関する特別取扱いの経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の徴収事務規程(平成8年3月8日法務省刑務  
訓第196号大臣訓令)第70条の規定により徴収金に関する統計表等につきこ  
れを序別に区分しない取扱いを行っているものは、施行日に第70条第1項の規  
定により法務大臣の許可を受けた取扱いとみなす。

徴収事務規程書式例

目次

- 様式第1号 国選弁護人に係る報酬及び費用額算定申立書
- 様式第2号 徴収金指揮印票
- 様式第3号 徴収金指揮印票(仮納付)
- 様式第4号 訴訟費用に関する通知書
- 様式第5号 納付告知書(甲)
- 様式第6号 納付書
- 様式第7号 納付告知書(乙)
- 様式第8号 督促状(甲)
- 様式第9号 督促状(乙)
- 様式第10号 裁判執行関係事項照会書(甲)
- 様式第11号 裁判執行関係事項照会書(乙)
- 様式第12号 徴収・収納済通知書
- 様式第13号 犯罪被害財産追徴金提出書
- 様式第14号 犯罪被害財産追徴金受領証書
- 様式第15号 徴収金保管簿
- 様式第16号 犯罪被害財産追徴金処分通知書
- 様式第17号 印紙納付書
- 様式第18号 納付済証
- 様式第19号 徴収命令書
- 様式第20号 強制執行手続依頼書
- 様式第21号 労役場留置執行指揮書
- 様式第22号 呼出状
- 様式第23号 収容状
- 様式第24号 収容状執行指揮取消書
- 様式第25号 労役場留置執行指揮取消書
- 様式第26号 労役場留置執行変更指揮書
- 様式第27号 労役場留置執行停止書
- 様式第28号 釈放指揮書
- 様式第29号 労役場留置執行停止取消書

- 様式第30号 労役場留置執行指揮通知書
- 様式第31号 労役場留置執行指揮取消・変更通知書
- 様式第32号 労役場留置執行終了等通知書
- 様式第33号 徴収停止処分書・徴収停止処分取消書
- 様式第34号 徴収不能決定書
- 様式第35号 訴訟費用予納金保管整理簿
- 様式第36号 訴訟費用予納に係る保管金提出書
- 様式第37号 予納金保管通知書
- 様式第38号 予納金保管替依頼書
- 様式第39号 予納金の保管に係る事件の結果通知書
- 様式第40号 徴収金執行指揮囑託書
- 様式第41号 徴収月表
- 様式第42号 徴収年表
- 様式第43号 納付義務者別未済金額調
- 様式第44号 印紙納付調査書
- 様式第45号 徴収金未済関係書類表紙

特別研修資料第3号

徴収事務解説

昭和41年6月1日	初	版	発	行
昭和44年3月20日	改	訂	版	発
昭和51年3月1日	再	訂	版	発
昭和53年12月25日	三	訂	版	発
昭和59年3月24日	四	訂	版	発
平成2年3月29日	五	訂	版	発
平成7年3月20日	五	訂	版	増
平成9年3月18日	六	訂	版	発
平成13年3月26日	七	訂	版	発
平成23年2月18日	八	訂	版	発
平成27年3月13日	九	訂	版	発

発行所 法務総合研究所

印刷所 株式会社キタジマ